

令和7（2025）年度こども家庭庁  
子ども・子育て支援調査研究事業

こども家庭センター等における支援事業の構築及び活用  
の効果的方策に関する調査研究  
報告書

令和8（2026）年3月

HITOTOWA INC.



## 事業要旨

本調査研究では、こども家庭センター等による要支援児童等の把握や家庭支援に有用なサービス構築や地域資源開拓の方策、及びサービスや地域資源の柔軟な活用方策を整理することを目的として、下記の調査を実施し、事例集（市区町村・都道府県向け「家庭支援事業」等の構築ガイドブック）を作成した。

### ➤ 市町村等へのヒアリング調査

こども家庭センター等による要支援児童等の把握や家庭支援について、自治体における①サービス構築と地域資源開拓、②サービスや地域資源の柔軟な活用の観点から、効果的と考えられる方策や取り組み等を情報収集するために、市町村等（9箇所）を対象にヒアリング調査を実施した。

### ➤ 都道府県へのヒアリング調査

市町村による家庭支援事業等のサービスの広域実施や、都道府県所管施設等による実施に関する都道府県の取り組み等を把握するために、事業の構築を担当している本庁部門等（3箇所）にヒアリング調査を実施した。

### ➤ 文献調査

サービス構築や地域資源開拓のポイント整理に有効な知見、及び効果的だと考えられるサービス活用や組合せ等の知見を収集するために、市町村における子育て支援事業に関する直近10年間の国内の研究論文及び調査報告書を収集・調査した。CiNii Research（国立情報学研究所）による検索及びハンドサーチ（研究論文及び国の調査研究報告書）により、最終的に27件を抽出した。

### ➤ 有識者への補足的ヒアリング調査

文献調査や各種ヒアリング調査、ポイント整理の参考となる有用な文献、調査、研究、及びこども家庭センター等における支援事業の状況等について有識者を対象にヒアリング調査（4件）を実施した。

### ➤ 事例集（市区町村・都道府県向け「家庭支援事業」等の構築ガイドブック）の作成

本調査研究の結果及び検討委員会での検討を踏まえて家庭支援事業等のサービス構築や地域資源開拓業務を担う自治体職員にとって参考となる事例集及び報告書を作成した。事例集は、参考事例を調べやすいように、前半部分にサービス構築のプロセスにおけるポイントや留意点を整理した。

### ➤ 検討委員会

専門的助言を得るために、6名の有識者からなる検討委員会を設置し、3回開催した。

## 目次

事業要旨 .....	2
<b>第1章 調査研究の概要</b> .....	<b>1</b>
I. 調査研究の実施概要 .....	1
1. 背景・目的 .....	1
2. 実施内容 .....	2
3. 検討委員会の概要 .....	3
II. 報告書の公表方法 .....	4
<b>第2章 市町村等へのヒアリング調査</b> .....	<b>5</b>
I. ヒアリング調査概要 .....	5
1. 目的 .....	5
2. 調査対象 .....	5
3. 調査方法 .....	5
4. 主な調査内容 .....	5
II. ヒアリング調査結果 .....	6
<b>第3章 都道府県へのヒアリング調査</b> .....	<b>7</b>
I. ヒアリング調査概要 .....	7
1. 目的 .....	7
2. 調査対象 .....	7
3. 調査方法 .....	7
4. 主な調査内容 .....	7
II. ヒアリング調査結果 .....	7
<b>第4章 文献調査</b> .....	<b>9</b>
I. 文献調査概要 .....	9
1. 目的 .....	9
2. 調査方法 .....	9
II. 文献調査結果 .....	11
1. 調査結果 .....	11
<b>第5章 有識者への補足的ヒアリング調査</b> .....	<b>19</b>
I. 有識者への補足的ヒアリング調査概要 .....	19
1. 目的 .....	19
2. 調査対象 .....	19

3. 悉皆・抽出の別.....	19
4. 調査方法.....	19
5. 対象ごとの主な調査内容.....	19
<b>II. ヒアリング調査結果.....</b>	<b>21</b>
1. 一般社団法人社会的養育地域支援ネットワーク 理事／認定 NPO 法人 Learning for All 代表理事 李 炯植氏.....	21
2. 東京科学大学 生命理工学院 教授 黒田 公美氏、聖学院大学 人文学部子ども教育学科 准教授 白石 優子氏.....	25
3. 関西学院大学 教育学部 教育学科 教授 橋本 真紀氏.....	28
4. 社会福祉法人清浄園 統括部長 古屋 康博氏、児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」副センター長 山本 さやか氏.....	32
<b>第6章 調査研究の総括.....</b>	<b>37</b>
<b>I. 本調査研究の結果と考察.....</b>	<b>37</b>
1. 支援事業（サービス）の構築及び拡充について.....	37
2. 地域資源の開拓や関係機関との連携について.....	38
3. 都道府県による支援について.....	39
<b>II. 成果物の活用と今後の検討課題.....</b>	<b>39</b>
1. 成果物の活用による取組の推進.....	39
2. 今後の検討課題.....	40
<b>第7章 資料編.....</b>	<b>41</b>
<b>I. 参考文献.....</b>	<b>41</b>



# 第1章 調査研究の概要

## 1. 調査研究の実施概要

### 1. 背景・目的

令和4年6月15日に公布された改正児童福祉法では、市町村にこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備を求めるとともに、それらの相談機関が家庭のニーズに応じてコーディネートや情報提供を行って支援に活用するための家庭支援事業やその利用奨励・措置、妊産婦等生活援助事業、児童相談所による親子再統合支援事業が法定化される等、各自治体は、要支援児童等の家庭を支援するサービスの拡充・構築や積極的活用を求められている。また、こども家庭センターは、民間団体を含む地域資源の把握・連携促進・発掘等の地域資源開拓業務を担うこととされた。法施行に伴い、国では指針策定や補助事業の拡充・創設、各事業の実施事例の情報提供等を行い、各自治体にて事業の充実が図られている。

しかしながら、全国的には、6つの家庭支援事業のうち4つ以上実施している市町村は35.3%にとどまっている。各事業の実施率は、一時預かり事業・養育支援訪問事業では7割以上、子育て短期支援事業では6割以上となっているが、子育て世帯訪問支援事業では4割程度、親子関係形成支援事業では2割以下、児童育成支援拠点事業では1割以下となっており（こども家庭庁, 2025b）、サービス構築や地域資源の開拓状況に差が生じている。民間団体の活動やインフォーマルな地域の関わりを含む地域資源については調査・把握にとどまっている市町村が多く、地域の民間団体・関係機関の情報交換やネットワークづくり、新たなサービスの検討や担い手発掘を実施している市町村は限られる（こども家庭庁, 2025b）。また、要支援児童等の支援に関わる他のサービス（例：支援対象児童等見守り強化事業、親子再統合支援事業）も積極的な活用が期待されている。

また、これらの効果的な構築・開拓のためには、サービスをどのように組み合わせて要支援児童等の家庭を支援しうるか、そのために地域資源が担えるサービスや役割は何か等、構築後の活用イメージの具体化に役立つ情報も求められている。家庭支援事業について、「事業ニーズはあるが、事業イメージがわからない」、「事業要件を満たす委託事業者や人材の確保が困難」といった自治体からの意見（こども家庭庁, 2025a）もある他、事業の始め方や民間団体との連携方法等について取り組みの情報を共有できるとよいという有識者からの指摘もある（こども家庭庁, 2024）。

本調査研究は、こども家庭センター等による要支援児童等の把握や家庭支援に有用な①サービス構築や地域資源開拓の方策、及び②サービスや地域資源の柔軟な活用方策を、取り組み事例や文献等から整理してわかりやすく提示し、自治体での効果的な構築・開拓・活用による支援の充実に寄与することを目的とする。

## 2. 実施内容

### (1) サービス構築及び地域資源開拓に関する具体的方策の把握

#### ① サービス構築が充実している市町村等へのヒアリング調査（調査①）

要支援児童等へのサービス（例：子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を拡充・構築した経過、担い手確保、組織内外の調整、活用した補助金等の取り組みを調査した。なお、市町村等を人口規模によって5つ（政令指定都市、中核市・特別区、人口10万人以上30万人未満の一般市、人口1万人以上10万人未満の一般市、人口1万人未満の一般市）に区分し、調査②、③と併せて合計9箇所にヒアリングを行った。

#### ② 地域資源開拓が充実している市町村へのヒアリング調査（調査②）

地域資源の把握・連携促進・発掘等の地域資源開拓業務の詳細や流れ、地域子育て支援拠点事業や社会福祉協議会との連携等の取り組みを調査した。

### (2) サービス及び地域資源の具体的な活用方策の把握

#### ① サービス及び地域資源の具体的な活用方策に関する市町村へのヒアリング調査（調査③）

サービスや地域資源の柔軟な活用（対象家庭のニーズに応じた事業内容の変更・調整、各支援段階で活用できるサービスの組み合わせを想定した構築等）に取り組んでいる市町村の取り組み等を把握した。

#### ② 家庭支援事業等のサービスの広域実施等に関する都道府県ヒアリング調査（調査④）

市町村による家庭支援事業等のサービスの広域実施や、都道府県所管施設等による実施に関する都道府県の取り組み等を把握した。事業の構築を担当している本庁部門等、3箇所にヒアリングを行った。

### (3) 取り組み事例と先行研究を踏まえた効果的な構築・開拓・活用のポイント整理

#### ① 文献調査（調査⑤）

サービス構築や地域資源開拓のポイント整理に有効な知見、及び効果的だと考えられるサービス活用や組合せ等の知見を収集するために、市町村における子育て支援事業に関する直近10年間の国内の研究論文及び調査報告書を収集・調査した。

#### ② 有識者等への補足的ヒアリング調査（調査⑥）

文献調査や各種ヒアリング調査、ポイント整理の参考とするために、本調査研究に有用な文献、調査、研究や、こども家庭センター等における支援事業の状況等を有識者から聴取した（4件）。

#### ③ ポイント整理と事例集及び報告書作成

文献や有識者から得られた知見や各種ヒアリング調査を踏まえ、サービス構築と地域資源開拓及びサービス・資源の活用、効果的と考えられる方策に関する事例集（市区町村・都道府

県向け「家庭支援事業」等の構築ガイドブック)を作成した。サービス構築・活用のステップや地域資源との連携・発掘のポイント、自治体の人口規模等に応じた留意点等をわかりやすく整理するとともに、複数のサービスや地域資源の連携・組み合わせ等を想定した構築や活用の事例も掲載し、分類軸の設定等により読み手が理解しやすく編集した。今後、都道府県が広域調整や情報提供等を支援するにあたって参考となるよう取りまとめた。

### 3. 検討委員会の概要

#### (1) 体制

本調査研究を実施するにあたって専門的助言を得るために、学識経験者、民間機関職員、子ども家庭センター職員、都道府県職員からなる検討委員会を設置し、事業の内容について検討を行った。

##### 【構成員】

- ・ 井口 真一氏 (長野県 県民文化部 子ども若者局 子ども・家庭課 児童相談・養育支援室 課長補佐)
- ・ 風間 邦男氏 (藤枝市 子ども・若者支援課長)
- ・ 古屋 康博氏 (社会福祉法人清浄園 統括部長)
- ・ 田中 祐子氏 (枚方市 子ども未来部長)
- ・ 白田 好彦氏 (早稲田大学社会的養育研究所 招聘研究員)
- ◎ 山岡 祐衣氏 (東京科学大学公衆衛生学分野 プロジェクト講師)

(50音順、◎は委員長)

##### 【調査実施者 (事務局)】

- ・ 佐藤 祥子 株式会社 HITOTOWA
- ・ 青山 めぐみ 株式会社 HITOTOWA
- ・ 宮本 好 株式会社 HITOTOWA

##### 【調査実施協力者】

- ・ 西郷 民紗氏 早稲田大学人間総合研究センター
- ・ 飯島 章太氏
- ・ 永田 久実氏 ソーシャルワーカー

##### 【子ども家庭庁】

- ・ 福井 充氏 子ども家庭庁支援局虐待防止対策課 調整係長
- ・ 阿南 悠斗氏 子ども家庭庁支援局虐待防止対策課 調整係
- ・ 中西 琢磨氏 子ども家庭庁支援局虐待防止対策課 課長補佐

## (2) 開催状況

検討委員会は全3回で、以下の通り開催した。

開催時期	主な検討内容
第1回 (8月12日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査実施計画案の検討</li> <li>市町村等及び都道府県に対する各種ヒアリング調査概要及び調査項目、事例集の掲載内容イメージ案、ヒアリング先の検討</li> <li>文献調査概要の検討</li> <li>有識者への補足的ヒアリング調査概要及び調査項目の検討</li> </ul>
第2回 (12月10日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>文献調査及び有識者への補足的ヒアリング調査結果の報告</li> <li>市町村等及び都道府県に対する各種ヒアリング調査の中間報告</li> <li>事例集イメージ及び市町村等及び都道府県に対する各種ヒアリング調査のポイントの共有</li> </ul>
第3回 (2月25日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者への補足的ヒアリング調査結果の報告</li> <li>報告書案及び事例集案の検討</li> </ul>

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会		◎				◎		◎	
(1)市町村等へのヒアリング調査(①~③)	計画検討		実施						
(2)都道府県へのヒアリング調査(④)	計画検討		実施						
(3)文献調査		実施							
(4)有識者への補足的ヒアリング調査		実施							
(5)事例集の作成						作成			
(6)報告書の作成								作成	

## II. 報告書の公表方法

株式会社 HITOTOWA の公式 WEB サイト (<https://hitotowa.jp>) にて公開した。

## 第2章 市町村等へのヒアリング調査

### 1. ヒアリング調査概要

#### 1. 目的

こども家庭センター等による要支援児童等の把握や家庭支援について、自治体における①サービス構築と地域資源開拓、②サービスや地域資源の柔軟な活用の観点から、効果的と考えられる方策や取り組み等を情報収集することを目的とした。

#### 2. 調査対象

検討委員会での検討を踏まえて、参考となると思われる自治体(合計9箇所)を対象とした。調査対象の抽出においては、下記の点も考慮して決定した。

- ・ 市町村等の5つの人口規模(政令指定都市、中核市・特別区、人口10万人以上30万人未満の一般市、人口1万人以上10万人未満の一般市、人口1万人未満の一般市)。
- ・ 家庭支援事業(6事業)のうち、特に子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業を実施している市町村。
- ・ 家庭支援事業の運営形態や、連携する民間機関の有無。

#### 3. 調査方法

個別面接による半構造化インタビューを行った。調査実施期間は令和7年9月～12月。

#### 4. 主な調査内容

##### ① サービス構築が充実している市町村へのヒアリング調査(調査①)

- ・ 調査対象の概要
- ・ 家庭支援事業や要支援児童等の支援のためのサービス構築について
- ・ 担い手の確保について
- ・ 事業内容の検討について
- ・ 庁内外の説明・調整・予算確保について
- ・ 都道府県による支援等について
- ・ 取り組みの意義や成果
- ・ 事業構築のプロセスにおけるポイント

##### ② 地域資源開拓が充実している市町村へのヒアリング調査(調査②)

- ・ 調査対象の概要
- ・ 地域資源開拓業務について

- ・ 地域資源の把握・視覚化について
- ・ 地域資源同士の交流やネットワーク化について
- ・ 担い手の発掘・養成について
- ・ 取り組みの意義や成果

③ サービス及び地域資源の具体的な活用方策に関する市町村へのヒアリング調査（調査③）

- ・ 対象家庭のニーズに対応するための取り組みについて
- ・ サービスの活用や組み合わせについて

## II. ヒアリング調査結果

以下の通り、各調査でヒアリングを実施した。なお、詳細の調査結果については成果物にて取りまとめた。

図表 1 調査対象とヒアリング実施結果一覧

no.	人口規模分類	自治体名	調査①サービス構築				②	③
			子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業	子育て短期支援事業	地域資源開拓	組み合わせ
1	人口1万人未満の一般市（町村）	玉東町（熊本県）		◎		◎	◎	◎
2	人口1万人以上10万人未満の一般市（町）	水俣市（熊本県）		◎	◎	◎	◎	◎
3		東御市（長野県）	◎		◎	◎		◎
4		喜多方市（福島県）	◎		◎		◎	
5	人口10万人以上30万人未満の一般市	藤枝市（静岡県）	◎	◎		◎	◎	◎
6		つくば市（茨城県）	◎		◎			
7	中核市・特別区	豊中市（大阪府）		◎			◎	
8		世田谷区（東京都）		◎			◎	
9	政令指定都市	福岡市（福岡県）			◎	◎	◎	

## 第3章 都道府県へのヒアリング調査

### I. ヒアリング調査概要

#### 1. 目的

市町村による家庭支援事業等のサービスの広域実施や、都道府県所管施設等による実施に関する都道府県の取り組み等を把握することを目的とした。

#### 2. 調査対象

検討委員会での検討を踏まえて、参考となると思われる自治体(合計3箇所)を対象とした。

#### 3. 調査方法

個別面接による半構造化インタビューを行った。調査実施時期は令和7年9月～12月。

#### 4. 主な調査内容

##### (1) 家庭支援事業等のサービスの広域実施等に関する都道府県ヒアリング調査(調査④)

- ・ 調査対象の概要
- ・ 施設・里親等所管資源の多機能化や活用推進について
- ・ 事業検討～構築までの広域調整について
- ・ 複数の市町村における連携のポイント
- ・ その他都道府県における独自の取り組み

### II. ヒアリング調査結果

以下の自治体にヒアリングを実施した。詳細の調査結果については成果物にて取りまとめた。

- ・ 大分県
- ・ 岐阜県
- ・ 長野県



## 第4章 文献調査

### 1. 文献調査概要

#### 1. 目的

サービス構築や地域資源開拓のポイント整理に有効な知見、効果的だと考えられるサービス活用や組合せ等の知見を収集することを目的とした。

#### 2. 調査方法

オンライン電子検索データベースを利用して、令和7年8月に国内の研究論文を収集したほか、ハンドサーチで調査研究報告書等を収集した。

##### (1) 選定基準

選定基準は、平成27年～令和7年（2015年～2025年）に発行された、市町村の子育て支援サービスに関する構築や地域資源をテーマとしていることを条件とし、インタビュー記事、ニュース記事、制度や活動の紹介等は対象外とした。

##### (2) 検索方法

論文の検索には、CiNii Research（国立情報学研究所）を利用し、検索キーワードを下記の通りとした。その結果、合計1017件がヒットし、タイトル・全文スクリーニングを行い、重複及び選定基準に当てはまらない997件を除外した。ハンドサーチにより、研究論文3件及び国の調査研究報告書4件を追加し、最終的に27件を抽出した。

図表 2 キーワード検索結果一覧

No.	キーワード（AND条件）			件数
	キーワード a	キーワード b	キーワード c	
1	こども家庭センター	-	-	67
2	子育て短期支援事業	-	-	2
3	養育支援訪問事業	-	-	7
4	一時預かり事業	-	-	17
5	子育て世帯訪問支援事業	-	-	1
6	児童育成支援拠点事業	-	-	1
7	親子関係形成支援事業	-	-	0
8	子育て	サービス構築	-	0

9	子育て	事業構築	-	0
10	子育て	地域資源	-	16
11	子育て	社会資源	-	38
12	子育て	担い手	-	59
13	子育て	委託事業	-	8
14	子育て	サービス開発	-	1
15	子育て	アウトリーチ	-	29
16	子育て	ショートステイ	-	6
17	子育て	レスパイト	-	5
18	子育て	ペアレント・トレーニング	-	26
19	子育て	ペアレントトレーニング	-	20
20	子育て	サービス	構築	24
21	子育て	サービス	委託	6
22	子育て	サービス	開発	27
23	子育て	事業	構築	39
24	子育て	事業	委託	42
25	子育て	事業	開発	28
26	市町村	サービス構築	-	0
27	市町村	事業構築	-	1
28	市町村	地域資源	-	51
29	市町村	社会資源	-	28
30	市町村	担い手	-	82
31	市町村	委託事業	-	5
32	市町村	サービス開発	-	0
33	市町村	アウトリーチ	-	9
34	市町村	ショートステイ	-	8
35	市町村	レスパイト	-	5
36	市町村	ペアレント・トレーニング	-	3
37	市町村	ペアレントトレーニング	-	0
38	市町村	サービス	構築	56
39	市町村	サービス	委託	10
40	市町村	サービス	開発	33
41	市町村	事業	構築	126

42	市町村	事業	委託	49
43	市町村	事業	開発	73
44	トワイライトステイ	-	-	1
45	ペアレントプログラム	-	-	8

## II. 文献調査結果

### 1. 調査結果

#### (1) 抽出した研究論文及び調査研究報告書一覧

選定基準に基づいて抽出した研究論文及び調査研究報告書は以下の通りである。ハンドサーチにより追加したものに※印を付記した。

図表 3 研究論文及び調査研究報告書一覧

	著者	発行年	タイトル
1	木村 容子	2016	自治体における養育支援訪問事業の実施に影響を与える要因の分析
2	佐藤 まゆみ	2017	市町村における子ども家庭福祉行政実施体制の評価と課題
3	新川 泰弘	2018	地域子育て支援拠点利用者の子育て環境と利用者ニーズとの関連性—ソーシャルワークの視点から—
4	金山 美和子, 中條 美奈子, 金山 茉莉花, 山縣 知子, 下村 篤子	2019	地域子育て支援拠点事業との一体的な運営による利用者支援事業の検討—地域の社会資源の開発に着目して—
5	佐藤 まゆみ	2020	市町村中心の子ども家庭福祉における在宅支援の方策の検討：調和的支援に焦点を当てて
6	竹村 唯, 中尾 八重子	2020	委託型地域包括支援センターと市町村との連携・協働の現状と課題
7	野村 政子	2020	自治体がつくる包括的支援体制における保健師の役割
8	橋本 真紀, 倉石 哲也	2020	子育て家庭支援における「地域支援」機能の検討：子育て家庭の社会的包摂を展開する取り組みの検討から※
9	大澤 絵里	2021	特集 全世代型地域包括ケア—縦割り組織をつなぐコソツとは？ 地域共生社会における分野横断的支援体制の構築に向けて—統括保健師への期待※
10	大澤 絵里, 越智 真奈美	2021	市町村における地域の児童虐待予防と対応のしくみの課題と展望

11	工藤 遥	2021	地域子育て支援における NPO の役割 : 東京都世田谷区の事例から
12	株式会社 NTT データ経営研究所	2022	通いの場づくり等に係る市町村支援に係る調査研究事業 報告書※
13	長沼 葉月, 小松 美帆, 長沼 洋一	2022	精神疾患のある親と子どもの世帯が活用できる制度に関する研究 : 4 都府県における子どもショートステイ事業の自治体格差に関する分析
14	橋本真紀, 伊藤篤, 倉石哲也	2022	全ての子育て家庭を対象とした「地域支援」機能の現況—地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業の「地域支援」機能に着目して—※
15	大野 孝司	2023	市町村の自律的な地域マネジメント力向上と都道府県の役割
16	木山 淳一	2023	地域福祉の政策化における地方自治体と社会福祉協議会との連携・協働に関する考察
17	松崎 佳子	2023	子育て短期支援事業による子ども・家庭支援の新たな展開と課題
18	宮本 太郎	2023	重層的支援体制整備事業とサードセクター
19	内田 充範	2024	地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制整備事業における地方自治体の役割
20	加藤 典子, 竹澤 くるみ, 佐藤 栄治	2024	市町村における母子保健の事業形態と地域特性との関係に関する研究
21	株式会社日本総合研究所	2024	家庭支援事業の適切な運用のあり方に関する調査研究報告書※
22	小沼 春日	2025	地域共生社会の実現に向けた「市区町村社会福祉協議会」のあり方に関する研究 : -地域福祉推進主体に求められる「普遍的な役割・機能」に関する事例検討を通して-
23	株式会社日本総合研究所	2025	子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究 報告書※
24	野中 祥子	2025	特集 こども家庭センターの意義と現状 こども家庭センター創設の意義と期待される役割
25	松井 彩桜, 牛垣 雄矢	2025	府中市におけるトワイライトステイ事業の役割と課題
26	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株	2025	こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について 報告書※

	式会社		
27	山縣 文治	2025	特集 こども家庭センターの意義と現状 子ども家庭福祉から見たこども家庭センターの役割

## (2) 本調査研究の参考となる主な内容

研究論文及び調査研究報告書で言及されていた要点は以下のとおりである。なお、厳密な表記・表現は原文の参照が必要であることに留意が必要である。

### ① サービス構築

#### 1) ニーズ・サービス検討のポイント

##### <市町村の子ども家庭支援>

『寄り添い型』から『伴走型』に変化させるためには、市町村に見られる預かり系、養護系ニーズに対応できるようきめ細かなサービスを用意し、生活困窮等の理由で必要な支援が受けられない状況を防ぐ負担軽減をしつつ、自然に支援を受けることを選択できるよう、普遍的なサービスの一つとして戦略的にセットする必要がある。」(佐藤, 2017)

##### <地域子育て支援拠点>

子育てをする際に家族や地域社会からの支援を求めないで、子育てを自分の「責任」や「義務」と考え、一人で子育ての悩みを抱えている子育て家庭に対しては、間接的な親子支援により、つながりの場や、息抜きをすることのできる場を創り出すことが求められる。(新川, 2018)

##### <在宅支援>

「決して在宅であることを目的とした支援をするのではなく、子どもにとってよい環境を整える方策として在宅支援を提供する必要がある。その際、調和的支援は、ショートステイや社会的養護の資源、他の福祉分野のサービスの組み合わせで提供されることが望ましいと考えられる。」(佐藤, 2020)

##### <包括的ケアシステム>

「包括ケアシステムを構築するためには、ケアシステムの目的を理解していること、統合に関する知識や手法を学ぶこと、それは既存のサービス提供システムを統合するだけでなく新たなシステムのデザインであるという認識をもつこと、そして好事例からの多くの情報を得ること」(大澤・越智, 2021)

##### <子育て短期支援事業>

要支援家庭への支援として、市区町村と調整機関の家族アセスメントの共有や親と市区町村をつなぐソーシャルワーク、調整機関の専門性（利用者、里親への助言）の向上が必要。社会的養護措置から家庭復帰したケースでは、支援の連続性への取り組みも必要である。また、ショートステイにおいては、利用家族のニーズに応じたショートステイ先の選択など一貫した支援のマネジメントが求められる。里親ショートステイでは、養育の在り方の研修や支援、ピアサポートの仕組みづくりなどが必要である。（松崎, 2023）

#### <子育て短期支援事業>

①既存リソースの効率活用を目的とする広域連携の推進（広域連携にあたっての調整の支援、好事例の紹介、広域連携時の事業者へのインセンティブ付与等）、②ショートステイ里親の掘り起こし・育成による柔軟に対応可能な供給量の確保、③支援すべき対象者・需要量の考え方の再考（供給量や自治体の状況を踏まえ、支援すべき利用対象者を見極め、まずは要保護・要支援児童のいる家庭に限るなど）、適切な手段でアプローチすることが供給量確保に向けた打ち手として有効と想定される。（株式会社日本総合研究所, 2025）

## 2) 体制・担い手検討のポイント

#### <養育支援訪問事業>

事業を実施するための実施体制・仕組みや方法等の構成要素として「ICT化された業務管理と標準化」「業務・役割分担と意思疎通」「子ども家庭福祉・教育機関等との協働体制」「必要な人材とその確保」が得られた。「業務・役割分担の明確化と意思疎通」が本事業の「推進度」に影響を与えていることは、中核機関（ケースマネジメントを遂行する機関）が本事業の部署内/間との円滑な意思疎通を図りながら、業務・役割分担を明確にすることが重要な構成要素であるとの新たな知見である。（木村, 2016）

#### <地域包括支援センター>

市町村は、委託先であるセンターとの微妙な力関係を理解し、センターの本音を聞くことや、両者が合意したうえで事業や活動をとともに進めていく過程が重要である。住民の生の声を把握できる強みを活かし、委託元市町村と協働することが重要である。（竹村・中尾, 2020）

#### <母子保健事業>

「超高齢町村型」及び「超小規模分散居住町村型」の市町村では、民間委託は物理的に不可能な場合が多いと推察される。このような課題を解決するためには、第32次地方制度調査会で地方行政のあり方として提言された地方自治体の広域連携における事業実施の必要性について、市町村が地域特性を踏まえて検討し、その上で直営・民間委託を決定する必要があると考える。（加藤・竹澤・佐藤, 2024）

#### <子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業>

類似事業の提供実績の有無や庁内／庁外（地域内）におけるリソースの有無に応じて、家庭支援事業の提供可否やサービス水準に差異が生じる可能性がある。複数自治体（縣市、近隣複数市町村等）での一体発注や複数事業の包括発注により、事業者・発注者がリソースの所在地域に過度に縛られずかつ効率的に事業を提供していけるようなスキームを検討していくことが求められる。（株式会社日本総合研究所, 2024）

#### <トワイライトステイ事業>

完全民営化は難しい事業であるため、仮に自治体の援助があっても事業を引き受ける主体は現れにくい。トワイライトステイ事業の制度内容そのものの課題として、広報がしづらいために利益が上がりづらい事業であることがあげられており、事業を実施する施設以上に行政による積極的な広報が求められる。（松井・牛垣, 2025）

#### <家庭支援事業>

小規模市区町村においては、行政内部の体制構築に課題がある中で、地域資源を開拓し、担い手を増やしていくことが、継続的な支援体制を構築するために非常に重要である。また、既存の支援では対応しきれないニーズに対応するために、市区町村子ども・子育て支援事業計画に記載されている事業以外にも、ニーズに応じて随時事業を整備していくことで地域全体として切れ目のない支援の提供につながる。（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社, 2025）

### 3) 都道府県による支援のポイント

#### <通いの場事業>

都道府県は、市町村が事業推進の視点ではなく事業のアウトカムの視点(住民や地域の健康や幸福の視点)を持って地域づくりのあり方を見直すことを支援するとともに、市町村の目的に応じて効果的に制度や事業を活用できるよう支援する必要がある。一方、市町村を支援するための人手や財源は限られるため、ありがちな課題を抱えていそうな特定の市町村の実情・課題を深く理解することで、市町村の実情・課題に応じた個別支援や、同様の課題を持つ市町村への広域的支援を展開することが大切である。（株式会社 NTT データ経営研究所, 2022）

#### <家庭支援事業>

「市区町村の家庭支援事業等の整備・拡充に向けては、都道府県が管轄する社会的養護に関する資源について市区町村へ積極的に情報提供を行うとともに、施設等の活用に向けた調整を都道府県が主体となって行うことが重要である。」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社, 2025）

## ② 地域資源開拓

### 1) こども家庭センターにおける地域資源開拓のポイント

#### <統括支援員の役割>

地区活動やケースワークを通じて母子保健、児童福祉の両機能が蓄積している情報や地域と築いている関係性を活かしながら、地域子育て支援拠点や社会福祉協議会など、地域資源のネットワーク構築や新たな資源（例えば居場所づくり等）の立ち上げ支援に取り組んでいる団体との連携を統括支援員がリードするなどして、地域資源の把握や開拓を前進させる方法が考えられる。（野中, 2025）

#### <こども家庭センターのネットワーク活用>

地域子育て相談機関、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業などに限らず、入所施設や通所施設などのこども家庭福祉施設、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関連分野の施設や機関、さらには NPO 法人などの民間活動なども視野に入れる必要がある。（山縣, 2025）

### 2) 各事業、機関等における地域資源開拓のポイント

#### <利用者支援事業>

社会資源開発の思考過程においては、利用者支援専門員の「無いものはつくる」といった姿勢や、柔軟な発想の転換により、持っている地域資源をうまく利用して行なわれていることが明らかである。日頃から子育てに関する分野だけでなく、一見、関連性が無いように見える分野の機関や団体、個人とつながりを持っていることが、資源開発によい結果をもたらしていると考えられる。（金山・中條・金山・山縣・下村, 2019）

#### <地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業>

拠点事業や利用者支援事業の従事者が予防的な子育て家庭支援における「個を地域で支える援助」と「個を支える地域をつくる援助」を担い、市区町村総合家庭支援拠点や社会福祉協議会が「個を支える地域をつくる援助」と「地域福祉の基盤づくり」を担うことで、こども家庭福祉領域における「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいくことも一案である。

（橋本・倉石, 2020）

#### <市町村保健センター等>

分野横断的支援体制の構築のためには、統括保健師が、行政内、自治体内を広い視野で眺め、高いアンテナをもち、情報を捉えること。他部署や他機関を尊敬しながら、きめ細かに行動し関係性を構築すること。データや関係者の声からの確に現状を把握すること。他部署や他職種の人材育成の意識を持つこと。それらの実践、また関係者がそのような実践を推進できるようなしくみづくりが期待される。（大澤, 2021）

#### <ショートステイ事業>

担い手として、児童養護施設、乳児院、「協力家庭」等があり、施設での受け入れのみに頼れない場合、里親等の協力家庭への支援体制を整えたり、宿泊設備を備えた公共施設を活用して児童養護施設等への勤務経験のある保育士や児童指導員に委託したりする等、実効性をもって機能していくような運用が必要だろう。(長沼・小松・長沼, 2022)

#### <地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業>

拠点事業や利用者支援事業の「地域支援」は、親子にとっての近隣でより細やかに親子と地域の人々や子育て家庭間の関係を取り持ち、市区町村子ども家庭総合支援拠点事業等は、地域の広域エリアを対象として地域における関係機関や住民活動の総合調整の中核的な機能を担いつつ地域福祉の基盤づくりを行い、互いが連携することで重層的な支援機能の発揮が可能になる。(橋本・伊藤・倉石, 2022)

#### <重層的支援体制整備事業>

「アクターの重層性」をいう時、いかにシナジー効果の高い連携を実現できるかがポイントである。なぜなら、重層事業の第一の重層性すなわち縦割りを克服する諸部局の重要性と、第二の重層性すなわち「つながる・つなぐ・「場」をつくる」という支援プロセスの連携は、4つのセクター（官・民・共・私）のよいところが引き出され合っこそ円滑にすすむからである。(宮本, 2023)

#### <重層的支援体制整備事業>

重層的支援体制整備事業の推進においては、地方自治体が、事業予算を確保したうえで、地域づくり事業に求められる居場所の確保や CSW を担える人材の派遣をしていかなければならないと考える。場所については、公共施設の活用のほか、民間家屋等の借り上げなども含まれる。(内田, 2024)

### 3) 各地域資源との連携のポイント

#### <社会的養護の資源>

市町村の調和的支援には、子育て支援に限らず、社会的養護の資源に関する理解と活用が求められることが明らかになった。家事支援や障害者福祉、公的扶助等他分野の福祉サービスの活用も視野に入れる必要がある。(佐藤, 2020)

#### <市町村保健師>

市町村保健師はあらゆる年代や健康レベルの住民を対象に個別支援や地域住民の活動の組織化に取り組み、その仕事のスタイルは分野横断的支援が基本である。包括的支援体制の構築において、個別支援の仕組みづくり、市町村の組織づくり・人づくり、地域内の体制づくり・人づくり、地域づくり、市町村社会福祉行政のアドミニストレーションの役割を果たすこと

ができる。(野村, 2020)

#### <子育て支援 NPO>

利用者支援事業や一時預かり事業など複数の事業を展開できるようになり、期待される機能や役割がより多様化、拡大してきた。子育て家庭の多様なニーズに対応する NPO の子育て支援事業に対する公的支出や支援体制の拡充が不可欠であると考え。そのためにも、子育て当事者や子育て支援者を含む地域住民や NPO などの民間団体が、子育て支援の制度づくりや意思決定の過程に参画することは今後さらに重要となるだろう。(工藤, 2021)

#### <社会福祉協議会>

地域共生社会の実現にあたり、自治体は NPO などの団体の柔軟な活動や関係機関・団体の連携と協働が求められると考えているとともに、社協に中核的な役割を期待していることがわかった。また、住民と行政との協働による地域における福祉活動の推進が核となり、それを支える多様な機関・団体との連携と協働が不可欠である。(木山, 2023)

#### <市区町村社会福祉協議会>

住民が自ら持つ内発的主体性を内包した地域づくりの基盤があることにより、今後ますます増加する「個別支援」場面の困難なニーズに対しても、きめ細かく対応する「コミュニティ・ソーシャルワーク」の機能を発揮することが期待できる。こうした「地域づくり(コミュニティ・ワーク)」の蓄積を土台とし、個別支援を内包していく取り組みこそが、市区町村社協に求められる普遍的な役割・機能である。(小沼, 2025)

#### <社会的養護の資源>

重篤度の高い子ども虐待の支援では、アフターケアを含め、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設などとの連携が重要であるが、これらの施設が立地している市区町村は、政令指定都市、中核市・東京都区部以外では多くない。行政からの働きかけだけではなく、施設個々あるいは施設業界としての市区町村への働きかけが重要となる。(山縣, 2025)

## 第5章 有識者への補足的ヒアリング調査

### 1. 有識者への補足的ヒアリング調査概要

#### 1. 目的

文献調査や各種ヒアリング調査、ポイント整理の参考とすることを目的とした。

#### 2. 調査対象

こども家庭センター等における支援事業の有識者

#### 3. 悉皆・抽出の別

検討委員会での議論を踏まえ、有識者を任意に抽出

#### 4. 調査方法

個別面接（半構造化インタビュー）を行った。調査実施時期は2025年8月～11月。

#### 5. 対象ごとの主な調査内容

図表 4 調査内容

	テーマ	ヒアリング対象	主なヒアリング内容
1	児童育成拠点支援事業等、居場所支援関連	一般社団法人社会的養育地域支援ネットワーク 理事／認定 NPO 法人 Learning for All 代表理事 李 炯植氏	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 団体概要、家庭支援事業の実施状況</li><li>・ 自治体がサービスを構築する上でハードルとなっていること</li><li>・ 自治体と協働している団体の特徴</li><li>・ 民間団体（担い手側）にとって事業を担いやすい条件</li><li>・ 今後の家庭支援事業や制度全体のあり方</li></ul>
2	親子関係形成支援事業等、ペアレントトレーニング関連	東京科学大学 生命理工学院 教授 黒田 公美氏 聖学院大学 人文学部子ども教育学科 准教授 白石 優子氏	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 養育者（おやこ）支援プログラムガイド作成の取り組み</li><li>・ 親子関係形成支援事業の構築のポイント</li><li>・ プログラム選定や実施のポイント</li><li>・ 今後のプログラム提供のあり方</li></ul>

3	地域資源開拓関連	関西学院大学 教育学部 教育学科 教授 橋本 真紀氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の地域子育て支援拠点等における地域資源開拓の手法やポイント</li> <li>・ 地域資源開拓のあり方</li> <li>・ 好事例、参考文献</li> <li>・ 今後の家庭支援事業や制度全体のあり方</li> </ul>
4	家庭支援事業全体	社会福祉法人清浄園 統括部長 古屋 康博氏  児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」副センター長 山本 さやか氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体概要、家庭支援事業の実施状況</li> <li>・ 自治体が家庭支援事業を構築する上でのポイント</li> <li>・ 家庭支援事業における自治体と民間団体の理想的な協働のあり方</li> <li>・ 民間団体（担い手側）にとって事業を担いやすい条件</li> </ul>

## II. ヒアリング調査結果

### 1. 一般社団法人社会的養育地域支援ネットワーク 理事／認定 NPO 法人 Learning for All 代表理事 李 炯植氏

#### (1) 団体概要

##### ① 実施事業

#### 1) 一般社団法人社会的養育地域支援ネットワーク（以下、しゃちネット）

- ・ 家庭支援事業を中心に、子ども食堂や学習支援等、地域の中でこどもをサポートする団体を含めた実践者のネットワークである。
- ・ 設立目的は、新しい社会的養育ビジョンに沿って市町村の子ども家庭ソーシャルワークをより強化するため、担い手や自治体と一緒に、ノウハウ共有や人材育成を推進していくことである。年 1 回の全国フォーラムの開催、研修コンサルティング事業、調査研究や政策提言を実施している。現在、会員（団体のみ）は約 60 団体で、今年度 3 月までに 200 団体を目標に活動している。
- ・ 先日開催した、児童育成支援拠点事業がテーマのイベントには、100 を超える自治体が参加した。関心は非常に高く、家庭支援事業をどのように始めたら良いかと困っている自治体は多い。自治体とのネットワークを構築してノウハウ共有を推進していきたいが、その手法は検討中である。

#### 2) NPO 法人 Learning for All（以下、LFA）

- ・ 運営している 4 拠点のうち、児童育成支援拠点事業として実施しているのは 2 拠点。1 拠点は子どもの学習・生活支援事業との組み合わせで、もう 1 拠点は自主事業で実施している。
- ・ 2016 年に戸田市（第三の居場所事業の第 1 号）、2019 年につくば市と葛飾区で開始。2022 年から他事業者が尼崎市で行っていた第三の居場所事業を、事業者変更で自主事業として引き継ぎ、後に委託事業に変更となった。
- ・ 児童育成支援拠点事業ができる前から、地域に必要性を感じて、日本財団やゴールドマン・サックスからの寄付を受けてつくば市、葛飾区で第三の居場所事業を開始した。それをモデルにして、LFA として他の自治体にも話を持ち込んでいった。葛飾区には、当時から地域資源のひとつとして、こどものリファーマ協力を受けていた。当初、戸田市やつくば市、尼崎市とは連携協定を結び、こどもの居場所を運営していたが、委託事業に変わると行政サービスになるので協定関係はなくなった。

##### ② 組織体制

#### 1) しゃちネット

- ・ 常勤の事務局長が 1 名、その他は業務委託で運営している。

## 2) NPO 法人 Learning for All

- ・ LFA は、拠点にフルタイムスタッフを 3～4 名配置し、加えてソーシャルワーカーを入れる場合もある。現場に未配置のマネジメント職が管理に当たっている。LFA は職員数も多く、拠点開設に合わせて雇用することもある。

### (2) 自治体との協働について

#### ① 自治体がサービスを構築する上でハードルとなっていること

- ・ 児童育成支援事業は企画が難しい事業だと感じている。市町村からすると対象者が非常に広く読める。つまり要対協のこども以外も含めて様々なこどもが利用できる事業で、私自身はそれ自体とても良いことだと思っているが、広すぎる故に調整機関が多い。教育委員会や生活保護の担当等、様々な部署と調整する必要があるため、企画能力が試される事業である。仕様の検討段階で止まっている自治体もあると思われる。

#### ② 自治体と協働している団体の特徴

- ・ 事業者としては単一サービスを行っている団体よりは、多様な事業を包括的に実施できる団体でないと取り組みにくい。学習支援や子ども食堂だけを行っている団体だと新しく始めないといけないことが非常に多く、自治体側からしても、そのような仕様書で担い手を探した時に、尻込みする要因にもなると思う。
- ・ NPO が委託を受けるケースは、日本財団の「第三の居場所事業」を実施していて、それをそのまま児童育成支援拠点事業に変えるパターンが多い。
- ・ 社会福祉法人、つまり児童養護施設や保育園等を運営しているところは、基盤がしっかりしており、対象となるこどもの年齢層が違っても構わないが、参入しやすいのではないかと。特に地方に行けば NPO 等の担い手は少なくなるので、既存事業の延長という位置付けで参入を促すのは今後大事になってくる。

#### ③ 担い手側にとって事業を担いやすい条件

##### 1) 事業構築、予算化

- ・ 自治体に求めることは、予算を絞りすぎないで欲しい。市町村の財政が厳しいこともあり、居場所の運営時間に対する時給でしか人件費が出ないとすると、ケース相談、訪問、ケース会議等は時給が発生しなくなってしまう。事業の構築段階のところで、事業者の業務内容を洗い出して適正な予算をつけてほしい。
- ・ 事業構築の時に仕様書の段階から調整してくれる自治体もある。首長のコミットメントが非常に高く、こうした事業をやっていくべきだという意向を持っている。一方で、予算上限は決まってしまった上で、見積もりが欲しいというケースも結構ある。
- ・ 子どもの学習・生活支援事業も実施率は 60% くらいだが、人口 10 万人未満の自治体には広がっていない。なぜなら、福祉事務所がなく拠点型のサービスを行うにも非常に効率が悪い。結局、必須事業を回すだけで担当課は精一杯のため、構造上、難しいのではない

かと思っている。

- ・ 児童育成支援拠点事業も、現在の仕様のまま小規模自治体で実施するにはどうすればいいか。10万人未満の自治体の場合、ターゲット型とユニバーサル型で事業を分けて、ターゲット型で拠点を運営するのは、そもそも対象者が少ない中で非常に効率が悪く、人々の生活動線に合っていないと思う。補助金を合体させる等して、ユニバーサルな拠点を作り、そこで子どもと家族が生き生きと過ごせるように、例えば生活に困難を抱えていない家庭や、虐待等の困難を抱えた家庭、社会的養護の子どもも含めて、ひとつの拠点で過ごせるようなアプローチで事業を組んだ方が良いのではないか。

## 2) 事業運営

- ・ 居場所を使っている子どもが虐待通告となった場合、家庭児童相談室が一緒だと、親の虐待指導もしていただきと言われることがある。その結果、居場所で保護者に虐待について話をしなければならなくなり、トラブルにつながってしまう。
- ・ ケース対応は、民間と行政含め、家庭全体を支援するために多機関連携が前提になる。担当者が集まってケース会議をして進めていかないといけないが、ケース会議が動かない、改善されない、担当部署に知見がない等で、横の連携が取れていないこともある。
- ・ 子ども家庭センターがハンドルを握り、サポートプランに基づいて、子どもと繋がっているひとつの社会資源としてLFAを使ってくると非常に有り難い。現状は、LFAが子どもからソーシャルワーク全体を考えてケースを動かすということをせざるを得ない状況がある。特に市町村で子どものソーシャルワークを行ってきた人材が少ないと感じる。
- ・ 例えば、居場所で子どもの状態が非常に悪くなったとする。理由を辿っていくと、親の希死念慮が相当強くなっている。LFAは子どもを起点にソーシャルワークをしていくので、こちらが対応できる範囲のことを、訪問も含めて全部行う。当然、行政の他機関とも連携しながら、フォーメーションを組んで進めていくが、感覚としては情報を得てからフォーメーションを組むまでに1ヶ月以上要する。そうなると、居場所で実施することがどんどん膨らんでいってしまう。児童育成支援拠点事業のスコープはどこまでなのかが問題で、逆に、こうしたソーシャルワークを行わなくても成り立つという怖さがある。LFAでは、子どもの最善の利益を考え、「ケースを動かしませんか」と伝えている。
- ・ 子ども家庭センターが、子どもの権利を真ん中に置いてソーシャルワークをすれば、このようなことが改善されていく期待もある。職員の経験がなかったり、異動もあったりする中で、学んでいくステップを構築していけば良くなっていくと思っている。つくば市では私が子ども政策のアドバイザーをしており、教育委員会と福祉部局での合同研修等も実施している。
- ・ 拠点運営にあたっては、送迎や運転手の補助も必要である。今の児童育成支援拠点事業は、どうしても中規模以上でないと広がりにくいだろうという予測をしている。広域自治体等でも実施できると思うが、よりサービス圏域が広がるので送迎の面で非常に大変になってしまう。LFAでも、特に夏休み等は10時～18時の運営に加えての送迎業務（片道1.5時間等程度かかる場所もある）で負担が大きい。自損事故等のリスクもあること

から、車のスペックも中古車でコストを抑えるのではなく、安全性能が高い方が良い。行政側で事業の要件を変えたり、自家用車でボランティアできる方を行政が募集したり、福祉車両のドライバー等も含めて皆でシェアしたりする方が効率的ではないか。コミュニティバス、コミュニティタクシー等も使えると良いが、時間帯的に利用できなかったり、高齢者以外は使えなかったりする課題がある。

### 3) 自治体への働きかけや調整プロセス

- ・ 第三の居場所事業を日本財団の助成を受けて行う場合も、LFAの自己資金で行う場合も、期限があるので、切れる頃には委託事業への移行を打診することを基本としている。
- ・ 自治体に説明する時に使用する資料やデータについて、今後はしゃちネットで支援できるようにしていきたい。人口規模別等で情報収集をして工夫した仕様書案をネットで公開し、自治体向けの見学ツアー等もできると良いのではないか。逆に民間団体側が学ぶべきこともたくさんあり、しゃちネットとしては、完全に中立な立場で支援を行っていくことになると思う。
- ・ LFAの経験から、建設的な事業構築ができたと思う自治体は、首長が「この事業は必要だ」という意向を持っているケースが多い。

### 4) 参考になる自治体の事例

- ・ 豊中市では、LFAが専門家として関わっていた。豊中市では、児童育成支援拠点事業の他に、条件を緩和した「豊中型認定居場所」、その他一般のこども食堂や学習支援等を含む「こどもの居場所」という三層構造で展開している。その中で、こどものメインターゲットの設定とそれを評価するチェックリスト、リファーマの仕組み、連絡システム等のコンサルティングを行った。
- ・ 世田谷区は、児童育成支援拠点事業ではないが、子どもの学習・生活支援事業で児童育成支援拠点事業と似た内容の事業を実施している。色々な自治体から問い合わせが来ていると聞いた。仕様書の作り方等も参考になるのではないか。

## (3) 今後の家庭支援事業や制度全体のあり方について

### ① 現在、特に課題に感じる点

- ・ 児童育成支援拠点事業に関しては、どのような仕様を書くかによって変わるが、非常にハードな状況のこどもたちが繋がってくることが多い。暴言暴力、精神疾患を持つこどもたちの自殺念慮や自傷行為といった重い事案に向き合うことが多い。
- ・ 採用はかなり難しく、LFAでは非常にこだわって実施してきた。また、9年ほど拠点運営をする中で、人のケアの点では、人事部をつくったり、カウンセラーがメンタルケアをする仕組みを整えたりしてきた。

### ② 今後の望ましい支援のあり方

- ・ 家庭支援事業は、かなり地域においては大事な事業になるので、最初の予算が低い等は

当然のことだと思っているが、官民でより良いものにして広げていく努力をしていくことが一番大事だと思っている。

## 2. 東京科学大学 生命理工学院 教授 黒田 公美氏、聖学院大学 人文学部子ども教育学科 准教授 白石 優子氏

### (1) 養育者（おやこ）支援プログラムガイド（早稲田大学社会的養育研究所,2025。以下、ガイド）の作成について

- ・ 養育者支援プログラムの実践者・有識者で構成される会議体「養育者（おやこ）支援プログラム連絡協議会（以下、協議会）」が、2022年頃に早稲田大学社会的養育研究所にその運営を引き継ぎ、様々なプログラムを紹介するため、2025年1月にガイドを発行した。（黒田氏）
- ・ 多くのプログラムに共通する目的は、「どうやってこどもを叩かずにしつけをするか」を伝えることである。「叩くのはダメ」ということにはあまり意味がなく、どうすれば叩いたり怒鳴ったりせずにこどもに伝えられるかがポイント。（黒田氏）
- ・ 2015年に調査（国立研究開発法人科学技術振興機構（2015）「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」社会技術研究開発事業（RISTEX）。以下、RISTEX研究）を行った時、こうした養育者支援プログラムの児童相談所における普及率は、こどもが一時保護下の養育者で5%以下、3年ほど前に行った調査（PwCコンサルティング合同会社（2021）「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査」厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業。以下、令和3年度厚生労働省調査研究）でも5.6%程度だった。良いプログラムがたくさんあるのに、普及が進まない実情がある。（黒田氏）
- ・ 一つの課題として、親を起訴するかどうか検討する時に、海外だとプログラムを提供しそれを受ければ「今回は起訴しない」とするシステムがあるが、日本ではそのシステムがない。それでも、再犯防止の観点から、法務省の検事がプログラムにつなげたいと奔走してくれているところもある（東京地検等）が、どこでいつどんなプログラムを受けられるのかという情報がなくて困っているということだった（2015-2016年当時）。家族本人や地方自治体、こども家庭センター、児童相談所でも、プログラムに興味があっても情報が集約されておらず探しにくい。そこで2015年からの私たちのRISTEX研究では、5つのプログラムの代表者に依頼して情報を集め、HPにまとめた。今回のガイドも同様の目的。またこれら代表者の「連絡協議会」を作って年3回程度、情報交換を行っている（基本Zoom。年1程度対面）。
- ・ また、児童相談所では親・世帯の問題にフォーカスできる心理士、社会福祉士が足りていない。こどもを一時保護したり在宅支援したりすることに第一義的に注力するが、本来はこどもとは別に親への支援も重要（こどもの保護を担当する職員は親との間にお互い陰性感情が生まれやすいので、欧州のように親の支援は別の人に対応する方がよいが、それができるのはほぼマンパワーのある東京の児童相談所のみ。横浜や大阪でも厳しい）。

親に養育者支援プログラムを受けてもらう等のアプローチをして、世帯の状況が変わらないと、仮に一時保護したとしても、帰る場所がない。

- ・ 令和3年度厚生労働省調査研究に委員として参画し、その後二次分析（保護者支援プログラムの普及と、児童福祉司の業務量の関係）を行った。公表はしていないが、児童福祉司一人あたり新規の虐待相談件数が10件を超えると、養育者支援プログラムの提供率が低くなるという分析結果がある。（黒田氏）

## (2) 自治体（市町村）における養育者支援プログラムの実施について

### ① 親子関係形成支援事業の構築のポイント

- ・ 養育者支援プログラムの中でも予防的な位置付けで、かつ、実施する側もプログラムを受ける側もそこまで難易度が高くないプログラムのみを市区町村で準備し、その中でさらにフォローが必要なケースについては都道府県がハイリスク家庭向けのプログラムを実施することも有効ではないか。（黒田氏）
- ・ プログラムを提供する団体がHP等を充実させたり、どこに連絡したら良いかを一本化したりすることも重要。協議会では、プログラムの紹介動画を作ったり、自治体からの問い合わせを受けてプログラムの紹介をしたりもしていた。これらはこどもを対象とした支援窓口情報とあわせ、こども家庭庁等のHP等、公的な情報にした方がよいと思う。（黒田氏）
- ・ 親子関係形成支援事業はグループで実施することになっていると思うので、市区町村ならばトリプルPやCARE、MY TREEがよいのではないか。ただ、MY TREEは対面を重視しているので、遠いと通うのが大変。オンラインでも実施はできる。対面の場合は託児もあるようだ。（黒田氏）
- ・ グループで実施する前提があるなら、様々なケースに対応できるよう何種類ものプログラムを用意することはできないと思う。多くの層が対象に入るような、トリプルPやCAREを開催し、そこに参加できない方には個別に治療的なプログラムをすることになると思う。（白石氏）
- ・ 実施主体は市町村や県が前提だとは思いますが、本人が移動できれば、あるいは時間があれば、隣の自治体や空きがある自治体でプログラムを受けられると良いと思う。オンラインであればそれがもっと広がると思っている。（白石氏）
- ・ 加えて、自治体では年度またぎの問題がある。例えばMY TREEは実施期間が半年かかる。入札が終わり、参加者を募集して年度内に実施終了するとなれば早くても9月開始頃の年1回しか実施できない（冬に探しても、受けられるのは来年の秋）。単年度ではなくせめて複数年度で、3年くらいあれば、少なくともその間は自由なタイミングで始められる。（黒田氏）
- ・ 外部委託の場合、民間支援団体と児童相談所、こども家庭センターとの個人情報の共有が必要となり、一から契約書等を自治体職員が作るのはハードルが高い。そこで上記の令和3年度厚生労働省調査研究の報告書には、先進的な自治体の契約関連書類の雛形を

掲載させてもらって、あらたに外部委託をはじめようとする自治体を支援した。自治体が1から作るのはかなり大変だと思うので、このような契約関係様式の情報が途切れないようにしてほしい（法令が変わったりした場合、様式も改訂してくれるとか）。（黒田氏）

## ② プログラム選定や実施のポイント

- ・ 児童虐待防止法ができた時に、「養育者支援プログラムが必要だ」となり、東京都の中央児童相談所では専門部署を作って実施することになった。他の自治体は、養育者だけを支援する部署をつくるマンパワーがなかった。そこで当時、大阪市の児童相談所の方が、英断で、外部委託で養育者支援プログラムを始めた。その後も関西の方では外部委託が進んでいて、関東は内部で専門家を養成するという傾向がある。（黒田氏）
- ・ 立命館大学の中村正先生が実施している男親塾というプログラムがあり、男性向けのプログラムだと父親も参加しやすい。男親塾はハイリスク向けのものだが、PTA等を通じて宣伝してもらう方法もあるのでは。MY TREEも最近、男性向けのプログラムを実施している。MY TREEは徹底的に匿名かつ対面でやっているのが特徴。（黒田氏）
- ・ 以前ある研究をした時、母親が95%、父親が5%くらいしか自発的に申し込んでこなかったことがある。海外の例を見ても、やはりお父さん向けとうたったプログラムにしないと参加しにくいと思う。親といえば父母の両方を含むというのは支援者側の思いだが、それは多分伝わらない。（白石氏）
- ・ グループなので、参加者を集めるのが非常に難しいのではないかと。私も研究で実施するプログラムでは父親を募集するが、X（旧 Twitter）では1000ビューで1人問い合わせが来る程度。何も興味がない時にも情報が目に入ってくるくらいの頻度で広告を打たないと、特定の時間帯に開催されるグループに人を集めるのは相当難しいと思っている。小学校や高層マンション群での実施も地域によっては可能だと思うが、一方で家庭の中のことを話さないといけないというハードルが高くなるおそれもある。ある程度、匿名性がある方が参加しやすいということも考慮した方が良いと思う。リモートは一見匿名性が高いように見えるが、家庭内で自分の本心を聞かれてしまうといったプライバシーの問題も出てきやすい。（白石氏）
- ・ 例えば CARE の場合だと、幼児あるいは低学年くらいのこどもと、思春期の10代のこどもに分ける方が実施しやすいと言われているが、混ぜられていてもできないことではない。トリプルPは主対象が2歳から12歳だったと思うが、年齢がある程度近い方が、親同士の交流は生まれやすいようだ。少し上の年齢のこどもの親と一緒にだと、先輩がいるというような感じで交流できる。（白石氏）
- ・ ご自身の意思で参加してもらう場合には、ある程度親に力がある場合が多いと思う。自分でどうにかできるものの育児不安が強かったり、勉強したいというモチベーションがあったり、そういう方が参加することでプログラムに対する偏見を弱めていくことが有効ではないか。虐待しそうな親だからプログラムを受けさせられるという偏見があっては、プログラムに魅力を感じにくい。参加者の中で本当にターゲットにしたい、困ってい

る人は何割かしいかない可能性もあるが、続けていくことでプログラムの認知度を上げ、効果があるものである（子育てを変えられる）ことを知ってもらうこと、偏見を取り除く（ダメな親だから受講を勧められているのではない）ことが必要だと思う。（白石氏）

- ・ 自治体が訪問支援をする中で、グループに入れそうな人にプログラムを紹介していく。何か違うなど思いながらも頑張って通う人や、ドロップアウトする人も必ず出てくると思う。また、参加したものの実践が上手くいかない人には、本当に支援が必要だというフラグが立つと思う。その後に訪問を続けるとか、ショートステイを提案していくとか、そういった時間軸を持つことが重要ではないか。（白石氏）

### ③ 市町村及び都道府県に対する各種ヒアリング調査へのご助言

- ・ ヒアリングは、市町村に聞く方法とプログラム提供団体に聞く方法があるのではないか。北九州市や和歌山市、大野城市、京都府、堺市等は過去の調査研究で、好事例として紹介したことがある。（黒田氏）

### (3) 今後のプログラム提供のあり方について

- ・ プログラムによって適する対象者が違うので、自治体は少なくともプログラム提供団体の連絡先を知っていることが大事だと思う。必ずしも自治体の中で提供できない場合でも、紹介できるプログラムは複数ある方が良い。（黒田氏）
- ・ 通常、それぞれのプログラムを自治体以外の場所で受講する場合は有料になるが、自分が必要なものをクーポンで払えるような仕組みが良いかもしれない。プログラム提供団体としても、自治体からの委託となるとターゲットが限られるが、もっと柔軟に実施できる。将来的には、利用者負担が0になると良いと考えている。（白石氏）
- ・ ピア支援が良いのではないかと思う。支援を受けた人が将来はコーディネーターになれるシステムが地域にあると良い。経験した人の言葉の方がより響く場合もあると思う。（黒田氏）

## 3. 関西学院大学 教育学部 教育学科 教授 橋本 真紀氏

### (1) 自治体(市町村)のこども分野における地域資源開拓について

#### ① 地域子育て支援拠点等における地域資源開拓の手法やポイント、好事例

##### 1) 地域資源の捉え方と位置付け

- ・ 前提として、自治体の面積、人口規模、出生数、人口に対する乳幼児の割合や文化、風土等によって、地域資源、その機能の仕方も異なる。
- ・ こども家庭センターのソーシャルワーカーに求められる力は、地域の子育て家庭の個々のニーズや共通するニーズのみでなく、その地域の文化、地域の状況、風土等も捉えながら、支援や人のつながりを地域の多様な人たちと柔軟に創る、利用者支援事業（基本型）や地域子育て支援拠点事業の「地域支援」、地域の NPO 法人の活動を支える、またそれ

らと連携する能力だと考えている。地域の他領域の専門機関との連携も行い、下線部( )とそれらの専門機関をつなげることも求められる。

- 家庭の虐待リスクと子育て支援策の考え方として、①家庭のウェルビーイングにアプローチする「リスク低」の段階と、②児童相談所による介入・親子分離等、要保護家庭に治療的なアプローチを行う「リスク高」の段階がある。また、その間に、③「予防」の段階がある。地域子育て支援（地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業）の対象は主として①となり②も含まれる。ウェルビーイングの観点は①②③に必要である。各段階でアプローチ（対象への迫り方や支援方法）は異なり、支援においては思考の転換が求められる。
- 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業において、地域資源という言葉を使う際、何を資源と捉えるかで、開拓の働きは大きく異なる。これらの事業の役割は、以下のうち、主にインフォーマルな支援を含む「いつもあるつながり」にあると理解すべきである。
  - ▶ なにかのときのつながり：虐待が生じた時やこどもの発達面で支援が必要な場合等に専門機関が関わるもの。多くの方がイメージするのは、NPO法人や団体等の創設といった、比較的公共性が高く、安定的で継続的な支援（例えばこども食堂等）である。
  - ▶ いつもあるつながり：身近でインフォーマルなつながりであり、必要に応じて生じ、必要がなくなれば消滅するもの。ほとんどの家庭（ウェルビーイングの範囲）が、本来はこれだけで子育てに取り組むことができる日常的なつながり（ご近所づきあい）を言う。例えば母親が産後うつとなり、きょうだいの保育園の送り迎えができなくなってしまった時に、同じクラスの父母が自主的にシフトを組んで送迎する等。

## 2) 好事例

- NPO法人せたがや子育てネット：防災を切り口に、高齢者と子育て家庭と一緒に地域に必要なものを考える等、世代間の関心を醸成する取り組みを行っている。ここでのポイントは、防災訓練等、どの地域でも共通テーマになりうる、多様な世代が関心を持つ場に子育て支援団体が入り込み、子育て世帯と他の世代が「なんとなく顔を知っている」雰囲気を作ることである。
- その他、上越市の認定NPO法人マミーズ・ネットや横浜市の認定NPO法人ビーのビーの、大分県のNPO法人アンジュ・ママン、兵庫県のNPO法人alittle等も参考になる。地域住民が気かけ合う関係づくりは、NPO法人や民間の方が機能しやすいため、委託した方が良いと考えられる。

## 3) 地域資源開拓のあり方

- 地域資源開拓を行うためには、地域住民と顔が見える関係を構築し、その地域の文化や風土に応じてクリエイティブで柔軟な連携をしていく必要がある。こども家庭センターをNPO等の民間に委託する場合は別だが、市町村が直営で運営する場合は、官公庁的な組織の仕組みや風土によるハードルがあると考えている。
- そこで、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業に「任せる度量」を持てるかが成功の鍵となるが、これを阻害する要因として、守秘義務・個人情報保護への過度な配慮が挙げ

られる。地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）等からこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会へ情報提供（通告含む）はされるものの、フィードバックがないために連携が断ち切られるケースが非常に多い。地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業等の主たる対象となる家庭には、事前に他機関との情報共有について確認をする（同意を得る）仕組みを整え、当事者を交えながら情報共有を図る必要がある。

- ・ 利用者支援事業（基本型）の専門員の役割は、子育て家庭が地域の中に自らこどもを育てるサポート体制を創っていくプロセスをサポートする個別支援や、専門員が地域の人たちと緩やかなつながりを持って人脈を広げ、「何かあったらよろしく」と頼める人（地域資源）を地域の中にたくさんつくっておくこと。地域資源が家庭とつながりやすい状態を創り、そのきっかけや関係づくりを支えていく役割を担う。専門員が事前に地域の中に人脈をつくっておき、こどもが生まれた家庭や転居してきた家庭をネットワークの中に迎え入れるという状態を創る。これがセーフティーネットとして機能する。
- ・ 現在、児童のいる世帯は全世帯の 16.6%（2024 年）であり、こどもや子育て家庭はマイノリティ化している。少数派になると姿が見えにくくなり、排除のターゲットになるリスクもある。そもそも子育て家庭という存在を地域の人々に知ってもらい、温かく見守ってくれる、「関係人口」「交流人口」を増やすための環境づくりが、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の重要な役割である。
- ・ 厚生労働省「「地域共生社会」の実現に向けて」の取り組みが 2017 年に開始され、地域を基盤とする包括的な支援体制を、こどもの領域から高齢者、障害者、生活困窮者等を含めて地域の中に創ることが目指された。まずは地域住民が気にかけて関係が地域の中にあって、その関係を土台として専門職等が創る包括的な支援体制を機能させていく。要保護家庭や要支援家庭にも日常はあるので、その日常や暮らしの部分の関係性の中で見守ったりサポートしたりしていく。そして困り事が発見された時には、専門的な支援をする仕組みである。
- ・ こうした考え方をこども家庭支援に当てはめた時に、当然、こども家庭センターが包括的な支援体制の中核機関を担うことになる。一方、その包括的な支援体制が地域で機能するための地域の基盤づくりを地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業が担う。トップダウンではなくボトムアップで、地域住民の「あったらいいな」という共通ニーズをこれらの事業の職員や専門員が把握し、地域の多様な人脈の中から聞き取って資源を発掘したり開拓していく（地域を耕す）必要がある。また行政機関である市町村の支援のあり方において最も大事なものは、カスタマイズする力である。各種事業やサービスをその市町村の子育て家庭のニーズに応じて編成していく力が求められる。
- ・ 特に小規模自治体では、利用者支援事業（基本型）と連携したり、NPO に委託したりして実施する方が機能しやすいと考えられる。

## ② 参考となる文献、調査、研究

- ・ 岩間伸之, 原田正樹 (2012)『地域福祉援助をつかむ』有斐閣.
- ・ 岩間伸之 (2015)「地域を基盤としたソーシャルワークの理論化に向けた個と地域の一体

的支援に関する研究成果報告書」平成 24～26 年度科学研究費補助金基盤研究（C）。

- ・ 橋本真紀・倉石哲也（2020）「子育て家庭支援における「地域支援」機能の検討—子育て家庭の社会的包摂を展開する取り組みの検討から—」武庫川女子大学大学院臨床教育学研究, 33-51. 審査論文.
- ・ 橋本真紀, 伊藤篤, 倉石哲也（2022）「全ての子育て家庭を対象とした『地域支援』機能の現況—地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業の『地域支援』機能に着目して」子ども家庭福祉学, 22, 69-82. 査読論文.
- ・ 橋本真紀編著（2025）『地域子育て支援拠点で取り組む利用者支援事業のための実践ガイド 第 2 版』中央法規出版。（特に第 3 章第 2 節（解説）と第 3 節（事例））

## (2) 今後の家庭支援事業や制度全体のあり方について

### ① 特に課題に感じる点

- ・ 一部の自治体において、少子化対策と子育て支援対策の違いが理解されず混乱が生じている。まずは、それぞれの目的に即した制度設計を行うことが不可欠である。
- ・ 国で細かい事業をつくると、都道府県、市町村でさらに細分化され、現場が細かい事業をつなぎ合わせることに労力を使い、親子に向き合えないという状況が生じている。本来、利用者支援事業ができた時のように、国では大きな枠組みとし、地域でニーズに応じて展開できるようにすべきではないか。

### ② 今後の望ましい支援のあり方

- ・ 多様なニーズに応じたサービスメニューはすでにほぼ揃っているため、既存事業を子育て家庭のニーズに即していかに機能させるかに焦点を当て、支援者の能力育成を行うべきである。特に留意すべきは、要保護家庭や要支援家庭向けに開発されてきた丁寧なアセスメント手法を、そのまま低リスクの範囲にある家庭に適用しないことである。それらの家庭は、支援者よりも高いコミュニケーション能力や関係構築力を有する場合も多く、過度にケースワーク型の支援を持ち込むと、支援者側の負担や無駄な費用支出の増加など二次的な問題を引き起こすリスクがある。こうした家庭に対しては、まずはその家庭の言いたいことを聴くこと、時にはセルフチェックを用いる等、家庭の状況把握にかかる負担感を減らす工夫が必要である。
- ・ 市町村のこども家庭センターが、地域資源開拓を行う具体的な働きとして、こども家庭センターのソーシャルワーカー等が、地域のニーズから地域資源（こども食堂等）を創ったり、創ることをサポートしたりするのではなく、こども・子育て支援に関わる地域のニーズを把握して地域資源等をつくる団体が立ち上がり、活動することを支えることも考えられる（時に財政面等の補助を含む）。地域活動のスタートアップや、中間支援団体が立ち上がり、活動することを、こども家庭センターがサポートできると良いのではないか。

#### 4. 社会福祉法人清浄園 統括部長 古屋 康博氏、児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」副センター長 山本 さやか氏

##### (1) 団体概要

###### ① 実施事業

- ・ 「夢と希望を創造する」をビジョンに掲げ、児童養護施設（「清浄園」）、児童家庭支援センター（中津市の「和（やわらぎ）」及び日田市の「陽（ひなた）」）、地域子育て支援拠点（大幡子育て支援センター「こもん」）等を運営している。大分県北部エリアにおける児童福祉の総合支援拠点を目指し、支援の多機能化を進めている。
- ・ 清浄園が運営する児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」は、平成 19 年に開設された。こどもと家庭が地域で生活を継続できるよう、相談支援（24 時間 365 日対応の相談、養育訪問支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童相談所からの指導委託、かるがもステイ、ヤングケアラー支援等）、一時保護（ショート・トワイライトステイ、産後ショートステイ、一時保護委託、里親レスパイト等）、地域支援（子ども食堂、支援対象児童等見守り強化事業、子ども第三の居場所等）地域連携（要対協等）に取り組んでいる。
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）は大分県 4 市、福岡県 4 市、子育て世帯訪問支援事業は大分県 2 市、子ども第三の居場所は大分県 2 市、支援対象児童等見守り強化事業は大分県 3 市から受託。その他、大分県からヤングケアラー支援事業も受託している。
- ・ 中津市にあるこども第三の居場所は約 30 人が利用しており、週 2、3 回で毎日 15 人ほどが来ている。学校や家庭への送迎も実施しており、毎日家庭を訪問しているような形になるので、家庭の中の変化がわかる。こどもの衣食住が不十分な家庭や、ネグレクト世帯が多く、支援が必要だと考えている。

###### ② 家庭支援事業の実施背景・経緯

- ・ 平成 19 年の児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」開設当初は一時保護が主な役割だったが、抱き合わせる形で宿泊型のショートステイ事業も始めた。ショートステイは中津市から始まり、周辺市町村に実績が増え、2～3 年前に福岡県の市町村でも開始した。
- ・ 当時、児童家庭支援センターといえば相談支援が中心で、預かり機能を実施しているところは他にはほぼなかった。一方、平成 28 年の児童福祉法改正により、子ども家庭総合支援拠点・子育て世帯包括支援センターができれば、市町村の相談支援事業は強化されると考えた。市町村に専門職が多く配置されれば、児童家庭支援センターの役割は相談支援ではなくなる。民間である児童家庭支援センターには組織力、ネットワーク力、情報収集力がなく、地域の中で役割を果たしていくためには別の事業モデルが必要だと考えた。また、当時、要対協の実務者会議に出席した際、「市や学校・保育所が見守る」という曖昧な支援方針が取られていた。こどもが困っているにもかかわらず、緩やかに見放され、虐待が起きたときに突発的に親子分離となるようなケースがあり、こどもや家庭に直接的な支援ができるアプローチが必要だと思った。
- ・ そうした中、コロナ禍に、市町村が実施する支援対象児童等見守り強化事業に対する嵩

上げ補助が大分県で実施されることになった。中津市に話を持っていくと、当時の担当者が積極的に話を聞いてくれ、委託で始めることになった。この事業では、週 1 回、お弁当やオムツ、ミルク等を持って家庭に訪問することができる。年単位で訪問を続けることによって関係性を築くことができ、こどもや家庭に直接的に関わることで一次情報を得ることができた。例えば、ネグレクト家庭で、こどもが夜 1 人で留守番している状況がある等。それを要対協で私たちが報告し、こども家庭センターや児童相談所の役立つ情報が提供できるようになったのが一つの成果である。今でも、家庭訪問をした際にゴミが多い家庭であることが分かり、「もしよかったら片付けさせてください」と提案して養育訪問支援事業に繋がることもある。このように、家庭の状況や緊急性を把握する中で、子育て世帯訪問支援事業、養育訪問支援事業の委託に繋がってきた。

- ・ この事業を行う中で、夜遅い時間にこども 1 人で留守番をしている世帯が多いことがわかった。学童は金銭面から利用できない方が多く、何か方法はないのかと考えたときに、日本財団の子ども第三の居場所事業を知った。中津市と日田市で申請したところ採択され、令和 4 年から始まった。さらに、小学生の姉が乳幼児の世話をしている等の状況も把握でき、大分県からの委託でヤングケアラー等訪問支援事業も始めることになった。

## (2) 自治体が家庭支援事業を構築する上でのポイント

### ① 子育て短期支援事業（ショートステイ）について

- ・ 年度途中で予算を消化してしまうと利用制限につながってしまう。実績を踏まえて予算を増やしてほしいと伝えているが、逆に私たち提供側のキャパシティの問題もある。
- ・ 児童育成支援拠点は 2000 万円超の事業になるので人件費が計上されるが、ショートステイには計上されない。単価が 1 日あたり数千円だとなかなか受けてくれる担い手がないと思う。送迎、食費、光熱費等の費用も考慮される必要がある。また、ショートステイ専任の職員がない、送迎ができない法人は委託を受けるのが難しいのではないかな。
- ・ 中津市では見込みに対して実績が 2 倍以上あり、潜在的なニーズを顕在化していると思う。要支援家庭の保護者は、「児童相談所にこどもを連れていかれる」という認識で、ショートステイ等のことを知らないことが多い。そのため、私たちがこどもを預かるときは「必ずお返しします」と言う。保護者の警戒心を解くことが大切だと思う。
- ・ これまで構築に最も苦勞した事業は、ショートステイ。以前は、一家庭が年間 7 日間しか使えなかった。2 ヶ月に 1 日しか使えないので、保護者が非常に無理をしてしまう。その結果、親子分離になったケースが続いた。それを踏まえ、県や市町村の要対協の代表者会議等、様々な場で提案を続けたところ、中津市では年間 7 日間から月 7 日になった。
- ・ 子育て短期支援事業が始まる前は、児童養護施設の方でショートステイのこどもを預かっていたが、入所児童の心理的な負担がとてもし大きくなり、ショートステイや一時保護委託は児童家庭支援センターで実施するようにした。児童養護施設を担い手とするのであれば、ショートステイ専用の施設を作っていく必要があると思う。

## ② 家庭支援事業の必要性について

- ・ 家庭支援事業を実施している自治体の割合は公表されているが、自治体の中でどれだけの実績があるかはまだわからない。事業は実施しているが実績はないという自治体もかなり多いと思う。必要な子どもや家庭に予算が活用されるようになってほしい。
- ・ 様々なサービスを利用しないと家庭維持が難しいケースでは、仮にこどもが施設・里親への措置となれば安全面は担保できるかもしれないが、非常に大きな喪失体験にもなる。家庭維持を目指して様々なことを考えながら作戦を立てて支援している。
- ・ 家庭復帰してすぐのケースや親子分離に近いようなケースは、あらゆるサービスを投入して、なるべく家での時間を少なくする。家庭での食事や入浴等の時間に虐待が起りやすいので、そういった時間は家庭での負担を軽減するような形にしている。
- ・ 過去5年間で、私たちの児童養護施設から16名が家庭復帰しており、うち施設に戻ってきたケースが43.8%となっている。私たちの支援が届かない遠方に行ってしまうと予後が良くない。ショートステイは保護者が申請しないと基本的には利用できず、支援対象児童等見守り強化事業も週に1回30分の関わりになる。それに比較して児童育成支援拠点の場合は、週に2~3回、5~6時間こどもと繋がることができるのが良さである。

## ③ 事業の運用面の工夫について

- ・ サービスにとどまらず、どのように家庭と信頼関係やエンゲージメントを築いていくかが大事だと思う。保護者やこどもと日頃からLINEでやりとりしており、ショートステイの利用希望もLINEで届く仕組みとしている。こどもの運動会や部活の大会に職員が応援に行くこともあり、そうするとこどもからSOSを発信してくれるようになる。
- ・ 私たちは「親を助けながら子どもと一緒に生きる」というコンセプトで支援をしている。社会的養護出身者の保護者がとても多く、孤立感や不安を抱えているので、親から困ったことを聞いたら、できる範囲で速やかに対応することを心がけている。
- ・ 市町村で家庭支援事業を広げるには、自治体の財政負担を少なくするしかない。里親委託率が高い都道府県は、家庭支援事業の市町村負担を下げしてほしいとも伝えたことがある（例えば児童育成支援拠点の負担率を1/3から1/6にする等）。里親委託が増えれば施設の入所児童が減るので、多機能化の一環として家庭支援事業に取り組むことは大いに考えられるが、市町村が家庭支援事業を予算化しない限り施設側はできない。大分県では支援対象児童等見守り強化事業で市町村に1/6の嵩上げ補助を実施し、活用が広がったことから同様のことが言えるのではないかな。

## ④ 民間団体からの自治体への働きかけについて

- ・ 自治体に事業を提案する際のポイントの一つはエビデンスを示すこと。施設やサービスを利用するこどもを対象に調査し、施設にいるこどもと在宅支援のこどもで逆境的小児期体験にあまり差がないことを伝えた。結果は、施設で4.31、居場所で3.52、ショートステイで3.11、アウトリーチで2.93だった。逆境的小児期体験の種別では、施設のこどもは身体的・性的虐待等が多い。ショートステイのこどもはネグレクトが少なく、ネグレクト家庭ではショートステイすらも使えていないことが推察される。このような根拠

から、必要な家庭に必要なサービスが届いていないことを伝えている。また現在、30人が児童育成支援拠点を利用しており、ネグレクトや親の精神疾患が多い。すぐに親子分離とはならない状況であることにしんどさがあり、ケアしなければならない。もう一つのポイントは、こうしたエビデンスとエピソードの両方で伝えていくことだと思う。

- ・ 大分県が支援対象児童等見守り強化事業の嵩上げ補助を実施する際に、要対協の代表者会議で、私から事業のメリット・効果をエビデンスとエピソードに基づいて説明した。そこに県の担当者が偶然来ており、様々な関係部署に掛け合って実現してくれた。都道府県がしっかり音頭をとって、実施していく必要がある。

### (3) 家庭支援事業における自治体と民間団体の理想的な協働のあり方

- ・ 児童相談所は、要支援家庭に対するリスクアセスメントが中心になり、ニーズアセスメントについてはこども家庭センターや基礎自治体の仕事になると思うので、家庭支援事業を実施するに当たっては、こども家庭センターとの連携や情報共有が必須になる。
- ・ ある自治体のこども家庭センターとの連携においては、月2回の要対協と、月1回の各事業（支援対象児童等見守り強化事業・ヤングケアラー支援事業）の連絡会、母子保健研究会でこども家庭センターに報告し支援方針を共有している。
- ・ ショートステイの受け入れ時に、ケースの情報が少ない（例えば療育手帳を所持、発達障害という情報のみの場合等）と対応が難しい。要対協等に入っていれば、多くの情報が得られる。こどもを預けて終わりではなく、その前後の状態の把握に努めるべき。当法人が委託を受けている自治体とはそうした連携がしっかりとできている。要対協の実務者会議に、家庭支援事業の担い手が入れるかどうかは自治体による状況がある。
- ・ ショートステイ利用の理由も養育疲れや母子家庭で頼れる場所がないケース、社員旅行に行くから預かってほしい等、多様である。市町村が、受け入れ先の状況も把握した上で、優先順位等を配慮いただくことが大切だと思う。ソーシャルワークについて同じ視点を持って、こども・家庭をアセスメントしていくのが大事だと考えている。
- ・ 行政の信頼を得るためには「トップの熱量」と「現場の品質保持」が重要。地域のニーズを早期に発見し、自治体に伝え、事業化を依頼する。公費で難しい場合は、日本財団等の民間資金を活用する等、あらゆる方策を考える。ただし「なんでもやればいい」わけではなく、組織内の人材育成システムが鍵であり、研修や育成の機会を担保している。支援の品質保持も重要で、スタッフ間のミーティングや、ケースの情報共有・支援方針に関する助言指導等も行う。また、児童家庭支援センターや家庭支援事業は重要度が非常に高いため、責任とモチベーションをもって活躍しているスタッフが多い。事業の選択と集中が重要で、家庭支援事業に注力するために、ひきこもり支援等、一部辞めた事業もある。

### (4) 民間団体（担い手側）にとって事業を担いやすい条件

- ・ 国、市町村の事業について、嵩上げ補助の実施とショートステイ等の単価改正が望まれ

る。また、ショートステイの利用料が一般世帯の自己負担率が50%と高い。一時保護の後に家庭引き取りになったケースで、金銭的負担により使えないことがある。ただ自己負担の割合を下げたところで担い手は増えないので、単価も上げる必要があると思う。

- ・ ショートステイの利用が虐待予防につながっているというエビデンスを示し、自治体側の認識を変えないといけない。児童虐待対応件数や要保護児童数が減少していくと、その分予算を減らされてしまう可能性もある。家庭支援のサービスがあるからこそ予防できていることの根拠が必要で、そこに難しさを感じている。

## 第6章 調査研究の総括

### 1. 本調査研究の結果と考察

本調査研究における調査結果に基づく検討委員会での議論を踏まえると、本調査研究の対象とした主な課題ごとの考察は以下のとおりである。

#### 1. 支援事業（サービス）の構築及び拡充について

##### (1) 現状と課題

- ・ 小規模自治体においては、事業を受託できる社会資源が乏しい状況の中で担い手を探し、育成していくことが求められている。先行研究においても、小規模自治体では「行政内部の体制構築に課題がある中で、地域資源を開拓し、担い手を増やしていくことが、継続的な支援体制を構築するために非常に重要である」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, 2025）とされている。
- ・ 有識者ヒアリングでは、単年度予算の制約や入札制度の壁が、民間団体の参入や継続的な事業実施のハードルになっている点が指摘された。また、制度や事業が細分化されることで市町村職員がその調整に追われ、親子に向き合う時間が削がれているという懸念や、児童育成支援拠点等の居場所事業では、自治体から委託等を受けた民間側としては運営時間に対する人件費分しか経費を計上できず、ケース相談や訪問、ケース会議等にかかる人件費が事業者の持ち出しになっている事例があるとの課題が挙げられた。
- ・ ヒアリング調査をした自治体からは、上層部や財政部門等に対し、虐待等の予防的な支援である家庭支援事業の費用対効果や必要性を定量的に説明することに困難さを抱えているとの声が聞かれた。
- ・ また、委託事業者によって支援の質やスキルにばらつきがあり、行政側が適切なスーパーバイズや研修の機会を提供し続ける体制の確保が課題となっていることが検討委員会の中で指摘された。

##### (2) 取組の工夫

- ・ 財政的に厳しい自治体や地域資源に限りのある自治体においては、最初からフルスペックでの事業実施を目指すのではなく、直営で小さく始める（喜多方市）ことや、既存の民間活動等で代替できる部分は任せ、不足していると考えられるサービスやハイリスク層を対象を絞って予算を配分する（水俣市）ことで段階的にアプローチをしている工夫がみられた。
- ・ 担い手不足が課題となる中、ゼロから新たな事業者を公募するだけでなく、既存の自主事業を行っている団体によるサービスを有効活用する工夫が見られた（水俣市）。資源に限りのある小規模自治体では、広域の圏域単位の複数市町村で事業の実施状況や事業構築等の情報交換・意見交換を行い、他の市町村内にある資源への委託や社会的養護施設・

児童家庭支援センター等への複数市町村共同での委託等を検討する（東御市・長野県）、圏域内の住民が近隣の自治体でも家庭支援事業等のサービスを受けられる相互乗り入れの仕組みを整える（喜多方市）等が有効だと考えられる。

- また、子育て分野で活動する団体や事業者が少ない場合、障害福祉や高齢者福祉等の近接領域の事業者や、専門職や有資格者等の個人を活用している自治体も複数あった（豊中市・東御市・藤枝市等）。活用を検討する場合、担い手にとってどのようなメリットがあるのか、具体的に示して他分野資源や個人に働きかける視点も持つ必要がある。
- 事業の必要性を庁内の幹部や財政部門に訴求するため、具体的な数値目標を計画へ位置付けることや、こども政策の重要性に関する共通認識が部局を横断した庁内全体に醸成されていること等が一義的には有効であると考えられる。また、事業を構築することで期待される定性的変化（どんな妊産婦・子育て家庭に役立つのか、こどもがどのように救われるのか等）や、客観的な定量的データ（必要としている世帯数・児童数、児童虐待や貧困、不登校の件数など潜在的ニーズ量）を示すことを重視している自治体（豊中市、福岡市等）では、地図上に支援が届いていない「空白エリア」を可視化する、施設措置等の事後対応にかかるコストと在宅支援コストを比較して予防による財政的効果を提示するなどして事業の必要性を示し、必要な予算を獲得していた。

## 2. 地域資源の開拓や関係機関との連携について

- 行政だけでは対応しきれないニーズに対し、NPO等の民間団体が重要な役割を果たしている。先進的な自治体では、官民が単なる情報交換にとどまらずに地域の課題を共有し、新たな社会資源を創出するための「協議の場（ネットワーク会議等）」を機能させている。
- 統括支援員や地域資源開拓コーディネーター等が地域資源の把握や連携強化等をリードし、地域資源の情報を集約・可視化（リスト化・マップ化）することで、一般住民や支援が必要な住民に対し、公的な支援事業と民間独自の活動を含む情報を網羅的又はニーズに応じて提供している自治体もある。
- このような地域資源開拓業務については、こども家庭センターのマンパワーや役割の限界等を整理し、必要に応じて、地域子育て支援拠点事業者や社会福祉協議会など既に実績や知見を有する団体に委託等を行うことや、こども・子育て支援に関わる地域のニーズを把握して地域資源等を創る団体の立ち上げや活動を支援することも有効だと考えられる。
- 検討委員会では、自治体が画一的なオーダーを出すのではなく担い手の専門性や強みを活かし、民間の裁量や柔軟性を守ることも重要であるとの意見があった。上記のような官民の課題共有や協議を推進することにより、事業の構築にあたっては、担い手となりうる民間側が地域のニーズに合わせて行っている支援内容や所属人材等の強みを十分に把握し、国の実施要綱の型どおりに当てはめるのではなく、強みや人材を活かした地域ニーズ本位のサービスとして整備する姿勢も重要であると考えられる。
- 事業の構築後も、自治体と事業者との関係性や役割分担は考慮すべき課題といえる。家庭支援事業等の提供過程で生じる又は把握される課題に基づく適切な調整のためには、その家庭を担当するこども家庭センター職員との連携が欠かせない。また、支援事業を担う

団体や事業者のキャパシティや専門性を超えるケースに対しては、行政が丸投げすることなく、委託先事業者の規模や特性に応じた適切な関わりとバックアップする、他の機関や支援事業との組合せを検討するなど、官民の信頼関係に基づく互いの役割分担を含む協働体制を築くことが求められる。

### 3. 都道府県による支援について

- ・ 都道府県が市町村に対して、県内の他の市町村の家庭支援事業等の実施内容、委託先等の情報を共有することを望む意見が複数あった。
- ・ 資源に限りのある小規模自治体での事業構築や市町村単独での事業検討が困難な場合、都道府県による広域的な支援や調整が重要と考えられる。例えば、長野県は、県内複数の圏域（広域エリア）別に複数の市町村が情報交換・意見交換をしながら支援事業の構築等について話し合う懇談会の場を継続的に設けている。複数市町村で自治体内の資源情報の共有や事業内容の相談を行うことで、他の市町村内にある資源への委託や共同実施の検討等も進められている。
- ・ また、都道府県で独自の補助金制度を設計して上乗せの補助を実施することで市町村による事業の立ち上げを促した取組例（大分県）や、社会的養護を担う施設・児童家庭支援センターに対して県が「事業に参入した場合の報酬の試算等」を可視化して説明し、家庭支援事業の実施に向けた市町村との協議の場を設ける取組例（岐阜県）がある。
- ・ 以上の3県が実施しているような、都道府県特有の広域性や所管施策を活かした検討の場や働きかけによって、家庭支援事業等の構築が推進されることが期待される。その際、広域調整や情報提供を行うだけでなく、都道府県として理念や方向性を繰り返し示し、管内市町村の実施状況を可視化した資料を提供する等、市町村の意識付けを行うことが、事業構築の促進に寄与するとの委員意見もあった。

## II. 成果物の活用と今後の検討課題

### 1. 成果物の活用による取組の推進

- ・ 以上の課題に対応する市区町村や都道府県における取組を推進するため、本調査研究の結果や上記考察等に基づき、事例集【市区町村・都道府県向け「家庭支援事業」等の構築ガイドブック】を作成した。
- ・ 本事例集には、「サービス構築」「地域資源開拓」「柔軟な活用・組み合わせ」の視点から、上記Ⅰ（本調査研究の結果と考察）で言及した自治体を含むヒアリング対象自治体の実践知を体系的に整理し、各自治体がどのように事業を検討・設計・構築したかなど、その「プロセスの工夫」や「再現方法」に焦点を当てている。本事例集を多くの市町村（家庭支援事業担当、こども家庭センター等）に周知し、家庭支援事業等の構築・実施・拡充・見直し等を検討する市町村の業務に役立てていただきたい。
- ・ また、本事例集を都道府県にも周知することで、掲載されている都道府県による広域調整等の取組を踏まえた全国の都道府県による市町村支援の推進に役立てていただきたい。
- ・ 同時に、担い手となりうる民間事業者にも事例集を周知することで、全国各地において、

自治体と民間が協働した地域課題への対応や事業構築等が進むことも期待される。

## 2. 今後の検討課題

- ・ 調査研究の結果及び検討委員会での議論を踏まえると、上記事例集に記載した取組事例を踏まえた取組の充実のほかに、今後の支援事業等の構築にあたって以下の視点が重要であると考えられる。
- ・ 家庭支援事業等に携わる自治体職員や民間団体等の実践者が、サービスの構築・実施・改善につながる有用な情報や研究知見を得やすくなるよう、実践者を支える中間支援機能のあり方を検討することが考えられる。
- ・ 家庭支援事業等の安定的な継続のためには、自治体による単年度契約の弊害を解消する複数年契約の方策の検討や、地域の資源等の実情に応じて複数の事業に柔軟に補助金を割り当てられる包括的な交付金・補助金の枠組み等を検討することも考えられる。
- ・ 加えて、本調査研究の検討委員からは、今後の検討が望まれる課題として以下のような意見も挙げられた。
  - こども家庭センターの推進に伴い、家庭支援事業の「利用勧奨・措置」の制度が導入されたが、本ヒアリング調査においては主要な論点とならなかった。このことは制度の普及が十分でない可能性を示唆しており、今後、国において制度の利用を開始している自治体の状況を把握し、支援にうまくつながった事例の深掘りを行うなど、有効な活用方法を提示していく必要があると考えられる。
  - 直近 10 年間の文献調査において抽出された国内文献は 27 件にとどまった。検討委員からは、この件数は決して多くはなく、支援事業等のサービスの「構築プロセス」を分析した研究はさらに少ない現状があると指摘があった。今後、自治体における事業構築の実践知を形式知化し、研究として蓄積していくことが求められる。
  - 既存の文献では、支援を提供した結果、こどもや保護者のウェルビーイングにどのような変化が生じたかという「アウトカム」を検証した研究が不足しているとの指摘があった。事業の質の向上を図るためにも、単なる実施状況の報告にとどまらず、支援による変容や効果を検証する視点を持った調査研究の深化が望まれる。
  - 市町村等が事業の質を向上させるための取組（例えば、自治体による委託先が行った支援の成果や自治体への有益なフィードバック等）に応じて補助金が増額される等、国によるインセンティブ設計を行うことも考えられる。
- ・ なお、児童育成支援拠点事業が開所日数に応じた全体の運営費から委託先の事業実施に必要な費用を柔軟に捻出できる一方で子育て短期支援事業は 1 日あたりの運営費の中で人件費、食費、光熱費等を考慮する必要があるため、子育て短期支援事業を充実させるためには単価の見直しや項目の細分化が必要ではないかとの自治体の意見があった。さまざまな主体による事業の実施に必要な単価設定や、補助対象経費として計上できるか等の判断の助けとなる FAQ の更なる充実など、自治体が円滑に事業を整備・運用できるような国の対応が期待される。

## 第7章 資料編

### I. 参考文献

- ・ 内田 充範（2024）地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制整備事業における地方自治体の役割. 山口県立大学学術情報 17:2024.3 p.337-350
- ・ 株式会社NTTデータ経営研究所（2022）通いの場づくり等に係る市町村支援に係る調査研究事業 報告書. 厚生労働省 令和3年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
- ・ 大澤 絵里（2021）特集 全世代型地域包括ケア-縦割り組織をつなぐコソとは？ 地域共生社会における分野横断的支援体制の構築に向けて-統括保健師への期待. 保健師ジャーナル 77(4):2021.4 p.283-287
- ・ 大澤 絵里, 越智 真奈美（2021）市町村における地域の児童虐待予防と対応のしくみの課題と展望. 保健医療科学 70(4):2021.10 p.385-393
- ・ 大野 孝司（2023）市町村の自律的な地域マネジメント力向上と都道府県の役割. 保健医療科学 72(5):2023.12 p.410-421
- ・ 小沼 春日（2025）地域共生社会の実現に向けた「市区町村社会福祉協議会」のあり方に関する研究：-地域福祉推進主体に求められる「普遍的な役割・機能」に関する事例検討を通して-. 関東学院大学人文科学研究報告 48:2025.3 p.39-54
- ・ 加藤 典子, 竹澤 くるみ, 佐藤 栄治（2024）市町村における母子保健の事業形態と地域特性との関係に関する研究. 日本看護科学会誌 44(0):2024 p.1192-1202
- ・ 金山 美和子, 中條 美奈子, 金山 茉莉花, 山縣 知子, 下村 篤子（2019）地域子育て支援拠点事業との一体的な運営による利用者支援事業の検討-地域の社会資源の開発に着目して-. 長野県短期大学紀要 73:2019.2 p.77-86
- ・ 木村 容子（2016）自治体における養育支援訪問事業の実施に影響を与える要因の分析. ソーシャルワーク学会誌 33(0):2016 p.27-39
- ・ 木山 淳一（2023）地域福祉の政策化における地方自治体と社会福祉協議会との連携・協働に関する考察. 人間福祉学会誌 22(2):2023 p.79-86
- ・ 工藤 遥（2021）地域子育て支援におけるNPOの役割：東京都世田谷区の事例から. 拓殖大学論集. 人文・自然・人間科学研究 45:2021.3 p.45-64
- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構（2015）養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築. 社会技術研究開発事業（RISTEX）
- ・ こども家庭庁（2024）こども家庭審議会児童虐待防止対策部会（第5回）議事録  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/8267a354-6862-442d-8c7f-51a1ba1cd0fd/d191cc6a/20250328\\_councils\\_shingikai\\_gyakutai\\_boushi\\_8267a354\\_17.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8267a354-6862-442d-8c7f-51a1ba1cd0fd/d191cc6a/20250328_councils_shingikai_gyakutai_boushi_8267a354_17.pdf)  
(Retrieved 2026.3.3)
- ・ こども家庭庁（2025a）社会的養育・家庭支援部会（第6回）資料2「令和4年改正児童福祉法に基づく家庭支援事業の取組推進状況について」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/eefdc696-164e-4719-a023-7f7565d0342c/589b8c09/20250128\\_councils\\_shingikai\\_shakai\\_katei\\_eefdc696\\_02.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/eefdc696-164e-4719-a023-7f7565d0342c/589b8c09/20250128_councils_shingikai_shakai_katei_eefdc696_02.pdf)

(Retrieved 2026. 3. 3)

- ・ こども家庭庁 (2025b) 「市区町村 (こども家庭センター等) 状況調査の結果について」  
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/shikuchoson-jokyochosa> (Retrieved 2026. 3. 3)
- ・ 佐藤 まゆみ (2017) 市町村における子ども家庭福祉行政実施体制の評価と課題. 和洋女子大学紀要 = The journal of Wayo Women's University 57:2017.3 p.119-131
- ・ 佐藤, まゆみ (2020) 市町村中心の子ども家庭福祉における在宅支援の方策の検討 : 調和的支援に焦点を当てて. 淑徳大学短期大学部研究紀要 62:2020.8 p.23-34
- ・ 竹村 唯, 中尾 八重子 (2020) 委託型地域包括支援センターと市町村との連携・協働の現状と課題. 長崎県立大学看護栄養学部紀要 18:2020.3 p.1-12
- ・ 長沼 葉月, 小松 美帆, 長沼 洋一 (2022) 精神疾患のある親と子どもの世帯が活用できる制度に関する研究 : 4 都府県における子どもショートステイ事業の自治体格差に関する分析. 人文学報, 社会福祉学 38:2022.3 p.25-40
- ・ 新川 泰弘 (2018) 地域子育て支援拠点利用者の子育て環境と利用者ニーズとの関連性—ソーシャルワークの視点から—. 子ども家庭福祉学 18(0):2018.11 p.1-13
- ・ 株式会社日本総合研究所 (2024) 家庭支援事業の適切な運用のあり方に関する調査研究報告書. こども家庭庁 令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
- ・ 株式会社日本総合研究所 (2025) 子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究 報告書. こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
- ・ 野中 祥子 (2025) 特集 こども家庭センターの意義と現状 こども家庭センター創設の意義と期待される役割. 公衆衛生 89(8):2025.8 p.680-686
- ・ 野村 政子 (2020) 自治体がつくる包括的支援体制における保健師の役割. 立正社会福祉研究 = Rissho journal of social welfare studies 22(36):2020.11 p.11-32
- ・ 橋本 真紀, 伊藤 篤, 倉石 哲也 (2022) 全ての子育て家庭を対象とした「地域支援」機能の現況—地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業の「地域支援」機能に着目して—. 子ども家庭福祉学 22(0):2022.11 p.69-82
- ・ 橋本 真紀, 倉石 哲也 (2020) 子育て家庭支援における「地域支援」機能の検討 : 子育て家庭の社会的包摂を展開する取り組みの検討から. 臨床教育学研究 = Clinical education (26):2020 p.33-51
- ・ PwC コンサルティング合同会社 (2021) 日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査 事業報告書. 厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
- ・ 松井 彩桜, 牛垣 雄矢 (2025) 府中市におけるトワイライトステイ事業の役割と課題. 東京学芸大学紀要. 人文社会科学系 76:2025.1 p.113-133
- ・ 松崎 佳子 (2023) 子育て短期支援事業による子ども・家庭支援の新たな展開と課題. 教育と医学 71(1):2023 p.54-60

- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（2025）こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について 報告書. こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
- 宮本 太郎（2023）重層的支援体制整備事業とサードセクター. 地域福祉研究 (51):2023 p. 3-10
- 文部科学省（2025）教育課程部会 教育課程企画特別部会（第5回）資料1-2 「不登校児童生徒への支援について」 [https://www.mext.go.jp/content/20250410-mext\\_kyoiku01-000041658\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250410-mext_kyoiku01-000041658_03.pdf) (Retrieved 2026.3.3)
- 山縣 文治（2025）特集 こども家庭センターの意義と現状 子ども家庭福祉から見たこども家庭センターの役割. 公衆衛生 89(8):2025.8 p. 695-703
- 早稲田大学社会的養育研究所（2025）養育者（おやこ）支援プログラムガイド

---

令和7（2025）年度こども家庭庁  
子ども・子育て支援調査研究事業

こども家庭センター等における支援事業の構築及び活用の効果的方策に関する調査研究  
報告書

令和8（2026）年3月

株式会社 HITOTOWA  
HITOTOWA こども総研

---



市区町村・都道府県向け



# 「家庭支援事業」等の 構築ガイドブック



～12自治体の導入・拡充事例～



令和8（2026）年3月





# INDEX 目次〔本編〕

内容	ページ数
自治体一覧	1ページ
各自治体のキーワード一覧	2ページ
はじめに	4ページ
01 本ガイドブックの位置づけ	4ページ
02 活用にあたっての留意点	5ページ
第1章 家庭支援事業に取り組む意義	6ページ
Ⅰ. 家庭支援事業はなぜ重要？	7ページ
01 意義	7ページ
02 本ガイドブックで扱う内容	7ページ
Ⅱ. 家庭支援事業を構築する際のポイントは？	8ページ
Ⅲ. 家庭支援事業はどのように活用できるの？	9ページ
01 各事業の目的と効果・メリット	9ページ
02 各事業の柔軟な活用・組み合わせ	11ページ
第2章 サービス構築と地域資源開拓のポイント解説	12ページ
Ⅰ. サービス構築のポイント	13ページ
01 支援対象者と事業のニーズ把握	13ページ
(1) 支援対象者の想定	13ページ
(2) ニーズ把握	15ページ
02 事業内容の検討	18ページ
(1) 各事業の主な検討項目とポイント	21ページ
① 子育て世帯訪問支援事業	21ページ
② 児童育成支援拠点事業	23ページ
③ 親子関係形成支援事業	26ページ
④ 子育て短期支援事業	29ページ
03 担い手／委託先の確保・育成	32ページ
(1) 担い手／委託先の確保	32ページ
(2) 担い手／委託先の育成	35ページ
04 予算確保・庁内外の調整	36ページ

II. 地域資源開拓のポイント	39ページ
01 地域資源の把握・可視化	39ページ
02 地域資源のネットワーク化	40ページ
(1) 多様な主体間の会議、ネットワークの構築	40ページ
(2) 職員による個別アウトリーチ	43ページ
第3章 都道府県による支援のポイント解説	46ページ
I. 都道府県による支援のポイント	47ページ
01 情報提供と動機づけ	48ページ
02 広域連携の支援	50ページ
第4章 資料編	54ページ
I. 参考文献	55ページ

# INDEX 目次〔付録 | 自治体事例〕

内容	ページ数
付録   自治体事例	56ページ
市区町村	
01 玉東町	57ページ
02 水俣市	65ページ
03 東御市	74ページ
04 喜多方市	82ページ
05 藤枝市	89ページ
06 つくば市	100ページ
07 豊中市	107ページ
08 世田谷区	116ページ
09 福岡市	125ページ
都道府県	
01 大分県	136ページ
02 岐阜県	140ページ
03 長野県	146ページ

# 自治体一覧

	人口規模	こども家庭センター設置数及び名称	家庭支援事業(4事業)の実施状況 実績はR6年度											
			子育て世帯訪問支援事業			児童育成支援拠点事業※			親子関係形成支援事業※			子育て短期支援事業		
			実施形態	実績	事例集ページ	実施形態	実績	事例集ページ	実施形態	実績	事例集ページ	実施形態	実績	事例集ページ
ぎよくとうまち <b>玉東町</b> (熊本県)	1万人未満	1箇所 玉東町こども家庭センター	委託	3世帯		委託	1箇所 6人	● P58~	準備中			委託	0人 (R7:2人)	● P60~
みなまたし <b>水俣市</b> (熊本県)	1万~10万人未満	1箇所 水俣市こども家庭センター	委託	4人 2世帯		委託	1箇所 9人	● P66~	直営	0人/世帯 ※R7開始	● P68~	委託	116人日 (各種計)	● P69~
とうみし <b>東御市</b> (長野県)	1万~10万人未満	1箇所 東御市子どもサポートセンター	委託	51世帯 2814回	● P75~	R9以降予定 (現在は別事業名)	登録45人 延べ2119人 利用232日開所		一部委託	10世帯	● P77~	委託	79泊 6世帯	● P78~
きたかたし <b>喜多方市</b> (福島県)	1万~10万人未満	1箇所 子ども家庭総合支援班	委託	32世帯 279人	● P83~	委託	1箇所		直営	26人 (各種計)	● P85~	委託	6人3世帯 (各種計)	
ふじえだし <b>藤枝市</b> (静岡県)	10万~30万人未満	1箇所 藤枝市こども家庭センター (えだっこサポ)	委託	2世帯 24回 43時間	● P90~	委託	214日開所 延べ802人 (実36人)	● P92~	直営	21人 (各種計)		委託	延べ15人 (実8人) 83日	● P95~
つくば市 (茨城県)	10万~30万人未満	1箇所 つくば市こども未来センター	委託	416回	● P101~	委託	1箇所 15人		直営	16人 (各種計)	● P102~	委託	371日	
とよなかし <b>豊中市</b> (大阪府)	中核市・特別区	3箇所 はぐくみセンター	委託	24世帯 453日		委託	2箇所 延べ2,172人	● P108~	直営講師派遣	延べ803人 (各種計)		委託	37世帯 42人 440人日	
せたがやく <b>世田谷区</b> (東京都)	中核市・特別区	5箇所 子ども家庭支援センター	委託	114世帯			国の子どもの生活・学習支援事業、都の補助金を活用	● P117~	直営講師派遣	15人		委託	延2,301日 (各種計)	
ふくおかし <b>福岡市</b> (福岡県)	指定都市	7箇所 各区こども家庭センター	登録事業者	22世帯		委託	登録12人 2箇所		直営/委託	通所型:10世帯 12日等	● P129~	委託	延9,790人日	● P126~

都道府県については、市町村による家庭支援事業等の実施にかかる支援事例等を掲載しています。各自治体の詳細は「付録 | 自治体事例」を参照ください。

※これらの事業の目的に資する類似事業を含む

# Key Word

## 各自治体のキーワード一覧

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点 事業※	親子関係 形成支援 事業※	子育て短期 支援事業	地域資源 開拓
ぎょくとうまち <b>玉東町</b> (熊本県)		公共施設の活用、 小学生～18歳		フォスタリング機 関活用、近隣自治 体の資源活用	地域子育て支援拠 点事業の活用、個 人の担い手の活性 化
みなまたし <b>水俣市</b> (熊本県)		民家の活用、小学 生、社会的養護の 資源活用	直営、ペアプロ	里親ショート、里 親支援センター活 用、複数の委託 先、社会的養護の 資源活用	地域資源との関係 構築、既存活動の 再整理
とうみし <b>東御市</b> (長野県)	他分野の委託先、 複数の委託先、登 校支援		直営、ペアトレ、 集団・個別併用	里親ショート、里 親支援センター活 用、複数の委託 先、近隣自治体の 資源活用、社会的 養護の資源活用	
きたかたし <b>喜多方市</b> (福島県)	個人の担い手、除 雪作業補助、グ リーフケア		直営、短縮版ペア トレ、近隣自治体 の資源活用		地域資源との関係 構築
ふじえだし <b>藤枝市</b> (静岡県)	他分野の委託先、 複数の委託先	官民連携、実証実 験、民家の活用、 個人の担い手、 NPO立ち上げ、小 学生、中学生		里親ショート、里 親支援センター活 用	地域資源との関係 構築、ネットワー クづくり、地域資 源の把握・可視化
つくば市 (茨城県)	ホームスタート		直営、短縮版ペア トレ、集団・個別 併用		
とよなかし <b>豊中市</b> (大阪府)		実証実験、教育機 関との連携			官民連携、既存活 動の再整理、ネッ トワークづくり、 地域資源の把握・ 可視化、個人の担 い手の活性化
せたがやく <b>世田谷区</b> (東京都)		民家の活用、中学 生			官民連携、地域資 源との関係構築、 自由な議論の場、 地域資源の把握・ 可視化、ボトム アップ

※これらの事業の目的に資する類似事業を含む

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点 事業 ※	親子関係 形成支援 事業 ※	子育て短期 支援事業	地域資源 開拓
ふくおかし <b>福岡市 (福岡県)</b>			複数の委託先、社会的養護施設の多機能化、PCIT、CARE、セーフケア、宿泊型、訪問型	里親ショート、里親支援センター活用、複数の委託先、社会的養護の資源活用	地域資源コーディネーター、地域資源との関係構築、ネットワークづくり、地域資源の把握・可視化
<b>大分県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県独自の財政支援（嵩上げ補助）</li> <li>支援対象児童等見守り強化事業</li> <li>全市町村への訪問による事業実施促進</li> <li>県内の先行事例の横展開</li> </ul>				
<b>岐阜県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養護施設への家庭支援事業参入促進</li> <li>児童相談所も参画した取り組み検討</li> <li>地域資源の広域活用の推進</li> <li>県内の先行事例の横展開</li> <li>子育て短期支援事業</li> <li>里親ショート</li> <li>児童家庭支援センターと市町村の連携による事業化推進</li> </ul>				
<b>長野県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源の広域活用の推進</li> <li>複数市町村の情報交換や事業検討の推進（エリア別懇談会）</li> <li>県内の先行事例の横展開</li> <li>児童相談所も参画した取り組み検討</li> </ul>				

※これらの事業の目的に資する類似事業を含む

# はじめに

## 01 | 本ガイドブックの位置づけ

### (1) 目的

- 令和4年6月の児童福祉法改正に伴い、市町村にこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備が進められる中、地域のこどもや家庭のニーズに応じた具体的な支援メニューとして、「家庭支援事業」の整備・拡充が求められています。
- 全国的には、**6つの家庭支援事業のうち4つ以上実施している市町村は35.3%**にとどまっています。各事業の実施率は、一時預かり事業・養育支援訪問事業では7割以上、子育て短期支援事業では6割以上となっていますが、子育て世帯訪問支援事業では4割程度、親子関係形成支援事業では2割以下、児童育成支援拠点事業では1割以下となっており（こども家庭庁,2025b）、サービス構築や地域資源の開拓状況に差が生じています。
- 一方で、地域の実情は様々であり、自治体からは「事業の必要性は感じるが、具体的な運用イメージが湧かない」「担い手となる事業者が見つからない」（こども家庭庁,2025a）といった課題も聞かれます。
- そこで、こうした課題に対し、**「サービス構築」「地域資源開拓」「柔軟な活用・組み合わせ」**という3つの視点から、先駆的な自治体の実践知を体系的に整理し、広く知っていただくことを目的に、本ガイドブックを作成しました。各自治体がどのように事業を設計したか、その**「プロセスの工夫」**や**「再現方法」**に焦点をあてています。
- これから事業を検討する、または既存事業を見直したい・拡充したいと考える皆様にとって、**事業構築の「レシピ」**としてお役立ていただくことを目的としています。

### (2) 主な読み手

市町村	都道府県
<ul style="list-style-type: none"><li>事業部門の担当者</li><li>こども家庭センター職員</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>家庭支援事業や市町村支援の所管課の担当者</li><li>市町村への助言や支援に関わる児童相談所職員</li></ul>

#### こんなお悩みありませんか？

- 家庭支援事業を立ち上げたいが、**支援対象や事業内容のイメージが具体的に描けない。**
- 家庭支援事業を**委託できる担い手が見つからない。**地域資源を開拓するヒントが欲しい。
- 予算要求や庁内の合意形成**のために準備すべきことを知りたい。
- 家庭支援事業をどのように活用し、複雑な課題を抱える家庭を支えればよいか悩んでいる。

- 本ガイドブックでは、6つの家庭支援事業\*のうち、実施率のさらなる向上が期待される4事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業）を主に扱っています。
- 本ガイドブックは、各自治体の取組例をまとめ、そのポイントを解説したものです。事業の対象や内容の決定等にあたっては、必ず各事業に係る国のガイドライン・実施要綱・Q&A等を確認してください。
- 文中で、参考となる自治体の事例がある場合には自治体名を記載しています。詳細は事例ページに遷移してご覧ください。

\*児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）において、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が創設され、これらに既存の「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「一時預かり事業」を加えた6事業を「家庭支援事業」としています。

### 各事業等のガイドライン・実施要綱 掲載ページ一覧（リンク）

1	こども家庭センター関連		<a href="https://kokasen.cfa.go.jp/consultation">https://kokasen.cfa.go.jp/consultation</a>
2	家庭支援事業関連	子育て世帯訪問支援事業	<a href="https://www.cfa.go.jp/policies/kosodate-shien/jido-homon">https://www.cfa.go.jp/policies/kosodate-shien/jido-homon</a>
		児童育成支援拠点事業	<a href="https://www.cfa.go.jp/policies/kosodate-shien/jido-kyoten">https://www.cfa.go.jp/policies/kosodate-shien/jido-kyoten</a>
		親子関係形成支援事業	<a href="https://www.cfa.go.jp/policies/kosodate-shien/jido-parent">https://www.cfa.go.jp/policies/kosodate-shien/jido-parent</a>
		子育て短期支援事業	<a href="https://www.cfa.go.jp/policies/kosodate-shien/jido-short">https://www.cfa.go.jp/policies/kosodate-shien/jido-short</a>

「こども家庭センターポータルサイト」はこちら

<https://kokasen.cfa.go.jp/>



# 第1章

## 家庭支援事業に 取り組む意義

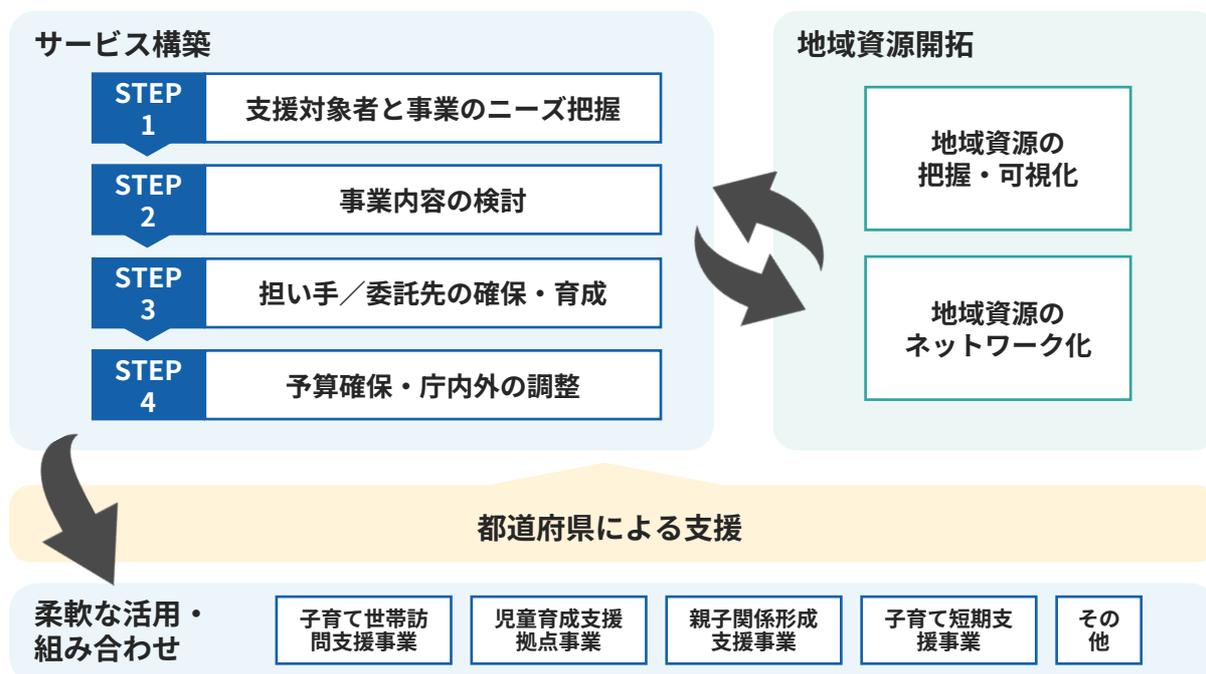
# I. 家庭支援事業はなぜ重要？

## 01 意義

- 近年、核家族化や地域社会の変容等により、**子育てに困難を抱える世帯**がこれまで以上に顕在化していることが指摘されています。そうした家庭に対し、具体的な支援を拡充していくために家庭支援事業が創設され、その提供が必要な家庭への利用勧奨や、利用が著しく困難な家庭への措置が導入されました。
- 家庭が抱える課題には、「生活上の困難」が多くあり、**家庭支援事業は具体的な解決策を提供する手段**として位置付けられます。保育所、学校、学童保育等の既存施設等ではカバーしきれない時間帯や対象、または**複合的な課題を持つ家庭に対し、柔軟に対応する支援メニューの一つとして活用**することも期待されます。
- 家庭支援事業を通じて家庭の中の状況を把握しながら支援を検討・実施したり、**通常の相談対応だけでは見えてこない潜在的なニーズや課題を早期に把握し、各家庭のニーズに応じた包括的な支援の実施につなげる役割**もあります。

## 02 本ガイドブックで扱う内容

以下の図は、家庭支援事業を地域の実情に合わせて構築・活用するための全体像です。日頃から「地域資源開拓」に取り組むことが、「サービス構築」においても地域のニーズ把握や担い手／委託先を発掘することにつながります。さらに各事業を柔軟に組み合わせることで、ニーズに応じた包括的な支援を届ける体制づくりが求められています。



## Ⅱ．家庭支援事業を構築する際のポイントは？

### サービス構築

#### ●STEP1：支援対象者と事業のニーズ把握

**既存データ活用と現場の声：**相談で把握した課題や要対協の状況等だけでなく、担い手となりうる地域資源との接点等から収集する。

**先進事例の参照とモデル実施：**他自治体の事例を参考にしつつ、まずは小規模に試行して運用課題を検証する。

#### ●STEP2：事業内容の検討

**地域の実情に合わせた設計：**地域ニーズに対し、担い手となりうる資源の強みを活かせる実施内容を協議しながら、ガイドライン・実施要綱等の条件に適合させる。

**既存事業との役割分担：**既存事業との違いを整理し、こぼれ落ちていたニーズ（隙間）を埋める実施内容を考え、複数事業が隙間を埋め合う全体像を描く。

#### ●STEP3：担い手／委託先の確保・育成

**他分野の担い手発掘：**こども・子育て分野の事業者や団体に限らず、高齢・障害福祉や地域の個人など、他分野の資源も活用して参入を促す。

**委託先を育てる姿勢：**委託後も自治体が伴走したり、事業者間のネットワークを作ったりすることで質の向上と定着を図る。

#### ●STEP4：予算確保・庁内の調整

**必要性の見える化：**事業を行わない場合に生じるこどものリスクや行く末、実施した場合の中長期的な予防効果などを事例や定量で示す。

**スクラップ&ビルド：**類似の既存事業の見直しや、複数の国補助の組み合わせ（複数業務の委託）などにより、予算を確保・効率化する。

### 地域資源の開拓

**把握・可視化：**日々のソーシャルワークを通じてインフォーマル資源も含めてリスト化する。地域資源開拓が得意な外部団体への委託も可能。

**ネットワーク化：**市民も含む多様な主体との対話や資源同士が情報・ノウハウを共有する場を創出。潜在的な担い手発掘にもつながる。

### 都道府県による支援の例

**動機づけと財政支援：**実施市町村へのヒアリング、先進事例の周知、独自の財政支援等で市町村の導入ハードルを下げ、事業構築を後押し。

**広域連携の支援：**児相圏域等のエリア別の市町村同士による担い手資源の共有や事業検討の場、社会的養護施設とのマッチングを推進。

## Ⅲ. 家庭支援事業はどのように活用できるの？

### 01 各事業の目的と効果・メリット

#### 子育て世帯訪問支援事業

##### ■目的：

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。



自治体に聞いた  
効果・メリット

家庭の負担軽減や自立した生活のきっかけ、虐待予防の事業となっている。**制度的な「狭間を埋める」支援**ができていると感じる。（東御市）

これまで介入が難しかった家庭から**掃除と片付けの相談を受け**、職員が訪問した。それがきっかけでフードパントリーを勧めたところ、利用することになり、ケースワークの中で信頼関係が構築された。（喜多方市）

家庭内に定期的に事業者が入ることで、市が電話や窓口での相談だけではわからない、**普段の様子や潜在的な課題が市へフィードバックされるようになった。**（藤枝市）

#### 児童育成支援拠点事業

##### ■目的：

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。



自治体に聞いた  
効果・メリット

拠点の職員とこども家庭センターの職員が一緒に、こどもの状態について時間をかけてアセスメントできており、**次に必要なサービスは何かを見極め、そこにつなぐ場所**として活用できている。（玉東町）

**家庭での生活の状況を、拠点の職員を通じて市が把握できる**ことや、こどもにとっても保護者には相談しにくい進路の悩みを拠点の職員に相談できること等、市のケースワーカーや学校としても事業の意義を感じている。（豊中市）

こどもにとって安全安心な居場所ができたことで、**学習に向き合ったり、生活習慣を獲得できるように**。親子が適切な距離を取れることで、地域で暮らしやすくなるという視点からも、**本事業が家庭を支える役割を果たしている。**（世田谷区）

※他の補助金（国の子どもの生活・学習支援事業、都の事業）を活用して児童育成支援に資する居場所事業を運営

## 親子関係形成支援事業

### ■目的：

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。



自治体に聞いた  
効果・メリット

受講者からは**考え方や見方の幅が広がり、自信につながった**との意見が聞かれた。また、同じ悩みを持っている保護者同士の交流ができ、毎回楽しみに受講される保護者が多かった。（水俣市）

**こどもの行動変容を目的に参加した保護者**から「食事が美味しくなった、よく眠れるようになった」等の変化も聞かれ、**結果的に保護者のストレスマネジメントに大きく貢献**することを実感している。（喜多方市）

集団プログラムでは、**保護者が他の参加者との対話を通じてこどもの様子を一緒に考える**ため、こどもを目の前にしたときにも頑張ろうと思える踏ん張りにつながっている。（つくば市）

## 子育て短期支援事業

### ■目的：

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。



自治体に聞いた  
効果・メリット

一時保護に至らなかったケースに対し、**こどもの様子や言動をアセスメント**できたのはこの事業の存在のおかげだと感じる。また、アセスメントの結果を児童相談所とのケース会議でフィードバックすることで、一時保護の必要性を伝えることができる。（玉東町）

面談の中で、**措置にはならないが一時的に親子が離れた方が安心**という事例に**予防的に活用**している。虐待予防に非常に重要な事業であり、親子が距離を置き落ち着いた家庭に戻れるよう、立て直しを支援できるようになった。（東御市）

平成27年頃にピークだった措置児童数が減少している要因のひとつに、**虐待予防、分離予防としての本事業が貢献している**と感じている。多様な在宅支援メニューにより、区のケースマネジメントの幅が広がった。（福岡市）

こども家庭センターは、各家庭の課題やニーズに応えるために、継続的な相談対応や家庭支援事業等の多様なサービスを有機的に組み合わせたサポートプランを各家庭とともに作成・調整する役割を担っています。こどもや保護者が受け入れやすい支援から段階的に提案して関係を築いたり、ニーズに応じて支援の内容や種類を見直したりすることで、変化する家庭の状況に応じた支援が可能となります。

きょうだいがいる家庭に対し、**第一子には児童育成支援拠点事業、第二子(乳児)には子育て世帯訪問支援事業を組み合わせて活用**しました。児童育成支援拠点事業の施設に、子育て世帯訪問支援事業の支援員が訪問し、食事の時間を一緒に過ごせるように工夫しました。(玉東町)



**先に児童育成支援拠点事業を利用することで信頼関係を築き**、その後子育て世帯訪問支援事業の登校支援の利用につながり、こどもの登校渋りを解消する等の成果をあげています。(水俣市)



下記1~5のサービスを段階に応じて継続支援したことで、**保護者と良い関係性を築き、家庭状況が改善**していった事例がありました。また、好事例をスタッフ間で共有し、支援の導入の仕方、支援の終了の仕方等について検討しやすい状況になっています。(東御市)

1	<b>支援対象児童等見守り強化事業</b> ：朝食を食べられないこどもに対し、学校に朝食を届ける支援を実施しました。また、定期的に家庭におむつやミルクを持参し、早期の状況把握と関係性の構築と維持に努めました。
2	<b>子育て世帯訪問支援事業</b> ：こどもが学校に安定して登校できるように、送り迎えの登校支援を実施しました。
3	<b>子ども第三の居場所(B&amp;G財団)</b> ：こどもに安心して食事や休息ができる場を提供し、こどもが本音を話せる関係性を築きました。
4	<b>子育て短期支援事業</b> ：支援者のいない保護者の入院のためにこどもをショートステイで預かりました。その頃には対象家庭と市町村の関係性も構築され、面談や相談もしやすい関係になっていきました。
5	<b>一時預かり</b> ：保護者との面談を実施する時等に活用し、子育て支援センターの利用に繋げることができました。また、他の保護者やこどもの様子がわかり、相談することに対する敷居が下がり子育ての相談が気軽にできる場となりました。



## 第2章

# サービス構築と 地域資源開拓の ポイント解説

# I. サービス構築のポイント

## 01 支援対象者と事業のニーズ把握

市区町村が家庭支援事業の実施を検討するにあたっては、まず**妊産婦や子ども、家庭のニーズ**を把握しましょう。その際、妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無にかかわらず、全ての妊産婦や子ども、家庭を支援する「**ポピュレーションアプローチ**」の視点と、虐待のハイリスク家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援につなぐ「**ハイリスクアプローチ**」の視点を持つことが重要です。

佐藤（2017）によれば、子ども、家庭に対する市町村の支援を「『寄り添い型』から『伴走型』に変化させるためには、市町村に見られる預かり系、養護系ニーズに対応できるようきめ細かなサービスを用意し、生活困窮等の理由で必要な支援が受けられない状況を防ぐ負担軽減をしつつ、自然に支援を受けることを選択できるよう、普遍的なサービスの一つとして戦略的にセットする必要がある」と指摘されており、サービス構築において重要な点と考えられます。

### (1) 支援対象者の想定

子ども家庭センターの支援対象者や、サポートプランの作成対象者等を確認し、相談対応等を行っている世帯のうち、特に家庭支援事業の利用が望ましい世帯を想定します。



#### ① 子ども家庭センターの支援対象者とは

子ども家庭センターガイドラインでは、支援対象者を下記の通り定めています。

母子保健	児童福祉
<p><b>原則全ての妊産婦（産婦：産後1年以内）、乳幼児（就学前）とその保護者</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 地域の実情に応じて18歳までの子どもとその保護者についても対象とする等、柔軟に運用する</li><li>➢ 妊娠期から子育て期、特に3歳までの子育て期について重点を置く</li><li>➢ ひとり親、若年親、事実婚、里親等も含まれる</li><li>➢ 支援ニーズが顕在化していない者について十分な関心を継続的に向ける</li></ul>	<p><b>法に定める18歳未満の者</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ センター（児童福祉機能）の支援は包括的かつ継続的な性格であるため、柔軟に対応する必要がある</li><li>➢ 例：妊婦からの相談や、18歳の年齢に達した後の支援、罪を犯した満14歳以上の子どもの家庭やきょうだい等への支援</li></ul>

※子ども家庭センターガイドライン34,76ページを参考に作成

## ② サポートプランの作成対象者とは

こども家庭センターガイドラインでは、サポートプランの作成対象者を下記の通り定めています。児童福祉機能のサポートプランの対象者は、要支援児童等のみではなく、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する者等も対象となり、より幅広い家庭が対象です。



母子保健	児童福祉
妊産婦や乳幼児、および乳幼児の保護者等、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要とされる者	<b>「要支援児童等」及び「その他の者」</b> 「その他の者」としては、①特定妊婦・要保護児童・要支援児童に該当しないものの、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する者、②予防的観点から早期の支援開始が必要な者、③一時保護・措置解除後や、在宅指導措置を行っているなど、児童相談所と連携しているケース等が含まれ得る。

※こども家庭センターガイドライン22,23ページを参考に作成

## ③ 各事業の利用が望ましい世帯とは



第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.3）では、各事業の利用が望ましい世帯として、下記の内容が記載されています。

子育て世帯訪問支援事業	児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯
児童育成支援拠点事業	一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等
親子関係形成支援事業	保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯
子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安のある世帯</li> <li>児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等</li> </ul>

## (2) ニーズ把握

市町村子ども・子育て支援事業計画策定時に把握した情報を含む既存の情報を活用しつつ、定量・定性の両面から事業のニーズを収集することが考えられます。

### 市町村が抱える課題

- 家庭のSOSをどう拾い上げればよいかわからない。
- 困りごとを抱えている家庭が顕在化していない。
- ニーズ把握のために新たなアンケート調査を実施する予算や時間がない。



### ニーズ把握の考え方

1

#### 既存情報の活用

- **すでに市町村が調査等で把握している情報**を活用
- **要対協で把握しているこども・家庭に支援をどう届けるか**を検討

2

#### 新たな情報収集

- **困りごとやニーズを抱えた家庭があることを前提**として情報を収集
- **定量・定性調査のうち、まずは関係機関へのヒアリング**を行うことで心配な家庭を見つける

### ① 既存情報の活用

すでに市町村が把握している情報として、例えば以下のような情報を活用することができます。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定時に把握した量の見込み
- 過去に実施した母子保健・児童福祉に関わる調査結果
- その他、既に把握している数値（例：出生数、不登校出現率、児童虐待相談対応件数の推移等）

## 世田谷区「子どもの生活実態調査」の事例



世田谷区では、平成30年度に「子どもの生活実態調査」を実施。アンケート調査（小学校5年生、中学校2年生のすべての子ども本人とその保護者を対象）とヒアリング調査（子どもに関わる機関の職員を対象）を行いました。

その結果、**生活困難層のこどもの方がそうでないこどもに比べ、居場所の夜の利用意向が高い傾向**にあるが、児童館や青少年交流センターは利用せず、夜間をひとりで過ごしていることがわかりました。また、生活困難層のこどもほど自己肯定感が低い等の結果もあり、**ハイリスクアプローチで丁寧な支援が必要**だという判断につながりました。



## ② 新たな情報収集

### 定量調査

対象者の困りごとや利用意向を把握するため、こども・保護者へのアンケート調査を実施します。地域によるニーズの違いも収集することができます。

### 定性調査

日頃から対象者を支援している**関係部局・関係機関へのヒアリング**を行ったり、事業の担い手となりうる**地域資源**等と接点を持つことでニーズを収集します。



### ヒアリング先の例



困りごとを抱えている家庭や様子が気になる家庭があるか、どのような支援があると良さそうかをヒアリングしてみましょう。

- ▶ 小中学校
- ▶ 教育支援センター
- ▶ 放課後児童クラブ、児童館
- ▶ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ▶ 地域子育て相談機関
- ▶ 地域子育て支援拠点、子育てひろば
- ▶ 社会福祉協議会
- ▶ 民生委員、児童委員
- ▶ その他の民間団体 / 等

## 新たな情報収集の応用編

地域全体で事業に対する機運醸成を図るため、関係部局や民間団体、専門家等と検討会を設置して議論を深める方法もあります。また、運用後の課題を把握しておくため、他自治体の先行事例を視察したり、試験的に実証事業を行ったりすることも考えられます。

### 藤枝市「子ども育成支援事業検討会」の事例

児童育成支援拠点事業開始の約2年前、**民生委員、こども食堂運営者、スクールソーシャルワーカー、弁護士等31名**が参加する「子ども育成支援事業検討会」を立ち上げました。児童虐待やネグレクトに関する勉強会、先進事例の視察とその報告、事業の実証実験等、全8回開催しました。民生委員等の有志がこどもの学習支援を行っており、その中でネグレクト等の家庭のこどもへ直接支援する仕組みが必要であるとの認識がなされていたこと等を受けて始まった取り組みです。

#### 子ども育成支援事業検討会

●ネグレクト家庭等養育が不十分な子どもへの直接的な支援を行い、子どもの健全育成と児童虐待の世代間連鎖を防止することを目的とし、平成30年4月17日発足。

●全8回開催、会員数31名。

4/17	講義：児童虐待・ネグレクトが子どもに与える影響	8/27	子ども育成支援実証事業報告 子どもの居場所づくり交流会企画
5/15	子ども育成支援実証事業報告	9/15	藤枝市子どもの居場所づくり交流会開催
6/28・29	先進地視察研修（栃木県）	10/10	ネグレクト事例勉強会 NPO法人発起人集会
7/31	先進地視察報告	12/18	子ども育成支援事業におけるボランティアの役割

#### 子ども育成支援“実証”事業

- 平成30年5月～毎月1回計11回開催、8世帯18名が参加。
- 子ども食堂を開催している“かいらハウス”の会場を借り、子ども家庭課・支援事業検討会メンバーが実施。
- 児童の送迎・学習支援・遊び・食事提供を行う。

開催日	参加人数（世帯）	開催日	参加人数（世帯）
5/11	4（1）	11/13	7（2）
6/22	4（1）	12/21	7（2）
7/27	4（1）	1/11	5（2）
8/24	4（1）	2/22	8（3）
9/21	6（2）	3/8	9（3）
10/26	5（2）		

藤枝市提供



#### 取り組みのポイント

##### 1 先行事例を視察

検討会のメンバーで他市のNPO（官民協働で居場所を運営）を視察。事業を進める上での課題をどのように改善しているのかを予め把握し、立ち上げ後の運用イメージや市の考えを共有

##### 2 居場所事業の実証実験を実施

こども食堂の場所を借りて毎月1回、計11回。学習支援や遊び、食事提供、送迎等。こどもや保護者へのアンケートを通じた評価も実施



#### その他の取り組み事例

- 関係機関・部局等が参加する係長級・部課長級の会議を開催：東御市（76ページ）
- 先行事例の視察：世田谷区〔児童育成支援拠点事業〕（118ページ）



## ニーズをどう事業化すればいい？



地域の具体的な課題を出発点に「今、何が足りないか」を特定してみましょう。

東御市では、不登校のこどもの割合が県や国の平均よりも高い状況でした。さらに、令和4年にこども家庭センターが立ち上がり、親・家庭のニーズに基づいた検討の結果、特に**親の養育を補えるサービスが不足**していることが課題として浮上しました。

そこで、親に障害があっても本人がそれを認知しておらずこどもの養育環境が悪化する等、養育が難しく、障害福祉サービスを利用できない家庭に対し、**子育て世帯訪問支援事業として「登校支援」をメニュー**としました。

## ポピュレーションアプローチの視点で事業をつくるには？

支援が必要なこども・家庭が心理的な抵抗感を感じずに利用できるよう、あえて対象を限定せず、広く一般の家庭も利用できるユニバーサルな設計とすることが考えられます。

- **子育て短期支援事業**では、要対協ケースに限定せず、一般の家庭も含めて対象としている自治体があります（実際には要対協ケースや個別の相談対応からつながるケースが多い場合もあります）。「**本当に困った時に誰もが使えるサービス**」として間口を広く設定することで、潜在的な対象者にも支援を届けることができます。また、保護者のレスパイト（休息）や仕事、入院等、幅広いニーズに対応できると考えられます。
- つくば市の**子育て世帯訪問支援事業**では、広く家事や子育てに関して不安や負担を抱えている妊娠中の方や未就学児のいる家庭を対象としています。利用料は、世帯の収入等にかかわらず無料としています。「あかちゃん訪問」時のパンフレット配布や、民間団体が主催するイベントでのPR等、周知の方法を工夫して利用を促しています。



Q&Aは  
次のページに続く

## 既存事業との関係をどう整理すればいい？

下表を参考に、各事業の位置付けを確認しましょう。目的や対象、内容等が異なります。

### 訪問型支援の比較



	子育て世帯訪問支援事業	養育支援訪問事業
主な目的	家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等を支援	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施
支援内容	家事支援・育児補助が中心	専門的な相談・支援が中心※1
担い手	訪問支援員（子育て経験者やヘルパー等も可能、資格要件なし）	専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等

※1：育児・家事援助については、令和6年度から家庭支援事業の子育て世帯訪問支援事業へ移行となりました。専門的な相談対応のニーズのある家庭については、子育て世帯訪問支援事業と養育支援訪問事業を組み合わせ提供することも考えられます。



### 預かり型支援の比較

	子育て短期支援事業	一時預かり事業	こども誰でも通園制度
主な目的	保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、レスパイトケア等を行う	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった場合に、一時的に預かり、必要な保護を行う	全ての子育て家庭に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる
対象年齢	18歳未満	0歳～未就学児	0歳6か月～満3歳未満の未就園児
形態	宿泊も可※2	原則として日中のみ	
実施場所	児童養護施設、乳児院、 <u>里親家庭</u> 等	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点等	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

※2：短期間の一時的な入所を行うショートステイと、平日の夜間・休日に入所を行うトワイライトステイがあります。

### 居場所型支援の比較※3



	児童育成支援拠点事業	子どもの生活・学習支援事業	地域こどもの生活支援強化事業
主な目的	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、食事提供等を行い、虐待防止と健全育成を図る	ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える課題に対応し、悩み相談、生活習慣の習得支援や学習支援、食事提供等を行い生活向上を図る	多様かつ複合的な困難に直面しているこどもたちに対し、気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設け、支援につなげる
対象者	養育環境に課題がある児童、家庭や学校に居場所がない児童等※4	ひとり親家庭、養育者家庭、低所得子育て世帯等のこども	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこども
利用経路	児童や保護者、関係機関等からの相談において必要性を検討	児童・保護者による申込・登録・立ち寄り等	

※3：上記の他に「教育支援センター」もあります。「各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所」（文部科学省2025）とされており、不登校児童生徒を対象としています。

※4：養育環境の悪化が懸念される場合等、「本事業による支援が必要であると市町村が認めた児童」も対象となります。

## (1) 各事業の主な検討項目とポイント

- 各事業のガイドライン及び実施要綱をお読みいただいた上で、さらに理解を深めるためのポイントとして、各事業を構築する際の主な検討項目とポイントを記載しています。事業実施前に検討が必須となる事項については、各事業のガイドライン及び実施要綱をご確認ください。
- 各事業等のガイドライン・実施要綱掲載ページ一覧（リンク）は5ページに記載しています。

### ① 子育て世帯訪問支援事業

#### 1) 実施機関

委託等をする場合は、委託先（社会福祉法人やNPO法人、民間事業者、個人等）  
※詳細は「03 | 担い手／委託先の確保・育成」（32ページ）をご確認ください。



#### 2) 内容

- 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言※
- 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。



#### 内容の検討ポイント（参考例）

##### ● 支援のゴール：

各自治体でこども・家庭のニーズに応じた多様な家事支援及び育児・養育支援が提供されています。「家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標像である」（子育て世帯訪問支援事業ガイドライン）とされており、家庭の自立を見据えた支援が求められます。必要なメニューを検討し、委託する場合は委託先と対応できる内容をすり合わせていくことが重要です。

##### ● 利用ルール：

あらかじめ**1回あたり/1週間・1ヶ月あたりの利用時間の上限、時間帯、支援期間等**を定めておくことが考えられます。定期的にモニタリングを行うとともに、サポートプランに基づいて継続の可否を判断したり、ケースごとに目安の利用回数を設定したりすることも考えられます。

#### 参考資料

- 子育て世帯訪問支援事業 市町村向け取組のポイント集（令和7年3月、株式会社日本総合研究所）
- 児童育成支援拠点・子育て世帯訪問支援事業 類似事業事例集（令和6年3月、株式会社日本総合研究所）

### 3) 対象者

- a. 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- b. 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- c. 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- d. その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）



#### 対象者の検討ポイント（参考例）

##### ● 支援の位置付け：

要支援家庭への支援はもちろんのこと、介入が難しい家庭に対する支援の「入り口」としての活用や、虐待予防の位置付けで活用することも考えられます。

- オープンに周知せず必要な家庭のみを対象とし、要対協家庭は優先的にサポートプランの中に入れて活用：喜多方市（83ページ）

### 4) 実施方法

#### 4)-1 訪問支援員の要件

- ・ 市町村が適当と認める研修の修了
- ・ 保健師、助産師、看護師、保育士等の有資格者のみならず、子育て経験者やヘルパー等がなることも可能であり、資格要件は問わない

#### 4)-2 訪問支援員の研修

- ・ 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等

#### 4)-3 支援の流れ

- ・ 申請方法、利用決定、支援計画、支援状況の報告等

### 5) 個人情報の保護及び守秘義務

取り決め等のルール（守秘義務等）、提供の範囲等

#### 参考資料

- [子育て世帯訪問支援事業の研修教材](#)（令和7年4月、株式会社日本総合研究所）

## 6) 研修、効果検証

- ・ 訪問支援員に対する研修
- ・ 自己評価等

## 7) 利用者負担額

無料または各世帯区分による金額（生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税所得割課税額77,101円未満の世帯（年収360万円未満相当）、その他の世帯）の設定、交通費や買い物等の実費等

## 8) 予算

実施費用、委託費用等



### 利用者負担額・予算の検討ポイント（参考例）

- **利用者負担額**：一律で無料とするほか、生活保護世帯、住民税所得割課税額77,101円未満の世帯は利用料を無料とし、それ以外の世帯や利用時間が基準を超えた場合を有料とする自治体もあります。
- **予算**：委託する場合、事務費・管理費は、上限より下げる形で設定することも可能です。

## ② 児童育成支援拠点事業

### 1) 実施機関

委託等をする場合は、委託先（社会福祉法人やNPO法人、民間事業者等）

※詳細は「03 | 担い手／委託先の確保・育成」（32ページ）をご確認ください。



### 2) 内容

- 安全・安心な居場所の提供
- 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- 食事の提供
- 課外活動の提供
- 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- 保護者への情報提供、相談支援
- 送迎支援（地域の実情等に応じて実施）

次のページに  
検討ポイントを掲載

### 参考資料

- 児童育成支援拠点・子育て世帯訪問支援事業 類似事業事例集（令和6年3月、株式会社日本総合研究所）



## 内容の検討ポイント（参考例）

### ● 拠点の目的：

こども・保護者との関係構築を通じて、「こどもを預けられる場所」ではなく、**こどもが「また来たい」と思える場所**にすることが重要です。課題を抱える児童の居場所を提供するという事業目的を踏まえ、スティグマが生まれぬよう、拠点の名称や情報公開等にも配慮しましょう。

### ● 内容を踏まえた委託先の検討：

対応すべき業務が多岐に渡るため、学習支援や生活支援、食事提供等、複数の業務に対応できる事業者へ委託することが考えられます。

## 3) 対象者

- a. 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- b. 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- c. その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者



## 対象者の検討ポイント（参考例）

### ● 対象者の年齢：

**「市町村の状況に応じて、事業所ごとに中学生や高校生世代など対象年齢を限定して実施することも可能」**（児童育成支援拠点事業ガイドライン）とされています。小～中学生の幅広い年齢を対象とする場合には、異年齢のこども同士のコミュニケーションをサポートすることも必要です。

■ 小学生～高校生、18歳までを対象：玉東町（58ページ）、水俣市（66ページ）

■ 要対協ケースの小中学生を対象：藤枝市（92ページ）

■ 生活困窮世帯等の中学生を対象（卒業後のアフターケア<sup>※</sup>も実施）：世田谷区（117ページ）

※高校中退防止の観点から、高校生世代のこどもに対するアフターケアの取り組みを行っています。保護者とこどもに電話連絡（年3-4回）をしたり、高校生世代だけが集まれる時間を設定したり、中学生のロールモデルとして調理ボランティアに参加してもらったりしながら、会話の中でSOSをキャッチできるようにしています。

## 4) 実施方法

### 4)-1 定員（例：概ね20人等）

### 4)-2 職員配置、要件及び職務の内容

- 資格要件、職員配置（常勤職員の配置含む）・人員基準、職務の内容等

### 4)-3 開所日数・開所時間

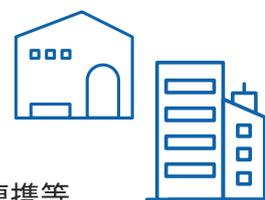
- 開所日数、土日祝日・年末年始の扱い等
- 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）・休業日以外の日（平日）の開所時間等

### 4)-4 施設・設備

- 児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）
- 開所時間中に児童が集まることができる専用スペース、支援の実施に必要な設備等

### 4)-5 支援の流れ

- 申請方法、利用決定、支援計画、支援状況の報告等



### 4)-6 児童育成支援拠点事業者と関係機関等との連携

- 学校、医療機関、地域団体、民生委員、児童委員、その他関係機関との連携等

### 4)-7 安全対策及び衛生管理

- 事件・事故や災害発生時の対応、衛生管理等



## 実施方法の検討ポイント（参考例）

### ● 運営体制：

対象とするこどもの居場所が確保できるよう、**他の公共施設の休館日や閉庁日、委託先の体制等**を考慮して検討しましょう。何かあった時にこどもから相談を受けられるよう、土日を含めることも一案です。1日の利用定員より多い人数のこどもが利用登録をしている場合は、1人あたりの利用頻度を調整する工夫も必要です。

### ● 実施場所：

委託先の施設等だけでなく、**自治体内で活用できる施設も含めて検討**することが重要です。家庭的なモデルを示すために民家を活用している自治体もあります。また、利便性の観点から複数の校区の中間地点とする等、**設置する地域**にも配慮しましょう。

### ■ 公共施設を活用：玉東町（59ページ）

### ■ 民家を活用：水俣市（67ページ）、藤枝市（93ページ）、世田谷区（118ページ）

### ■ 民家や市営住宅等の情報を提供：豊中市（110ページ）

## 5) 個人情報の保護及び守秘義務

取り決め等のルール（守秘義務等）、提供の範囲等

## 6) 研修、効果検証

- 研修、スーパーバイズ等による職員の質の担保等
- 自己評価、利用者からの意見聴取等

## 7) 利用者負担額

原則無料

※「必要な経費の一部を保護者から徴取できるものとするが、（中略）必要最低限とすること」（児童育成支援拠点事業ガイドライン）とされています。

## 8) 予算

実施費用、委託費等



### 予算の検討ポイント（参考例）

事業の継続性を担保できるよう、拠点の運営時間に対する人件費だけでなく、**関係機関の会議への参加、保護者への相談支援、家庭訪問等のソーシャルワークにかかる時間**も考慮することが考えられます。



## ③ 親子関係形成支援事業

### 1) 実施機関

委託等をする場合は、委託先（社会福祉法人やNPO法人、民間事業者、個人等）  
※詳細は「03 | 担い手／委託先の確保・育成」（32ページ）をご確認ください。



### 2) 内容

- a. 講義等
- b. グループワーク等
- c. 個別のロールプレイ等
- d. 保護者同士の悩みや不安の相談・共有、情報の交換ができる場の提供（ピアサポート）

### 3) 対象者

- a. 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- b. 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- c. 乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者
- d. その他市長等が特に支援が必要だと認める家庭

### 4) 実施方法

#### 4)-1 プログラム内容

- a. 児童の行動の理解と要因の把握及び対応
- b. 児童の発達・成長に応じた関係性や関わり
- c. 参加者同士によるピアサポート
- d. セルフケアや児童への関わり方の振り返り

#### 4)-2 実施者

- 児童に関わる業務に従事していた経験や、市町村が認める研修の受講歴又は資格を有する者等
- 実施者の他、実施者をサポートし、利用者の様子の観察や記録等を行う者の配置

#### 4)-3 定員（例：10名程度（目安）、原則としてグループで実施する等）



#### 実施方法の検討ポイント（参考例）

##### ● プログラム選定：

運営体制（自治体職員が直営で実施する、講師を招く、事業者に委託する等）によって実施できるプログラムが変わります。例えば、直営の場合はライセンス取得が不要なプログラム（ペアレント・トレーニング等）とし、内部でファシリテーターを育成する方法があります。

また、対象者（予防向き・ハイリスク向き等）や実施期間、グループでの実施可否等は、プログラムによって異なるため、適したものを検討しましょう。こどもの年齢（就学前と小学生以上等）によって開催を分けることも考えられます。

■ ペアレント・トレーニングを基本としたプログラムを採用：東御市（77ページ）、喜多方市（85ページ）、つくば市（103ページ）

■ 集合型（Nobody's Perfect 等、行政区によって異なるプログラム）、通所型（PCIT、CARE）、宿泊型、訪問型（SafeCare）を独自メニューとして提供：福岡市（130ページ）

#### 参考資料

- [養育者（おやこ）支援プログラムガイド](#)（令和7年1月、早稲田大学社会的養育研究所）

4)-4 回数・時間（例：最低4回以上、概ね5～8回。1回あたり90分～120分等）

#### 4)-5 その他

- 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施の検討
- 委託等で実施する場合も含めた、市町村における対応（父親も含めた事業の周知、支援ニーズに応じたプログラムの案内、支援ニーズに合わせた組み合わせの検討、利用状況の確認、さらなる支援が必要と考えられる場合の関係機関への連携、関係機関と連携し情報の共有を図る場合の利用者の同意取得等）
- 効果検証（利用者へのアンケート等）

#### 5) 利用者負担額

無料または各世帯区分による金額（生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税所得割課税額77,101円未満の世帯（年収360万円未満相当）、その他の世帯）の設定等

#### 6) 予算

- 実施費用、委託費等
- 「親子関係形成支援プログラム資格修得支援」について国による補助あり



## Q&Aコーナー ～親子関係形成支援事業編～

### 小規模な自治体が親子関係形成支援事業を始めるには？

参加者数が確保できない、担い手が見つからないといった課題に直面することがあります。仕事をしている保護者も参加しやすいような工夫や、近隣自治体と一緒に担い手を育成する等の対応策が考えられます。

- 継続的な参加を後押しできるよう、**開催クールごとに曜日をを変える、託児付きにする、児童館を兼ねている施設で実施する等**が考えられます。
- 喜多方市では、会津圏域の**近隣自治体と連携した「相互利用（乗り入れ）」の仕組み**を構築しています。各自治体が開催日程（平日・休日等）をずらして開催することで、日程が合わない保護者が、近隣自治体で開催されるプログラムに参加できる環境を整備しました。また、先行して事業を実施していた同市が近隣自治体のファシリテーター育成を支援する等、ノウハウを圏域で共有しています。単独では維持が難しい事業でも、**圏域全体を「一つの大きな資源」と捉えて融通し合うことで、住民の利便性を高めつつ、担い手不足を補う**ことが可能になります。

## ④ 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業を例に記載しています。夜間養護等（トワイライトステイ）事業については、実施要綱をご覧ください。

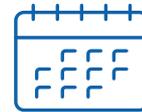
### 1) 事業の種類及び内容

#### 1)-1 事業内容

- a. 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合
- b. 子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合
- c. 保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- d. 経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等

実施施設等において養育・保護を行い、必要に応じて、親子を短期間入所させ、以下の支援を実施

- ・ 保護者のレスパイト・ケア
- ・ 育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ・ 育児・家事等の協働による保護者のエンパワメント支援
- ・ その他、親子支援に資する取組



#### 1)-2 対象者

- ・ 年齢（例：18歳未満、中学校修了前の児童等）
- ・ 以下の事由に該当する家庭のこども又は親子等
  - こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的事由
  - 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
  - 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
  - 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
  - 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
  - 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

#### 1)-3 利用期間（例：1回あたり/1週間・1ヶ月あたりの利用時間の上限等）



### 内容の検討ポイント（参考例）

- **活用ケース**：育児疲れや保護者の入院等のほか、措置にはならないが親子が離れた方が安心なケースで予防的に活用したり、一時保護に至らなかったケースでこどもの様子や言動をアセスメントしたりする等、親子支援に資する様々な活用が考えられます。
- **利用期間**：月間・年間の利用日数を定める場合は、一般家庭だけでなく、一時保護から家庭復帰をした直後のケース等、要支援家庭の利用も想定した期間とすることが大切です。

### 参考資料

- [子育て短期支援事業 ヒアリング事例集](#)（令和7年3月、株式会社日本総合研究所）

## 2) 実施施設等

児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、保育所、里親、ファミリーホーム、保育士、子育て支援員等、適切に保護することができる者や施設



### 実施施設の検討ポイント（参考例）

#### ● 施設での受け入れの留意点：

児童養護施設や乳児院等で受け入れる場合は、措置中や一時保護中のこどもへの影響を考慮し、**専用区画の設置や専従職員※の配置**について検討することが考えられます。状況に応じて、専従人員配置加算を活用しましょう。

※専従職員とは、事業の実施施設において、子育て短期支援事業の利用児童の支援に携わる職員であり、この他にも自治体との入所調整、利用者へのアセスメント、アフターフォロー、関係機関との連絡調整などを行うことを想定

#### ● 里親ショートステイ：

里親家庭での受け入れを進めている自治体もあり、**里親の育成・スキル向上**だけでなく、**長期の委託は難しいが短期なら協力できるという里親の活躍の機会**になっています。

また、調整機関として、**里親支援センターやフォスタリング機関に委託**をすることで、里親の強みや特性を踏まえたマッチング、機関の専門性・ノウハウを活用した支援や研修の実施等も可能となります。

#### ■ 里親ショートステイを実施：

水俣市（69ページ）、東御市（78ページ）、藤枝市（95ページ）、福岡市（126ページ）

## 3) 留意事項

- ・ 感染症や健康状態、送迎の可否、職員による保育施設・学校等への付き添い、食費・医療費・交通費の取り扱い等
- ・ ひとり親家庭や低所得世帯（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、保護者が障害を有する家庭、本事業による支援が児童虐待防止の観点から効果的と考えられる家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる家庭から利用の申請があった場合の優先的な取り扱い等

## 4) 個人情報の保護及び守秘義務

取り決め等のルール（守秘義務等）、提供の範囲等

## 5) 利用者負担額

各世帯区分（生活保護世帯、住民税非課税世帯、その他の世帯）やこどもの年齢による金額の設定、送迎等の実費等

## 6) 予算

実施費用、委託費等



## Q&Aコーナー ～里親ショートステイ編～

### 里親・ファミリーホーム活用のメリットは？

子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について（令和6年3月12日付けこ成環第75号こども家庭庁成育局成育環境課長通知及びこ支家第108号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）によれば、下記のようなメリットが考えられます。

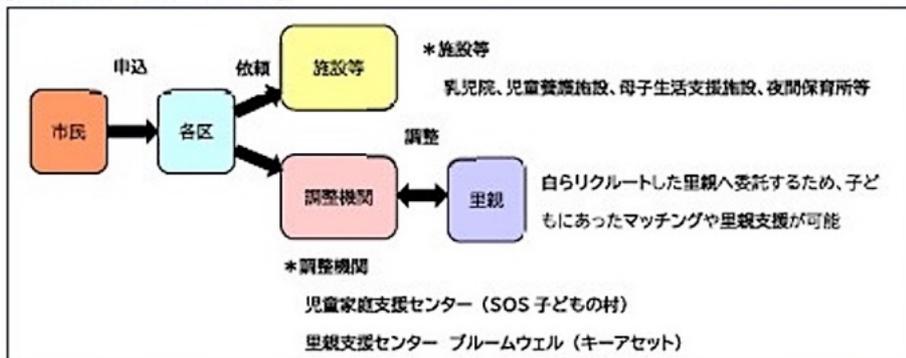
- 家庭における養育環境と同様の養育環境での養育を行うことができること
- 本事業の委託先となる児童養護施設等が近隣にない地域においても実施できるほか、生活する地域を変えずに支援を行うことにより、**児童の情緒の安定や親子関係の安定が図られる**こと
- 委託児童を養育していない里親が、本事業での養育経験を通じて長期間の児童の養育に対する具体的なイメージをもってもらうことで、代替養育を必要とする児童の受け入れを行うことが期待されること
- 本事業を通じて養育経験を積み重ねることにより、**里親及びファミリーホームに従事する者の養育のスキルアップ（質の向上）が図られる**こと

### 里親・ファミリーホーム活用の留意点は？

里親との調整を里親支援センターやフォスタリング機関に委託する等、あらかじめ運用後の体制を検討しておくことが重要と考えられます。

福岡市では、平成26年度から、西区がSOS子どもの村JAPANと協力し、「みんなで里親プロジェクト」として、校区里親の開拓と里親ショートステイをモデル事業として開始。令和4年度からは、ショートステイの需要増加やこどもの権利保障のため、市内全域に拡大しました。里親へ委託する場合は、**打診の調整や送迎、緊急対応等のマンパワー**が必要であったため、調整機関としてNPO（SOS子どもの村JAPAN、キアセット）に委託しています。NPOでは、里親の特性や子どもを受け入れられる状況かどうか等を把握し、適切なマッチングを行うように努めています。

【里親ショートステイの流れ】



福岡市提供

小規模な自治体で地域資源が限られる場合や、サービスの供給が足りていない場合等には、今ある選択肢だけにとらわれず、**柔軟な発想で潜在的な担い手を掘り起こす視点**が必要です。また、委託後も、**担い手に運用を”丸投げ”せず、一緒に事業を改善していく姿勢**を持ち、育成することが大切です。なお、日頃から地域資源をどのように開拓するかについては、「II. 地域資源開拓のポイント」（39ページ）をご覧ください。

## (1) 担い手／委託先の確保

事業を委託する場合は、まずは、すでに関係性のある事業者や、自治体内で近い内容の事業を実施している事業者等に相談することから始めましょう。それでも見つからない場合には、下記の方法で検討してみましょう。

### 担い手／委託先確保のための工夫（参考例）

#### 1

#### 社会的養護の 資源を活用



児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等においては、社会的養護下にある子どもや家庭を支援してきた実績・ノウハウを持つことから、その**専門性を活かした事業構築**が可能になると考えられます。

ハード面においても、施設に既にあるスペースや設備等を活用することで、**イニシャルコストを抑えて事業を開始**することができます。自治体内または近隣自治体にある社会的養護の資源について、**他の市区町村や都道府県等を通じて問い合わせる**ことも有効と考えられます。

#### 事例

- 玉東町：子育て短期支援事業（60ページ）
- 水俣市：児童育成支援拠点事業（66ページ）、子育て短期支援事業（69ページ）
- 東御市：子育て短期支援事業（78ページ）
- 藤枝市：子育て短期支援事業（95ページ）
- 福岡市：子育て短期支援事業（126ページ）、親子関係形成支援に資する事業（129ページ）

## 2

### 近接領域の事業者を開拓



子育てや児童福祉分野の事業者が確保できない場合、「**近接領域（他分野）**」の事業者へと視野を広げて検討することが考えられます。該当する分野の部局はもちろん、NPO法人等とのネットワークを持つ市民活動・地域振興の部局に問い合わせることも考えられます。

#### ▼近接領域の例

- こども分野（放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、病児保育、ベビーシッター等）
- 高齢・障害分野（特別養護老人ホーム、障害者福祉サービス事業所、介護事業所、シルバー人材センター等）
- 医療分野（訪問看護等）

事業者によって専門とすることの年齢層が異なる場合があるため、幅広い年齢のこどもに対応できるよう、**複数の事業者に委託**することも考えられます。業務内容を限定することで、委託できる事業者の選択肢が広がることもあります。

#### 事例

- 他分野の事業者に委託（子育て世帯訪問支援事業）：東御市（75ページ）、藤枝市（90ページ）
- 他分野の事業者に委託（児童育成支援拠点事業）：豊中市（108ページ）

## 3

### 個人の担い手を発掘



自治体内に事業者がいない、事業者はあるが体制が確保できない、単価が見合わない等の理由で委託が困難な場合があります。

そのような局面では、組織にこだわらず、**地域で活動する個人（スクールカウンセラーや臨床心理士等の専門職、主任児童委員や民生委員等も含む）**に働きかけることも選択肢となります。

#### 事例

- 発達外来に勤務する心理士に委託（親子関係形成支援事業）：東御市（77ページ）
- 専門職やファミリーサポートセンターから推薦を受けた個人等に委託（子育て世帯訪問支援事業）：喜多方市（83ページ）



### 社会的養護の資源を活用するメリットは？

こども・保護者に施設の専門性やノウハウを活かした支援が提供できることが考えられます。また、施設では、里親等委託や家庭復帰を推進した結果、既存の施設に定員の空きや人員の余裕が生まれることがあります。これらを在宅支援に転換し、多機能化することで、施設の機能を維持・強化することにつながります。

- 福岡市では、平成31年度頃より家庭復帰・家庭移行支援を行った結果、市内にある乳児院2施設、児童養護施設3施設で多機能化の一環としてショートステイに機能転換を行いました。さらに、乳児院の高い専門性を活かし、親子関係形成支援に資する事業等※を実施しています。
- 水俣市では、病児・病後児保育施設を運営する法人の空きスペースを活用して児童育成支援拠点事業を立ち上げ、同法人が運営する児童養護施設で作った食事を拠点まで運ぶ等の工夫を行っています。ハードとソフトの両面から施設機能を活用することで、質の高い支援を届けることができます。

※乳児院に委託しているのは全プログラムのうち通所型・宿泊型のみ。親子関係形成支援事業のみならず複数の財源を活用して集合型・通所型・宿泊型・訪問型のプログラムを展開しています。詳細は事例（129ページ）をご覧ください。

### 新たな担い手に参入してもらうためにできることは？

見込みのある事業者に対して事前に説明を行ったり、事業者が参入しやすいように条件（業務範囲、業務量等）を調整したり、参入のメリットを伝えたりすることが考えられます。

- 具体的なメリットとして、例えばこども分野に関わることで多様なケースに対応できる人材が育ち、法人として事業の可能性が広がる等、事業者側の視点で考えることが重要です。
- プロポーザルの実施にあたり、こども分野が初めての事業者も含めて応募可能性のある幅広い事業者に対し、事業の趣旨・内容・対象者イメージ等をわかりやすく説明するなど、自治体側から主体的に働きかける姿勢も大切です。

## (2) 担い手／委託先の育成

経験が浅い事業者や小規模事業者に委託を行う場合は、事前の研修や事業者間のネットワークを作る等、ノウハウを共有する工夫が考えられます。事業に関わり続ける意義を感じられるようなサポートを行い、信頼関係を作ることが、質の向上や安定的な運営につながると考えられます。

### 世田谷区「職員による巡回とフィードバック」の事例

- 令和7年度から、子育て世帯訪問支援事業のヘルパーが一定の要件を満たしている家庭で活動する際に、保育に係る専門的知見をもつ区職員が家庭を訪問し、ヘルパーの活動状況の確認やヒアリングを行う等で活動を支援する取り組みを始めました。
- 訪問の中で確認した事項を良かった点、悪かった点も含めて事業者にフィードバックしつつ、他の事業者を含め、区と契約する全ての事業者に共有いただきたい事項があれば、個人が特定できない形にして情報共有をしていく予定です。

#### ✓ 取り組みのポイント

- 事業者が事業に関わる意義を感じられるよう支援すること
- 事業者を孤立させない仕組み、相談しやすい関係を作ること

### 豊中市「拠点等の運営者による連絡協議会」の事例

児童育成支援拠点や豊中型認定居場所等の運営者で構成される「児童育成支援拠点等連絡協議会」では、研修の実施や情報の共有等を行っています。

#### ✓ 取り組みのポイント

#### ① 協議会の会長職は年度ごとの持ち回り

会長となる事業者に1年間の研修の企画・運営を委託。研修費用については、児童育成支援拠点事業の委託料に含む

#### ② 要対協に構成員として参画

各拠点や認定居場所が要対協と連携するには、個人情報への壁という課題があり、それを解決する仕組みとしても本協議会を活用

事業を成立させるためには、庁内の関係課や財政部局、地域の関係者から理解を得ることが不可欠です。予算を確保する際は、**中長期的な視点で費用対効果を考えたり、他の財源で使えるものがないか広い視野で考えたり**することが重要です。また、委託をせずに**直営での実施**も可能です。下記のパターンから、ご自身の自治体でも実践できるものがあるか検討してみましょう。

### 予算確保のための考え方（参考例）

		事例
1	<b>予防的投資型</b> 	<b>里親や施設に措置した場合と、在宅支援</b> を比較し、後者の方が家庭への負担が少ないだけでなく、財政面においても中長期的に効果的であると想定します。  <b>福岡市：親子関係形成支援に資する事業（132ページ）</b>
2	<b>既存事業の見直しによる捻出型</b>	予算の確保が難しい場合、 <b>既存事業で縮小できる部分がないか、別事業からスライドできる予算がないか</b> 、他事業も含めた調整を行います。  <b>水俣市：児童育成支援拠点事業（67ページ）</b>  <b>喜多方市：子育て世帯訪問支援事業（84ページ）</b>
3	<b>複数財源の組み合わせ型</b> 	家庭支援事業のみでは支援を必要とする対象者に対してサービスを提供できない場合は、 <b>近接領域の他事業の予算を組み合わせ</b> てひとつのサービス体系を構築することも考えられます。  <b>福岡市：親子関係形成支援に資する事業（132ページ）</b>

(参考) 福岡市の親子関係づくりに関するサービス体系

提供類型	活用している補助金等
集合型	親子関係形成支援事業
通所型 (PCIT)	親子再統合支援事業 (安心こども基金)
通所型 (CARE)	親子関係形成支援事業
宿泊型	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児院等多機能化推進事業〔育児指導機能強化事業〕(児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金)</li> <li>施設機能強化推進費〔親子支援事業〕(児童入所施設措置費等国庫負担金)</li> </ul>
訪問型	児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業(児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金)

		事例
4	直営型	<p>外部委託を行わず、職員が研修を受けたり、他部署から講師派遣を受けたりして、直営で事業を構築することもできます。</p> <p><b>普段の相談から家庭の状況や保護者の特性を把握できる</b>ため情報連携がスムーズになるメリットも。</p> <p>水俣市：親子関係形成支援事業 (68ページ)</p> <p>喜多方市：親子関係形成支援事業 (85ページ)</p> <p>つくば市：親子関係形成支援事業 (103ページ)</p>
5	外部資金活用型	<p>児童育成支援事業の実施場所として民家の借り上げに際し、委託費としての捻出が難しい費用(床の張替え、駐車場の舗装等)やエアコン等の一部の備品設置費用について、市民や企業、団体からの寄附金で賄っている事例もあります。</p> <p>藤枝市：児童育成支援拠点事業 (93ページ)</p>





## Q&Aコーナー ～予算確保・庁内外の調整編～

### 上層部や財政部局への説明で工夫できることは？

新たに立ち上げる事業の必要性を客観的に示すことが重要です。現状のニーズ（既存事業では対応できない家庭があること）、既存事業との違い、事業を実施しなかった場合のリスク、事業を実施した場合の効果をストーリーとして提示しましょう。

- 福岡市では、子育て短期支援事業を立ち上げる際、**市の地図に施設の場所や対象年齢を整理**し、事業のニーズがある場所や空白エリアを視覚的に示し、庁内の説明に活用しています。また、虐待予防も本事業の重要な目的であることを中心に、**サービスによって支援がうまくいった事例を説明したり、供給量が足りずサービスが届かないことで起こりうるリスクを伝えたり**しています。
- 藤枝市では、児童育成支援拠点事業を立ち上げる際、**既存の居場所（他事業や子ども食堂等）について、位置づけや特徴を体系的に整理した資料を活用して説明**しています。

### 児童育成支援拠点事業を始める前にコンタクトすべき関係者は？

地域住民への説明会を開いたり、児童館等の子育て関連施設や団体等に挨拶に出向いたり、**圏域の小・中学校に事業の意義を説明したり**することが考えられます。

- 世田谷区では、行政の関係機関だけでなく地域の資源を巻き込むことに注力しています。住宅街に拠点をつくることに対して理解が得られるか懸念もありましたが、**町内会や児童館、子ども食堂、子育て支援団体等にも挨拶に行き、連携**できるよう意識しました。
- 豊中市では、**圏域の小・中学校の校長等を訪問**し、1時間程度で事業の説明を行いました。児童育成支援拠点事業は不登校支援や教育の代替機能ではなく、家庭生活の代替機能として捉えてほしい旨を強調してきました。



## Ⅱ. 地域資源開拓のポイント

### 01 地域資源の把握・可視化

- 地域資源開拓は、**地域全体で子どもと家庭を支える包括的な支援体制（セーフティネット）を機能させるための基盤**と考えられ、一体的支援の効果的な実施のために取り組むべき事項として位置付けられています。
- 自治体や民間団体等が提供する**サービスの情報を集約し一元化（リスト化）**することや、子ども、保護者への情報提供を通じた**地域資源の見える化**を行うことが考えられます。
- 市民等によるインフォーマルな活動も含め、集めた情報を職員間で共有することで、相談業務において、制度外のサービスも含めた社会資源を活用することが可能になると考えられます。



#### 福岡市の取り組み事例

地域資源コーディネーターによる地域資源のリスト化やネットワーク会議を通じて、情報交換や、それぞれの強みを活かした横のつながりが生まれており、地域内で助け合う関係性の構築につながっています。



#### 取り組みのポイント



#### 1 地域資源コーディネーターを社会福祉協議会に委託

行政で把握しきれない地域の資源や強み、民間独自の取り組みを、現場に足を運んで情報収集してリスト化（学習支援、居場所、食堂等、約30箇所）

#### 2 地域資源開拓業務の担当係を配置

子ども家庭センターを立ち上げた際に、子育て支援課の中に子ども連携係を新設し、係長級として統括支援員を配置。そのメイン業務の1つとして地域資源開拓業務を位置づけ、地域資源との連携を図るために地域に顔を出してつながり作りを実施

#### 3 ネットワーク会議を開催

ジャンルを問わず地域資源の活動を行っている民間団体等のネットワーク会議を年に2回程度、行政区ごとに開催

## 02 地域資源のネットワーク化

- 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・養成し、**地域資源のネットワークを形成**していくなかで、**連携を強めることにより「面」的に支援を行うこと**が求められています。
- フラットに議論できる会議の開催や、職員が地域の活動現場へ出向くアウトリーチ等を通じて相互理解を深めることが、信頼関係の構築やネットワークづくりの基盤となります。

### (1) 多様な主体間の会議、ネットワークの構築

自治体と各地域資源や市民が対等な立場で地域の課題やニーズを共有し合う場を作ることが考えられます。まずは自治体が主体となって開催した上で、実行委員会形式としたり、民間団体等に運営を委託する等して持続可能な設計としていくこともポイントです。

#### 多様な主体による場づくりの例

- 活動紹介
- 各テーマ（学習支援、居場所づくり等）のインプットやディスカッション
- 地域課題や支援課題の共有
- 事業や取り組みアイデアの検討
- ケース検討 / 等



#### 世田谷区「区民版子ども・若者・子育て会議」の事例

- **区が主催する「子ども・若者・子育て会議」の区民版**で、地域のこども子育て支援関係者（団体だけでなく区民や区職員も含む）が年3~4回一つのテーマについて話し合っています。
- 運営はNPO法人せたがや子育てネットが行っており、**要望や要求の場ではないというグラウンドルール**があります。テーマは計画策定や条例について等、毎回異なり、インプットをしてからグループディスカッションを行います。



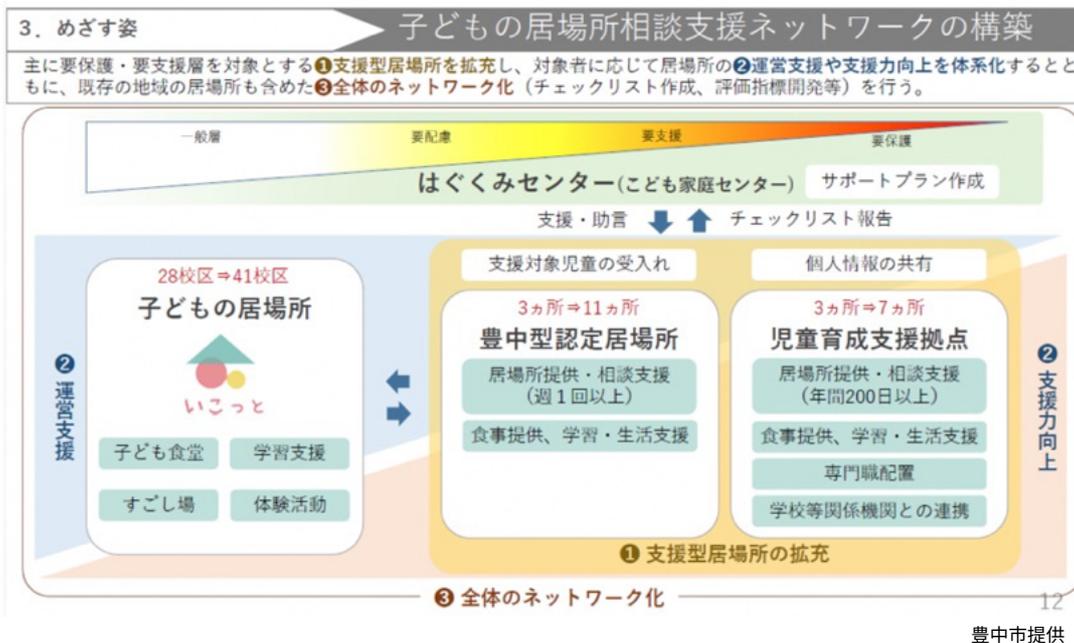
#### 取り組みの成果

- 各主体が多様な視点を取り入れた企画アイデアを検討できる
- 区が新規事業を始めた時に、情報を届ける格好の機会になる等

## 豊中市「こどもの居場所ネットワーク事業」の事例

令和2年度から、重点施策として、**こども食堂や放課後にこどもが過ごせる地域の居場所等を小学校区に1箇所以上作る※**ことを目標に、「こどもの居場所ネットワーク事業」を実施しています。

※児童育成支援拠点は介護保険制度における「日常生活圏域」の考え方に合わせて市内7か所、豊中型認定居場所と合わせて小学校区に1か所以上の配置を目指しています。



### ✓ 取り組みのポイント

#### ① 居場所のネットワーク化

地域にある多様なこどもの居場所に加え、児童育成支援拠点よりも条件を緩和し市独自の認定を受けた「豊中型認定居場所」や「児童育成支援拠点」が合計で90箇所以上あり、それぞれが段階的にこどもを支援する仕組み

#### ② こどもの居場所コーディネーターによる支援

市域のコーディネーター（3人）は、こどもの居場所ネットワーク事業全体の企画運営を行い、圏域のコーディネーター（11人）が各圏域のこどもの居場所支援を担当。居場所を立ち上げたい人の支援や、居場所運営者が意見交換を行う「こどもまんが円卓会議」の開催、各種講座等を担う

#### ③ 豊中型認定居場所事業補助金の活用

週1回程度で定期的実施できる支援力の高い居場所に対する支援制度。支援力が高い居場所の数を増やす工夫



## その他の「多様な主体間の会議」に関する3つの取り組み事例

### ◆ 家庭支援事業等に関する共有・評価の場

#### 玉東町 こどもケア会議



- 児童育成支援拠点事業の開始後、約3週間に1回の頻度で「こどもケア会議」というサービス調整会議を開催しています。
- こども家庭センター、委託先の社会福祉法人、社会福祉協議会、町の障害者福祉の担当職員等が参加し、**家庭支援事業（3事業）**や**子ども見守り宅食支援事業の状況等のアセスメント**や**実施評価**を行っています。

### ◆ 子育て支援関係者の事業紹介等の場



#### つくば市 ネットワーク会議

- 本市の子育て支援サービスの中核的な施設であるつくば市子育て総合支援センターでは、年1回市内の関係者が集うネットワーク会議を開催しています。
- 参加者は**地域子育て支援拠点事業関係者及び利用者支援事業関係者、民生委員**や**その他民間の子育て支援団体等**で毎年20名ほどが参加しています。

自治体の中には、**児童相談所が主導し、施設や市町村、県等の関係機関が参加する広域的なネットワーク会議**を定期的で開催している例もあります。

家庭支援事業に関する課題を地域全体で共有し、互いの業務への理解を深めることができるほか、市町村から施設への相談がしやすくなる等、**地域資源開拓の機会**にもなると考えられます。



## ◆ 要対協と子ども・若者支援地域協議会を一体化

### 藤枝市 子ども・若者総合 サポート会議

- 法律や制度、年齢で支援の切れ目ができないように、要対協と子ども・若者支援地域協議会を一体化した形でネットワークづくりをしています。
- 代表者会議は年2～3回、実務者会議（児童虐待・DV部会、児童生徒指導支援部会、発達支援部会、若者支援部会）は年4～11回で部会によります。
- **必要に応じて民間団体や民生委員も参加**して意見交換が行われます。**個別ケース会議もあり**、それぞれの視点から支援方針を検討したり、アドバイザーとして専門家にも助言をもらうこともあります。

## (2) 職員による個別アウトリーチ

地域資源の把握だけでなく、ネットワークをつくる視点からも、こども家庭センターの職員が、こども・保護者支援に関わる関係者や事業者、民間団体等のもとに足を運び、信頼関係を築くことが考えられます。インフォーマルな機会も含めて積極的に参加することで、相談しやすい関係ができ、地域資源に関する情報が集まりやすくなることがあります。

### アウトリーチ先の例

- 地域子育て支援拠点のサークル活動
- ファミリー・サポート・センターの担い手講習会
- 地域包括ケアや重層的支援体制整備事業等に関連する会議
- 民生委員、児童委員等の会議
- 民間団体が主催するネットワーク会議
- 社会福祉協議会が主催する会議
- 地域の担い手育成等の講座
- 校長会 / 等



参加する際は、単に行政側の課題を伝えるのではなく、**まずは相手の困りごとを聞いたり、相手の関心事に合わせて協力を呼びかけたりすることが大切です。**



## Q&Aコーナー

～地域資源開拓編～

### 日々の相談対応に追われ、地域資源の開拓に割く時間がないときは？

特別な業務として切り離さず、日々の相談支援業務や職員の動きの中で少しずつ情報を拾い上げましょう。まずは地域にどのような活動があるかを知ることから始めるのも良いでしょう。

- 地域資源開拓は、必ずしも専任の「統括支援員」や「コーディネーター」だけが行うものではありません。こども家庭センターの全職員が、相談や訪問の際に接する地域の人から情報を得たり、協力をお願いしたりすることもアクションの一つです。
- また、マンパワーが不足する場合は、地域資源開拓やコーディネート業務を、ノウハウのある社会福祉協議会やNPO法人等に委託することも選択肢です。

### 他機関が把握している資源とうまく連携・協働するには？

例えば、地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業（基本型）と連携・協働し、行政の窓口には届かないニーズや資源を効率的に把握・収集することが考えられます。

- 拠点にいる職員は、日頃から親子と雑談を交わす中で「こんな支援があったらいいな」という住民の困りごとや、「あの人はこんな特技がある」といったインフォーマルな資源（人脈・活動）を自然に把握しています。連携・協働することで、より幅広い資源開拓が可能になります。
- 一方で、拠点側から提供された情報に対し、こども家庭センター側からのフィードバックがないと連携・協働の関係性が途切れてしまいます。双方向の丁寧な情報共有を行うこともポイントです。





# 第3章

## 都道府県による支援の ポイント解説

# I . 都道府県による支援のポイント

- 特に小規模な市町村や社会資源が乏しい地域では、単独での事業構築が困難な場合があり、広域的な視点で都道府県によるバックアップが不可欠です。
- 先進事例の情報提供や効果等の紹介により立ち上げイメージの共有や動機づけを行うことが挙げられます。また、施設等の資源と市町村とのマッチングや、複数市町村での資源共有・取組検討の促進や連携の仕組みづくりなどの広域調整も求められています。
- 県独自の財政支援（補助率の嵩上げ等）を行うことで事業立ち上げのハードルを下げた都道府県もあります。
- 都道府県が、市町村と共に課題解決に取り組む「伴走者」となることで、各地域の実情に応じた柔軟なサービス構築を後押しすることが可能になると考えられます。

## 市町村が抱える課題

- 具体的な取り組み事例を知らないため、事業のイメージがわからない。
- 事業を立ち上げたくても、予算が限られているため難しいと感じている。
- 事業の担い手をどのように探せばいいのかわからない。
- 担い手となりうる児童養護施設や児童家庭支援センターとの関係性がない。

## 都道府県に求められる支援

1

### 情報提供と動機づけ

全国や都道府県内の市町村の取組事例を紹介し、市町村の「やれるかも」「まずやってみよう」を後押しする

- 全国の市町村の取組事例の情報を集めて提供
- 市町村への継続的なヒアリングによる課題の把握
- 都道府県内の取組事例を取材し、その効果を含めて支援イメージの紹介資料や発表機会を創出
- 市町村の財政負担割合を減らす独自の上乗せ補助

2

### 広域連携の支援

貴重な地域資源を複数市町村で共有し、小規模自治体での事業基盤を整える

- 複数市町村での資源情報の共有や他市町村の資源への委託等を検討できる場を定期開催
- 施設に対する家庭支援事業への参入促進や市町村とのマッチング機会の提供
- 圏域での資源共有や共同実施のネットワークづくり

都道府県がヒアリング等を通じて市町村の課題や取組事例を把握し、取組情報の提供等を通じて「これなら自分たちにもチャレンジできそうだ」との実感を持っていただくことが、スモールスタートを後押しすると考えられます。また、都道府県による上乘せの財政支援をきっかけに事業を始め、意義や効果を実感して実績を積んだ多くの市町村が、都道府県の支援終了後も事業を継続している例があります。

## 大分県「支援対象児童等見守り強化事業」の事例



- 市町村のニーズとして、コロナ禍だったため、要対協の見守り対象ケースで月1回の訪問が難しく、どのように安全確認をするべきかという課題がありました。
- そこで、県から市町村に事業の実施を呼び掛けるとともに、令和4～6年度の3ヶ年で利用できる県独自の補助金を設計し、国による3分の2の補助に加え、6分の1の上乗せ補助を実施しました。



### 取り組みのポイント

#### 1 市町村への訪問による説明

18市町村を訪問し、事業の必要性や県の意向を直接伝える根回しを実施。担い手として、県内5箇所の児童家庭支援センターだけでなく、こども食堂等の地域に存在する他の資源も活用できることを紹介



#### 2 先進事例の情報提供

各市町村への訪問時には、担い手のイメージを共有するため、児童家庭支援センターやフードバンクの取り組み等県内の先行事例を紹介。県の要対協の会議（年に1回全市町村が集まる場）で、先行実施している自治体による事例発表を実施

#### 3 導入を後押しする財政支援

令和7年度に財政支援がなくなった後も、18市町村中16市町村が事業を継続していることから、最初の導入のハードルを下げるのが大切



## 岐阜県「児家セン・児童相談所による情報共有」の事例

### 子育て短期支援事業の市町村向け学習会

- 岐阜県では、子育て短期支援事業について、県内の多くの児童養護施設や乳児院が積極的に市町村からの委託を受けています。
- 令和3年度より、里親と市町村が直接ショートステイを契約できるようになったことを受け、**児童家庭支援センターが主催**する形で市町村向けの学習会を開始しました。
- 学習会（年2回）では、**制度の概要のほか、ショートステイが児童虐待の予防につながる**ことを説明しています。



### 取り組みのポイント

#### ✓ 県からの課題共有

児童家庭支援センター同士では、年に3～4回、センター長が集まる会議の場で情報交換を実施。同会議には県担当者も参加し、市町村における里親制度の認知度の低さや活用方法を知らないという現状を共有。様々な市町村との会議の場を活用して、里親制度の仕組みや社会的養護を必要とするこどもの現状等を丁寧に伝えている



### 取り組みの成果

#### ✓ 他の児童家庭支援センターへの波及

先行して学習会を実施した児童家庭支援センターは、すでに里親ショートステイを実施している市町村担当者と、学習会の開催を希望する児童家庭支援センターとのマッチングを行い、他の児童家庭支援センターが学習会を開催する基盤を整備。他の圏域においても学習会が開催されるように

### 児童相談所によるヒアリングと事例共有

1

児童相談所連携支援課（市町村支援児童福祉司）が**年間を通じて全ての市町村を巡回し、家庭支援事業の課題等を聞き取り**

2

年度初めには各市町村に対し、**家庭支援事業の実施状況に関するアンケート調査**を行い、その結果を市町村間で共有

3

年2回開催する「県内市町村先駆的児童相談ケース対応発表・研修会」では、**家庭支援事業を先行して取り組んでいる自治体等に事例発表**してもらうことに加え、グループ交流を通じて市町村や関係機関同士が交流

単独での実施が困難な市町村を支えるため、都道府県の役割として、広域的な視点での資源調整が重要です。広域エリア内の複数市町村が互いの自治体内の資源情報を共有する場を設け、他市町村の資源への委託等の検討を促すことや、児童養護施設・児童家庭支援センター等の多機能化の取組みや担いうる家庭支援事業等の見通しを複数市町村に伝え、複数市町村で連携又は共同した委託等の実施の検討を促すことが考えられます。また、施設に対しては、家庭支援事業等に参入するメリットや各市町村のニーズ量・予算規模等を伝えることで、施設多機能化によって支援事業の受け皿を広げるための市町村との橋渡しを行うことができます。

## 長野県「地域懇談会」の事例



- 長野県では社会的養育推進計画（後期計画）の策定にあたり、令和6年度に地域の実情や取組の方向性について県内10圏域で市町村、施設、里親、児童相談所等に対しヒアリングを実施してきました。
- 令和7年度以降もこの枠組みを「地域懇談会」という形で継続し、こども家庭センターの設置、家庭支援事業の実施、里親等委託の推進、施設の多機能化等をテーマに意見交換を行っています。

### 実施体制等

R6計画策定時に、10地域で実施した地域懇談会の枠組みを活用した実施体制等を構築

- 「こども家庭センター」設置
- サポートプランの作成
- 家庭支援事業の実施・委託等



長野県提供

## ✓ 取り組みのポイント

### 1 広域連携の基盤づくり

長野県は地域が地理的に分かれており、小規模な市町村も多い。施設が培った経験やノウハウを里親等委託の推進、市町村のバックアップ等に活かし、こどもが身近な地域で支援を受けられるよう、地域ごとに支援体制をつくる枠組みとして位置付け

### 2 地域のニーズに応じたテーマ設定

小規模の圏域では、参加者の困りごとをざっくりばらんに共有し、これまで自治体で十分に対応できなかったケースの悩み等を丁寧に把握。里親ショートステイ等、課題や取組の方向性が定まっている圏域では、施設や里親支援センター等が担える役割を具体的に検討

### 3 先行事例の情報提供とフォロー

同規模の自治体の事例を共有することで、想像よりもスムーズに実施できることを伝える等の支援が重要。家庭支援事業の実施までハードルが高いと感じている小規模な市町村に対しては、本庁職員と児童相談所の市町村担当職員が連携しフォロー

長野県社会的養育推進計画(後期計画) 第1回地域懇談会の状況及び今後の検討事項等について

圏域	第1回懇談会実施日程	参加者数	(第1回地域懇談会結果から)市町村のサポート体制等	(第1回地域懇談会結果から)地域資源の整備状況・課題等	R7年度 第2回における主な検討事項(案)	第2回懇談会実施予定等
佐久	7月30日(水)	33人	こども家庭センター未設置市町村が多いが、人材確保や設置動機の明確化が課題	児童家庭支援センターが要対協への参画、ショートステイ支援、南佐久地域における相談支援等を実施	地域人材を共通で活用することの模索、こども家庭センターの共同設置	年内に実施予定
上田	7月30日(水)	30人	圏域に児童育成支援拠点があるが、更なる設置を求めるニーズがある	里親ショートステイをはじめ、ショートステイの受け皿拡大についてのニーズが大きい	既存の地域資源の整理・担い手の検討	10月3日(金)実施
諏訪	7月17日(木)	16人	ショートステイや子育て世帯訪問支援事業を利用する方のマッチングに課題がある	児童家庭支援センターがネットワークの構築やショートステイの受け皿等の役割を担うことを期待	既存の地域資源の整理・担い手の検討	10月1日(水)実施
上伊那	7月17日(木)	25人	ショートステイと子育て世帯訪問支援事業を連携させた事業の実施を模索	地域に児童家庭支援センター設置についてニーズがある	既存の地域資源の整理・担い手の検討	10月1日(水)実施
南信州	7月16日(水)	33人	半数の自治体がこども家庭センター未設置。小学生以降ではなく早期からの支援を実施したい	市町村家庭支援事業の受託について施設側にも一定の理解がある	早期段階からの支援充実に向けた方策の検討	年度内に実施予定
木曾	7月16日(水)	11人	元教員、元保健師等の地域人材を活用した家庭支援を実施	ペアトシ、第三の居場所等で利用できる地域資源の需要がある	地域内の資源を活用して実現可能な支援の具体化	年度内に実施予定
松本	7月23日(水)	26人	こども家庭センターを設置し母子保健と児童福祉の連携が充実。郡部では、教育分野との連携も進む	市部では里親支援センターが調整する里親ショートステイにニーズがある。郡部では里親やファミサポ会員の増加が課題	既存の地域資源の整理・担い手の検討	(市部) 11月7日(金)実施予定 (郡部) 年度内に実施予定
北アルプス	7月23日(水)	16人	こども家庭センターを設置した後、各種事業展開や、移住者への対応等について模索	家庭支援事業実施のニーズがあるが、市町村は担い手が少ないと認識している	既存の地域資源の整理・担い手の検討	年度内に実施予定
長野	7月25日(金)	33人	市部はこども家庭センターを設置し予防的支援体制の充実に取り組んでいるが、町村部は未設置も多い	自治体外の資源活用、児童センとの連携等、地域ごとに異なるニーズがある	地域毎のニーズに応じた内容を検討(3地域に分割)	(長野市) 年内実施予定 (長野市以外) 年度内に実施予定
北信	7月25日(金)	18人	家庭支援事業の拡充について検討する先行自治体がある	将来的に地域に児童家庭支援センターを新設し、地域支援やショートステイを担っていくことを模索	里親ショートステイ実施に向けた具体的な地域体制の検討	年度内に実施予定

※参加者は、市町村、事業者、里親、児童相談所、児童相談・養育支援室の合計人数

長野県提供



## 取り組みの成果

### ✓市町村の取り組みが前進

地域ごとの課題の把握が進み、多くの市町村においてこども家庭センター設置や家庭支援事業の開始等の成果として、成果が出始める

➡例えば、家庭支援事業の議論が具体化し、来年度から里親ショートステイを実施する自治体が生まれる等

### ✓広域連携の足がかりに

特定の家庭支援事業のテーマに絞って複数市町村が議論する機会を設けたことで、互いの自治体内の資源を知って他自治体の資源への委託等による実施や、複数市町村で連携した実施等の創意工夫を生んでいる

➡例えば、子育て世帯訪問支援事業では、子育て短期支援事業と組み合わせ検討する市町村があり、複数の市町村合同で研修を実施する等、共同実施や効率化の工夫も





# 第4章

## 資料編

# I . 参考文献

- こども家庭庁（2025a）社会的養育・家庭支援部会（第6回）資料2「令和4年改正児童福祉法に基づく家庭支援事業の取組推進状況について」  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/eefdc696-164e-4719-a023-7f7565d0342c/2b0b473b/20250312\\_councils\\_shingikai\\_shakai\\_katei\\_eefdc696\\_06.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/eefdc696-164e-4719-a023-7f7565d0342c/2b0b473b/20250312_councils_shingikai_shakai_katei_eefdc696_06.pdf)  
(Retrieved 2026.3.3)
- こども家庭庁（2025b）「市区町村（こども家庭センター等）状況調査の結果について」  
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/shikuchoson-jokyochosa> (Retrieved 2026.3.3)
- 佐藤 まゆみ（2017）市町村における子ども家庭福祉行政実施体制の評価と課題. 和洋女子大学紀要 = The journal of Wayo Women's University 57:2017.3 p.119-131
- 株式会社日本総合研究所（2024）家庭支援事業の適切な運用のあり方に関する調査研究 児童育成支援拠点・子育て世帯訪問支援事業 類似事業事例集. こども家庭庁令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
- 株式会社日本総合研究所（2025a）子育て世帯訪問支援事業の運営状況及び研修カリキュラムの検討に関する調査研究 子育て世帯訪問支援事業 市町村向け取組のポイント集. こども家庭庁令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
- 株式会社日本総合研究所（2025b）子育て世帯訪問支援事業の運営状況及び研修カリキュラムの検討に関する調査研究 研修教材. こども家庭庁令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
- 株式会社日本総合研究所（2025c）子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究 子育て短期支援事業 ヒアリング事例集. こども家庭庁令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
- 文部科学省（2025）教育課程部会 教育課程企画特別部会（第5回）資料1-2「不登校児童生徒への支援について」 [https://www.mext.go.jp/content/20250410-mext\\_kyoiku01-000041658\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250410-mext_kyoiku01-000041658_03.pdf)  
(Retrieved 2026.3.3)
- 早稲田大学社会的養育研究所（2025）養育者（おやこ）支援プログラムガイド

# 付録 | 自治体事例

公共施設の空きスペースを活用した児童育成支援拠点事業と、地域子育て支援拠点事業を起点とした地域資源との接点づくり

玉東町 保健こども課

### 自治体概要 [R7/11/1 時点]

人口規模（区分）	1万人未満
こども家庭センター	設置数：1箇所 名称：玉東町こども家庭センター
0～18歳未満児童数	841人

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点事業	親子関係形成 支援事業	子育て短期 支援事業
R7年現在の 事業実施	○	○	準備中	○
委託等の状況	委託	委託	—	委託
実績（R6年度）	3世帯	1箇所 6人	—	0人 (R7年度実績： 2人)
本事例集に 掲載した事例		○		○

## A 児童育成支援拠点事業



## Key Word

- 公共施設の活用
- 小学生～18歳

## 1. 事業実施の背景

本町では、年間約70世帯の家庭の相談を受けている。こどもからは問題行動や学校生活への不適応といった形でSOSが見えるケースがあり、保護者からも子育ての悩みを抱えた際に頼れる場所のニーズが確認されていた。一方で、本町は小規模自治体であり、こどもの声を聴いてアセスメントできる場所や、こどもを主な対象とした事業所がほとんどない状況であった。こうした中で、社会福祉法人若葉会から児童育成支援拠点事業をやってみたいという提案があった。

## 2. 事業の実施体制

## ■ 運営側

委託先：社会福祉法人若葉会

拠点名：「ORANGE」

## ■ 利用対象

- 生活保護や就学援助、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給している世帯、または町民税非課税世帯と要保護児童及び要支援児童、養育環境に課題がある世帯、その他支援が必要であると認められる世帯。
- 年齢は、小学校1年生から18歳までのこども。

## ■ 実施内容

送迎、学習支援、食事の提供、課外活動等を実施している。

## ■ 運営の工夫

- 対象年齢の幅が広い為、実施するプログラムの調整等で苦慮することもあるが、こどもたちが利用しづらくなならないように拠点の職員がこども毎に個別の計画を立てたり小学生と高校生のコミュニケーションには職員が間に入ったり等、調整をしている。
- 朝食支援事業「おはよう食堂」として、朝食支援も行っている。

## ■ 周知

こども家庭センターにおいて要保護児童や要支援児童として把握しているこどものうち、本事業の活用が必要と判断した世帯へ利用勧奨を行っている。

### 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

#### 【検討開始：令和5年】

社会福祉法人若葉会から児童育成支援拠点事業活用の提案を受ける。（「4.事業の担い手の確保」を参照）

#### 【実施の準備】

- 令和6年5月から新庁舎建設に伴い、保健センターの事務所スペースが空いており、プロポーザルにて若葉会より児童育成支援拠点事業の拠点として活用したいと提案があった。保健センターの所在地は町内に2つある校区のちょうど中間地点に位置しており、住民にとっても利便性が高いと考えた。
- 若葉会に対しては貸与の形でスペースを提供し、内装も法人側に任せたことで、予算面でのハードルを下げる事ができた。

#### 【プロポーザル：令和6年8月】

令和6年10月に委託契約を締結し、事業を開始した。

#### 【事業開始：令和6年10月】

### 4. 事業の担い手の確保

- 若葉会は、従前から放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の運営を本町から委託されていた。
- 同法人の職員の中には、かつて本町で保健師として勤務した経験及びこどもの発達に関する専門的な知見を持つ職員が在籍していた。当該職員が長年、児童育成支援拠点事業のような事業の実施を望んでおり、事業を推進するキーパーソンとなっていた。
- 町内には、社会福祉法人が他に2箇所あり、それぞれ放課後児童クラブの委託を受けているが、専門性の観点から児童育成支援拠点事業の実施は難しい状況にあった。

### 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

#### ■ 予算の確保

こども分野に関しては、国からの予算が手厚くなってきている一方で、庁内で予算化する時には難しさもある。

### 6. 得られた成果や今後の課題

#### ■ 成果

- 拠点の職員とこども家庭センターの職員と一緒に、こどもの状態について時間をかけてアセスメントできており、次に必要なサービスは何かを見極め、そこにつなぐ場所として活用できている。児童育成支援拠点事業を終着点とせず、こどもたちがパワーチャージできる場所として位置付けている。
- 利用するこどもの年齢層は小学生から18歳までと広いが、中高生が小学生の面倒を見たり、小学生が中高生を頼ったりする等、縦のつながりが生まれている。

## ■ 課題

教育機関との連携の難しさを感じている。事業を始める際に各学校や教育委員会に出向いて説明を行い、拠点の果たす役割については理解を得られたものの、その先の連携までにはいたっていない。拠点を利用することにも変化があった際には、教育委員会や学校との連携をより深めていけるよう今後は施策を検討したい。学校には行けないが拠点を居場所と感じて通うこどもを、教育機関も一緒になって前向きに支援できる体制を作っていきたい。

## 7. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

小規模自治体の特徴として、空き家や町が所有する施設の情報を比較的集めやすい。事業を実施したいという担い手を見つけることができれば、場所とのマッチングや情報提供は行いやすい体制になっている。横の部署との連携がとりやすいこともあり、場所の利活用に関する調整はスムーズに進んでいる。

## B 子育て短期支援事業



### Key Word

- フォスタリング機関活用
- 近隣自治体の資源活用

## 1. 事業実施の背景

平成 27 年度から社会福祉法人慈愛園に委託。同法人の所在地は町外だが、近隣の市町村と契約していた流れがあり、それに合わせて本町でも契約を締結した。

## 2. 事業の実施体制

### ■ 運営側

委託先：社会福祉法人慈愛園（児童養護施設）

玉東町から車で1時間弱の隣町に所在。

### ■ 利用対象

特定の限定は行わず、一般の家庭も含めて利用可能としているが、実際には医療的ケア児のいる家庭や保護者が緊急入院した家庭等の利用が多い。

### ■ 利用料金

	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯及び ひとり親非課税世帯	無料	無料
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円

一時保護の母	300 円	750 円
その他の世帯	5,000 円	2,750 円

#### ■ 周知

乳児への訪問等のタイミングで、個別に周知している。

#### ■ 運営体制

送迎については、保護者が行うこととしている。

### 3. 事業の担い手の確保

- 慈愛園は熊本県の里親支援のフォスタリング機関となっており、隣町である玉名市に里親がいること等情報の共有を行っている。
- 現時点では町内に里親がないため、今後は慈愛園と連携して里親の周知活動にも注力したいと考えている。

### 4. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

#### ■ 庁外との調整

- 特に予算編成の際には、本町が属する有明地域の近隣の市町村（2市4町）へ財政関係の問い合わせを行い調整した。
- こども分野では、圏域ごとに設置された児童家庭支援センターに、各自治体のこども家庭センター職員が年2回程度集まり、家庭支援事業等の実施の状況や課題を共有している。
- 委託先の児童養護施設では、児童相談所の一時保護の枠も確保する必要があり、他の市町村も利用するため、本町が子育て短期支援事業として利用できる日数には制約があり、短期間での利用が主となっている。
- また保護者にとっても片道1時間弱の施設までの送迎が負担であるため、今後は里親ショートステイの活用等で受け入れの拡充を検討している。（「3.事業の担い手の確保」を参照）

### 5. 都道府県による支援等

- 今後、都道府県を通じて県内の家庭支援事業における実施の内容、利用料、委託先等の情報が市町村に共有されることを望んでいる。
- 現状、各自治体が近隣の市町村へ個別に問い合わせを行っており、その事務作業が負担となっている。

### 6. 得られた成果や今後の課題

#### ■ 成果

一時保護に至らなかったケースに対し、子育て短期支援事業を繰り返し利用して、こどもの様子や言動をアセスメントできたのはこの事業の存在のおかげだと感じる。また、アセスメントの結果を児童相談所とのケース会議でフィードバックすることで、一時保護の必要性を伝えることができる。

## Key Word

- 地域子育て支援拠点事業の活用
- 個人の担い手の活性化

## 1. 地域資源の把握・視覚化

- 本町では、児童育成支援拠点事業と同じ保健センター内で、地域子育て支援拠点事業「つどいの広場」を委託事業として実施している。
- つどいの広場では、地域の子育てサークルや発達障害のあるこどもの保護者の集まり等を通じて住民同士がつながり、互いに子育ての相談をする機会がある。
- サークルのイベント等には町職員も積極的に参加し、本町と住民が日常的にコミュニケーションをとれる状況が生まれている。
- サークル等で活動したり情報を行政に発信する住民が、かつての町の会計年度任用職員であったり、児童育成支援拠点事業の職員であったりする等、小規模自治体で担い手と職員の関係性が近いからこそ、特別な会議体を設けなくても情報の共有がしやすいと感じる。
- こども分野の主管課とこども家庭センターが同じ課内にあるため、つどいの広場で共有された地域の困りごとについては、母子保健と連携したアセスメントを行う体制が整っている。
- 保健センターは、介護分野のサロン等でも活用されており、今後、保健センター全体を地域共生型の施設にしたいという要望が事業者側から挙がっている。

## 2. 担い手となり得る団体の交流やネットワーク化の取り組み

- 児童育成支援拠点事業の開始後、約3週間に1回の頻度で「こどもケア会議」というサービス調整会議を開催している。(対象事業は実施中の家庭支援事業3事業及び子ども見守り宅食支援事業)。
- こども家庭センター、社会福祉法人若葉会、社会福祉協議会、町の障害者福祉の担当職員等が参加し、家庭支援事業や子ども見守り宅食支援事業の状況等のアセスメントや実施評価を行っている。
- 従前より妊娠期から高齢期までを所管する担当課が、地域住民のニーズ把握やボランティアの参画の促進を図りながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいた。その中で実施していた「地域ケア会議」の手法を横展開する形でこどもケア会議を運営している。

## 3. 担い手の発掘・養成

- 地域住民に対しては、ファミリー・サポート・センター事業の一環としてファミリー・サポート養成講座を開講しており、サービス利用者だった住民が支援者側として参画するような循環も生まれている。
- 将来的に、子育て世帯訪問支援事業に関わる住民が増えていくことが理想だが、一定の専門性が必要だと感じている。

## 4. 取り組みによって得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- 高齢分野のボランティアが託児のボランティアを担う等、妊娠期から高齢期まで地域の資源が重なり合っていることは、小規模自治体である本町の強みだと感じている。
- 児童育成支援拠点事業の立ち上げの迅速さも、課長級の職員に地域資源に関する情報が早く集まる体制があったからこそ実現できたと感じている。

### ■ 課題

主に活動する人が固定化しており、民生委員等の役割が特定の人たちに集中している。

### 1. 対象家庭のニーズに対応するための取り組み

- きょうだいがいる家庭に対し、第一子には児童育成支援拠点事業、第二子（乳児）には子育て世帯訪問支援事業を組み合わせ活用した。児童育成支援拠点事業の施設に、子育て世帯訪問支援事業の支援員が訪問し、食事の時間を一緒に過ごせるように工夫した。
- 子育て世帯訪問支援事業の要綱上、訪問先を具体的に明記していないため、必要に応じて、柔軟な解釈や運用を行っている。

# みなまたし 水俣市（熊本県）

既存の施設機能を組み合わせた児童育成支援拠点事業の構築と、既存資源の掘り起こし

水俣市 こども子育て課／こども家庭センター

## 自治体概要 [R7/3/31 時点]

- 人口規模（区分） 1 万人以上 10 万人未満
- こども家庭センター 設置数：1 箇所  
名称：水俣市こども家庭センター
- 0～18 歳未満児童数 2,689 人

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点事業	親子関係形成 支援事業	子育て短期 支援事業
R7 年現在の 事業実施	○	○	○	○
委託等の状況	委託	委託	直営	委託
実績（R6 年度）	4 人/2 世帯	1 箇所 9 人	0 人/世帯 0 回 (R7 年度開始)	32 人日（トワイラ イトステイ） 84 人日（ショート ステイ）
本事例集に 掲載した事例		○	○	○

## A 児童育成支援拠点事業



## Key Word

- 民家の活用
- 小学生
- 社会的養護の資源活用

## 1. 事業実施の背景

令和6年度からのこども家庭センター立ち上げに伴う事業を精査している際に、社会福祉法人光明童園からの「こういった事業がやりたい」という提案があったことがきっかけ。

## 2. 事業の実施体制

## ■ 運営側

委託先：社会福祉法人光明童園

## ■ 利用対象

- 対象については、要綱で、広く支援が必要な児童としている。
- 年齢は、要綱上は小学校1年生から高校3年生までだが、実際には小学生のみが利用している。

## ■ 運営体制

週5日（月曜日から金曜日）開所し、1日の利用定員は4人。現在は定員より多い人数のこどもが利用登録をしているため、1人あたりの利用は週2回を基本に調整されている。スタッフは1日2、3名で対応。送迎あり。

## 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

【検討開始：令和5年10月】

## ■ 事業内容の検討

光明童園と、開所時間や送迎、夕食・入浴の提供範囲等についての打ち合わせを予算策定期間の前後で数回行った。

## ■ 実施の準備にかかる検討

- 場所の確保について、当初は光明童園が運営する病児・病後児保育施設の1階部分の空きスペースを活用して開始した。
- 送迎については、光明童園が専用の車を整備し対応することになった。

- 食事機能については、拠点の目の前にある光明童園の児童養護施設で作ったものを運ぶ等、既存の資源を活用することで効率的な運営を目指した。
- 実施要綱は、令和6年4月に策定。

#### 【事業開始：令和6年5月】

令和7年度より移転し、光明童園が借りた一軒家を拠点としている。

## 4. 事業の担い手の確保

- 委託先の光明童園と市は長年のつながりがある。令和5年度から光明童園の提案による人事交流もはじまっており、光明童園のファミリーソーシャルワーカーが週3日、令和7年度から公認心理師が週1日、こども家庭センターで活動している。
- 児童育成支援拠点事業についても、月1回報告会を実施しており、こどもたちの状況や体制、事業展開の方向性等を話し合っている。

## 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 庁内外の説明

福祉課（現：こども子育て課）が主導し、予算要求の中で財政課や副市長、市長に説明している。

### ■ 庁内外の調整

こども家庭センター設置の背景もあり、市長等からの疑義もなく、スムーズに予算化された。

### ■ 予算の確保

- 財政的に厳しい市であるが、光明童園に委託していた支援対象児童等見守り強化事業を廃止し、その予算を児童育成支援拠点事業の予算に充てることで実現させた。これは、地域のこども食堂やパントリー、こども宅食といった活動が既に充実しており、支援対象児童等見守り強化事業がこれらで代替可能であると判断したため。
- なお、児童育成支援拠点事業となったことで市の持ち出しは2倍に増えたが、「新設の事業予算は、廃止した事業の2倍の一般財源まで認められる」という市の独自の予算上限ルールを適用させることで実現した。

## 6. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

支援対象児童等見守り強化事業では親と関わるが多かったが、本事業ではこどもと深く関わるため、成長がしっかり見える（例：自分の意見を言えなかった子が意思を示せるようになった）。

### ■ 課題

- 利用者が事業の利用を卒業するタイミングが難しい。現状は、中学校に上がるタイミングで定期的な利用は卒業してもらう方向性だが、いつでも遊びに来て良いというスタンスでいく予定。
- 1日利用定員4人のため、新しいこどもの受け入れが難しい。国の要綱の定員はおおむね20人であるが、こどもには週に数回は通所してほしいことを考えると、本市は週5日稼働であるため、利用者数の受け入れに限界を感じている。
- 物価高騰等のため、年々必要とされる予算が高くなっており、その確保や維持に課題がある。

## 7. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 小規模自治体においては、児童育成支援拠点事業の新設は一般にハードルが高いが、複数の事業所を運営している法人の施設の空きスペースや機能を組み合わせて構築することも可能である。
- 運営者の質も非常に重要であり、本市では児童家庭支援センターを運営したり、子育て短期支援事業を実施したりして、地域支援にも熱意を持つ光明童園のような事業所に委託することが近道になっている。

## B 親子関係形成支援事業



### Key Word

- 直営
- ペアプロ

## 1. 事業の実施体制

### ■ 運営側

直営

### ■ 利用対象

- ペアレント・プログラムを実施しており、令和7年度は10名の定員に対し8名の参加があった。
- 1ターム（6回）と終了2か月後のフォローアップ講座1回。

## 2. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

【事業開始：令和7年4月】

### ■ ニーズ把握のための調査を実施

- 当初、市職員だけで実施できるとは考えていなかった。事業を委託することも検討していたが、熊本県南部発達障がい者支援センター「わるつ」が市町村支援としてプログラムの技術支援（講師派遣）を行ってくれることになり、直営での実施が可能となった。
- 令和7年度は「わるつ」が講師を務め、市は開催業務を行い、アシスタントとしてサポートする形で実施している。

## 3. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 周知

ホームページでの募集に加え、療育のサービスの受付もこども家庭センターが実施しているため、その中で子育てに悩んでいるという保護者に声掛けを行い、参加者を募った。

## 4. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- こどものできている所に視点を変えるプログラムであり、受講者からは考え方や見方の幅が広がり、自信につながったとの意見が聞かれた。
- また、同じ悩みを持っている保護者同士の交流ができ、毎回楽しみに受講される保護者が多かった。
- 初回と最終回にBDI（抑うつ度）テストを実施したが、大半が改善傾向にあった。

### ■ 課題

- 公募にはあまり反応がない。平日午前中の日程だったため、仕事をしている保護者には参加が難しいとわかった。
- 現在のペアレント・プログラムはワークのボリュームが大きくて、内容的にハードルが高い人もいるかもしれないので、今後は「イライラしない子育て講座(CPA)」(青少年養育支援センター陽気会主宰)を活用できるように、職員が研修を受講することも含め検討している。

## 5. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

講座を託児付き（職員で対応）にしたり、児童館を兼ねている施設で実施したりする等、利用者が参加しやすい工夫を行うこと。

## C 子育て短期支援事業



### Key Word

- 里親ショート
- 里親支援センター活用
- 複数の委託先
- 社会的養護の資源活用

## 1. 事業の実施体制

### ■ 運営側

委託先：児童養護施設、乳児院、養育里親に委託。

- 社会福祉法人光明童園（児童養護施設光明童園）
- 社会福祉法人八代児童福祉会（八代乳児院）
- 社会福祉法人熊本市社会福祉協会（熊本乳児院）
- 養育里親（3世帯と個人契約）

こども家庭センターに利用申し込みが入った後、本市が利用調整を行っている。2歳未満は乳児院、里親は週末限定の預かりが多く、発達特性等専門性が必要なこどもは施設に依頼している。

### ■ 利用対象

要綱通り、希望があれば誰でも利用できるよう広く周知している。

## 2. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

### 【事業開始：平成 13 年】

- 平成 13 年から光明童園に委託を開始。
- 平成 31 年に、0 歳児の利用相談があり、相談者の職場に近い熊本乳児院と契約を結んだことで乳児院への委託も開始した。契約に関して、熊本乳児院では他市町村からの委託実績があり、手続きはスムーズだった。
- 令和 7 年度から養育里親へ委託を開始。（「3.事業の担い手の確保」を参照）

## 3. 事業の担い手の確保

- 令和 7 年度に光明童園の施設の改修工事があり、一時的に受け入れが困難な状況となることわかった。また、もう一方の委託先である乳児院も遠方であり、保護者の負担を軽減するために委託先を開拓していたところ、里親支援センター（認定 NPO 法人優里の会運営）から各自治体へ里親ショートステイ事業の検討依頼があり、令和 7 年度から要綱を改正して開始した。
- 里親の選定・マッチング等も里親支援センターがすべて行っており、顔合わせや契約のための訪問の際にも本市に同席している。以前から人吉市や八代市で里親ショートステイを実施しており、ノウハウを持っていた。

## 4. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 予算の確保

数年前まで利用が少なかったが、現在は利用が増え、予算も増加傾向にある。令和 5 年度の 20 万円程度から、令和 7 年度は 124 万円と毎年倍増傾向にある。増加の理由として、令和 4 年の法改正で利用範囲が広がったこと、こども家庭センターを設立した際、本事業を肝いり事業として積極的に利用促進すると決定した背景がある。本事業の推進は重点目標にも掲げており、年度の実績を細かく計算し、次年度の見通しを説明できる資料を作成しており、予算削減の指摘等は特に出していない。

## 5. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- ひとり親の利用が多いため、土日の勤務に対応した支援や、レスパイトの機会としての活用は、地域で安心して子育てをするために重要な事業と認識している。
- 困難を抱える家庭の方が相談に来た時に、この事業を積極的に提案する姿勢をとっていることで、利用者が年々増えてきたという実感がある。

## 6. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

現在、光明童園では「断らないショートステイ」を掲げており、改修工事を終えてショートステイ専用の区画を作り、そこに専従職員の配置を検討している。予算については、光明童園と契約している他の市町村との調整が必要になってくるが、場合によっては専従職員の配置の加算等、市にとっては確保が難しい局面も出てくるかもしれない。しかし、子育て短期支援事業は、それをやるだけの価値がある事業だと感じている。

## Key Word

- 地域資源との関係構築
- 既存活動の再整理

## 1. 担い手となり得る団体の交流やネットワーク化の取り組み

児童家庭支援センター（運営：光明童園）が開催する「地域みらい会議」には、水俣市・津奈木町・芦北町の1市2町が参加しており困難事例検討や勉強会を実施している。その中で、他市町村に対し、「こういう事例はこの支援事業を使っている」「光明童園がしているこんな事業を活用してはどうか」等、意見交換をしている。

## 2. 担い手の発掘・養成

### ■ 担い手の発掘

- 既存の制度の枠組みに当てはまらないが興味深い活動をしている団体等は地域に多いため、職員が常にアンテナを張って把握している。例えば、地域の相談員や支援事業者が個別に「行政も一緒に考えて欲しい」ということがあれば積極的に出向くようにしている。

- 具体例1 一般社団法人みなすまいる

福祉施設ではなく、地域振興課が指定管理する地域の休憩スポット（ふれあいセンター）を運営している法人。元々子ども食堂やパントリー、ひとり親家庭の支援等を行っていたため、令和7年度から「地域こどもの生活支援強化事業」を委託した。当時、生活保護のケースワーカーをしていた職員が、生活困窮者のパントリー業務を社会福祉協議会から同法人に委託していたことを把握したのがきっかけになっている。

- 具体例2 水俣市ひとり親の会

赤い羽根募金の財源を活用して、独自の家事支援である「助け合い・お互いさま事業」を実施している任意団体。子育て世帯訪問支援事業を令和7年度から委託している。元々、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」という家事支援の事業を委託していたため、その延長としてスムーズに委託を開始できている。

### ■ 担い手の育成

子育て短期支援事業において、医療的ケア児を受け入れるため事業者を対象に勉強会を行った。その際、熊本県から委託を受けた熊本大学病院に設置の熊本県医療的ケア児支援センターが事業として勉強会を開催していたことから、本市でも小児科医と看護師を招聘した勉強会を行うことができた。

## 3. 取り組みによって得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- 担い手にとって全く新しいことを依頼するのは負担が大きいと感じているため、すでに近い事業を実施している団体等に依頼する方が円滑に進んでいる。それまで事業者が自助努力で行って

いた事業に対し、市として委託することで経済的に安定した事業にできている。

- 職員が地域に出ていく機会を増やすことで、多様な主体と「顔が見える関係性」を築いてきた。地道な活動の積み重ねではあるが、先方が何か相談をしたい時に声をかけてもらいやすくなった。

#### ■ 課題

民間の事業者については、児童福祉に関する研修会の必要性を感じている。児童福祉について熱心に勉強している事業者は安心感があるため、委託先の選定基準にもなっている。

## 4. 取り組みにおいて重要だと感じたこと

- 光明童園は地域子育て支援拠点事業の実施を含めた、児童館の指定管理業務も担っている。こどもセンター（児童館）に在籍する光明童園の出向職員(FSW)がこども家庭センターの行き来をしており、リアルタイムで情報共有を行えることは、民間団体と自治体との連携の強みであると感じている。
- やらない理由を探すのではなく、どうすればできるのかという視点を持つことが一番重要。
- 水俣市は熊本県と鹿児島県の県境に位置することから、光明童園は鹿児島県の自治体とも繋がりがあがる。児童養護施設が市町村内に存在しない場合は、周辺市町村のリソースを活用することが不可欠になると感じている。

### 1. 対象家庭のニーズに対応するための取り組み

- 児童育成支援拠点事業と子育て世帯訪問支援事業では、サポートプランをツールとして活用し、家庭に必要な支援事業を洗い出している。こどもや保護者の意見や困りごと等を確認しながら事業を提案し、事業内容を丁寧に説明することで、利用につなげている。
- 複数のサービスを利用する際には、本市が顔合わせに同席する等、利用者の負担感を軽減できるように柔軟に対応している。
- 子育て世帯訪問支援事業については、家の中に入られることに抵抗がある保護者も多い。逆に有効なのは登校支援として、朝迎えに行き、こどもを起こして学校の準備をしてもらい、送り出しをするという使い方である。

### 2. 各家庭の状況に応じたサービスの組み合わせ

- 先に児童育成支援拠点事業を利用することで光明童園との信頼関係を築き、その後子育て世帯訪問支援事業の登校支援の利用につながり、こどもの登校渋りを解消する等の成果を挙げている。
- 子育て短期支援事業においては、施設での宿泊に抵抗があるこどもや保護者もいる。そのため、今後は児童育成支援拠点事業を利用することもがその拠点でショートステイを利用できるように協議を進めている。

### 3. 柔軟に活用するための工夫等

個別のアセスメントにより、要綱の範囲内で柔軟に対応できるよう心がけている。

# とうみし 東御市（長野県）

現場の支援ニーズに基づくメニュー化と、他分野・他自治体の担い手への委託に向けた調整

東御市 健康福祉部 子ども家庭支援課/東御市子どもサポートセンター

## 自治体概要 [R7/4/1時点]

人口規模（区分）	1万人以上 10万人未満
こども家庭センター	設置数：1箇所 名称：東御市子どもサポートセンター
0～18歳未満児童数	4,068人
子育て支援サイト	とうみすくすくぼけっと <a href="https://tomi-sukusuku.jp/">https://tomi-sukusuku.jp/</a>

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点事業	親子関係形成 支援事業	子育て短期 支援事業
R7年現在の 事業実施	○	R9年度以降 (R6-8年度は子 ども第三の居場 所 (B&G 財団) として実施)	○	○
委託等の状況	委託	委託	一部委託	委託
実績 (R6年度)	51世帯登録 (内訳 家事支援 23, 育児支援 28) 2,814回	45人登録 延べ2,119人利用 232日開所	10世帯 (委託での実績)	79泊 6世帯
本事例集に 掲載した事例	○		○	○

## A 子育て世帯訪問支援事業



## Key Word

- 他分野の委託先
- 複数の委託先
- 登校支援

## 1. 事業実施の背景

不登校のこどもの割合が県や国の平均よりも高い状態が続いていた。従前より不登校の対応は、教育委員会にいる指導主事やスクールソーシャルワーカー等が担っていたが、職員が個別対応する限界に達していたことから、登校支援のニーズが高まっていた。

## 2. 事業の実施体制

## ■ 運営側

委託先：主に放課後等デイサービスや高齢・障害者福祉等の事業者

- NPO 法人 LINX（放課後等デイサービス事業所）
- 事業者 A（障害者福祉サービス事業所）
- 事業者 B（児童発達支援事業所）

## ■ 利用対象

妊産婦及び0歳から18歳までのこどもがいる家庭で、保護者の養育支援が特に必要な家庭等。

## ■ 運用の工夫

支援員（委託事業者）と市職員はLINEで連絡できるようにしている。例えばこどもが「実は親から叩かれている」と漏らした時等、早いタイミングで情報が市に伝えられ、必要に応じて会議を実施する。利用者は市のLINE相談（すくすくLINE）で繋がっているケースもあり、時間を気にせず相談できる仕組み。

## 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

## 【検討開始：令和3年】

令和3年度に「子ども家庭支援準備室」が設置され、その段階から、国の家庭支援事業に関する情報収集を開始した。児童福祉分野で長く働いている職員の経験やネットワークの他、障害・高齢等の担当にも委託事業者についてヒアリングした。

## 【事業内容の検討：令和4年】

令和4年4月に子どもサポートセンターが立ち上がり、親・家庭のニーズに基づいた検討の結果、特に親の養育を補えるサービスが不足していることが課題として浮上した。例えば親に障害があっても本人がそれを認知しておらずこどもの養育環境が悪化する等、養育が難しく、障害福祉サービスを利用できない家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業として登校支援をメニュー化した。

## 【事業者向けの説明会の実施：令和4年7月】

「4.事業の担い手の確保」を参照

## 【事業開始：令和4年10月】

改正児童福祉法（令和6年4月施行）を見据え、国からの補助金を活用し、令和4年10月に前倒しで事業化した。

## 4. 事業の担い手の確保

- 令和4年7月に市内の放課後等デイサービス事業者（3社、LINX含む）を集めて本事業の説明会を開催した。その後高齢者・障害者福祉等の事業者に対し、個別の説明・相談を実施していった。
- 令和4年10月の事業開始時にはLINXのみへの委託だったが、利用者側の曜日の都合により、元々利用者が事業者Aや事業者Bを利用していたこと等から、この2団体も事業に参画するようになった。
- 送迎ができる事業者を選定したこともポイントである。

## 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 庁内外の説明・調整

- 本事業にかかわらず、日頃から現場の課題を検討する仕組みとして「子どもサポートセンター運営委員会幹事会」「子どもサポートセンター運営委員会」がある。関係機関の連合体として共通の課題認識を持ち、家庭をどう支えるかを考えることが目的。「チームで家庭全体を支援する」という考えに基づき、こども関係の部局だけでなく、高齢者部局までが入って協議することが重要。具体的な内容は以下の通り。
- 子どもサポートセンター運営委員会幹事会：各課が持ち寄った具体的な課題を協議し、施策を練る役割を担う。市役所内のこどもに関連する部局（保育課・教育課・健康推進課・福祉課・こども家庭支援課等）の係長級の職員が参加。年間3～5回程度の開催。
- 子どもサポートセンター運営委員会：幹事会で練られた施策や意見を吸い上げ、市全体の統一的な方針として合意形成を図る。構成部局は幹事会と変わらないが、こちらは部課長級が参加する。副市長と教育長がオブザーバーとして参加しており、上層部を巻き込んだ意思決定がしやすい。年間3回程度の開催。

## 6. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

家庭の負担軽減や自立した生活のきっかけ、虐待予防の事業となっている。こどもが安定して登校できるようになる、保護者が送迎できるようになる等、登校支援に効果がある。特に、特別支援学校のスクールバスの時間と保護者の就労時間が合わない家庭への登校支援は、制度的な「狭間を埋め

る」支援ができていていると感じる。

#### ■ 課題

- 保護者が支援に依存してしまわないように、自立に向けた取り組みが重要。サポートプランを作成し、利用する前には、ケースワーカーから利用者に対し、事業の説明とともに同意のサインをもらう。また、定期的にモニタリングを行い状況を確認し、モニタリングにて支援員とケースワーカーが話し合った上で、延長か終了かを判断し、ケースワーカーから家庭に説明をするようにしている。
- 本市では受け入れ件数の多寡にかかわらず管理費が一律の設計となっており、事業者を増やしたくても財政負担が大きいため見直し予定。

## 7. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 家事支援や育児支援のメニューをそのまま実施するのではなく、行政側が「こういう家庭に対して、この支援が必要だ」というニーズありきで検討しつつ、それをもとに委託事業者と対応できる内容をすり合わせていくことが重要である。本事業においては、市が登校支援や家事支援のニーズを示しながら、他分野の事業者と調整したことで、担い手確保につながった。
- 「事業者に丸投げ」せず、ケースワーカーがニーズ調査、サポートプラン策定、支援開始時の事業者と利用者の引き合わせに同行する等、行政職員が全家庭に関わり状況の変化に応じた支援を行うことが重要。また、状況変化の際には都度連絡を取り合い臨機応変に対応できる点等、事業者のフットワークの良さが必要。

## B 親子関係形成支援事業



### Key Word

- 直営
- ペアトレ
- 集団・個別併用

## 1. 事業実施の背景

### ■ 運営側

委託（集団）・直営（個別）

### ■ 実施プログラム

- ペアレント・トレーニング（1ターム8回講座）
- 就学前の家庭向け、小学生以上の家庭向けにそれぞれ1タームずつ開催
- 令和6年度からの改正児童福祉法における家庭支援事業の体制整備に向けて委託先を検討した際に、発達外来に勤務している心理士に委託することとなった。
- また、グループでの支援については途中で継続できない保護者も多かったことから個別で実施しているケースも多い（この場合は直営で実施）。

### ■ 利用対象

小学生グループと、就学前のグループに分けて実施。

## 2. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

相談担当しているケースワーカーが個々に声をかけた。小学生グループは土曜日午前中に開催した。

## 3. 事業の担い手の確保

個別で実施するには、対応できる職員の研修受講の補助等が必要。

## 4. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 庁内の説明

各担当ケースワーカーが直接保護者に声をかけた。

## 5. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

交流できた保護者同士からは、また集まって話す場が欲しいとの要望が出る等好評だったほか、他の家庭での様子を知る機会となった。

### ■ 課題

- 集団で実施する良さはあるが、グループを維持することが困難なため、ミニペアトレ等段階を踏むことが必要と思われる。
- 保護者の困り感と継続する意欲のある保護者に限られてしまう。

## 6. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

ペアレント・トレーニングを受講した保護者のつながりを維持するためにグループワークの休憩時間にお茶の時間を設ける等、話しやすい雰囲気づくりを心がけた。

## C 子育て短期支援事業



### Key Word

- 里親ショート
- 複数の委託先
- 社会的養護の資源活用
- 里親支援センター活用
- 近隣自治体の資源活用

## 1. 事業の実施体制

### ■ 運営側

委託先：乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、養育里親等

- 社会福祉法人敬老園（うえだみなみ乳児院・うえだ里親支援センター）
- 社会福祉法人法延会（児童養護施設 軽井沢学園、児童家庭支援センター スミール）
- 社会福祉法人原峠保養園（児童養護施設 森の家はらとうげ）
- 養育里親（個人契約）

#### ■ 周知

ポータルサイトでも広く周知しているが、子どもサポートセンターでの個別の相談対応（保護者のレスパイト、虐待通告等）を通じた利用が多い。

#### ■ 利用対象

利用対象は 18 歳未満の児童。

## 2. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

### 【事業開始：平成 28 年 4 月】

平成 28 年度から子ども・子育て支援事業計画の中でショートステイ事業として開始。当初はうえだみなみ乳児院と児童養護施設「森の家はらとうげ」に委託した。ケースワーカーと事業担当課が異なることや、児童相談所で気軽に預け入れの相談ができたことから、利用者も少ない状況だった。本市内には乳児院や児童養護施設等がないため、近隣自治体（上田市、佐久圏域）の施設と契約している。（「3.事業の担い手の確保」を参照）。

### 【事業の拡充検討①：令和 4 年】

令和 4 年度に子どもサポートセンターが発足したことで、相談窓口の一元化ができ、ニーズを掴めるようになった。また、所属先の保育園や小中学校へのアウトリーチを強化したことで相談件数も増加し、ここ数年で市の児童虐待対応件数が増えていることもあり、措置に至らなくても、家庭支援事業としてレスパイトを目的としたショートステイの必要性が増し、令和 4 年度から養育里親と契約を締結した。施設以外でのショートステイは登校等の学習の確保がしやすく家庭での受け入れも良好。

### 【事業の拡充検討②：令和 6 年】

施設は空き状況や感染症の流行の影響で利用が難しい場合があるため、受け入れ先の更なる拡充をはかった。

## 3. 事業の担い手の確保

- 東御市は、旧東部町と旧北御牧村が平成 16 年に合併して誕生した経緯があり、このため市域が上小（上田）圏域と佐久圏域という異なる行政区域にまたがるという特徴を持っている。例えば、児童相談所は佐久圏域にあり、ケースカンファレンス等で関わりもあったことから、佐久圏域所在の児童養護施設「軽井沢学園」への委託が進めやすかった。
- 里親家庭の場合はこどもの性別や年齢、すでに受け入れているこどもとの兼ね合いもあり、受け入れ先を拡充するため、令和 7 年 9 月には市内の里親（11 名）への説明会を実施。事業の理解促進と協力依頼に努めている。

## 4. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 庁内の説明

係長級の幹事会や部課長級の運営委員会を定期的を開催し（「A 子育て世帯訪問支援事業」の「5.庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント」を参照）、受け入れ先が不足しているといった課題についてトップ層も含めて話し合っている。

## ■ 庁外の調整

令和6年から地域を管轄する担当の児童相談所が中心となり、施設、市町村、県も参加するネットワーク会議（年3～4回）を開催しており、家庭支援事業の課題について情報交換をしている。情報交換により互いの理解を深めることができ、施設に個別に働きかけるよりも、複数の市町村が抱える課題をこの場で共有することで、施設への相談がしやすくなり、地域資源を開拓する機会になっている。

## 5. 都道府県による支援等

令和5年には県が社会的養育推進計画を作るにあたり、市町村に対し要望等の聞き取りがあった。令和6年度からは児童相談所によるネットワーク会議開催のおかげで横のつながりができつつある。令和7年度も、里親を活用した子育て短期支援事業を実施している市町村（県内7-8市町村）を対象に、県の担当者からヒアリングを受け、課題等を協議した。県では来年度、さらに里親ショートステイの増加を後押しするような支援施策を検討している。

## 6. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- 面談の中で、措置にはならないが一時的に親子が離れた方が安心という事例に予防的に活用している。虐待予防に非常に重要な事業であり、親子が距離を置き落ち着いた家庭に戻れるよう、立て直しを支援できるようになった。
- 学区内の里親に預けることができ、こどもが学校に通えるようになった。
- 市内里親の会と連携し、情報交換会をもつ等お互いの理解を深めている。ショートステイの必要性を伝えるとともに、支援対象児がショートステイにつながりやすいように、見守り支援員にも登録しこどもとの関係性を日頃から築いてもらう等の方法が確立されたことで、こどもと保護者両方の支援に取り組んでいただけたことは、大きな成果となっている。

### ■ 課題

- 受け入れ枠の拡大（里親開拓）が必要。施設で預かるとこどもが学校に通いづらくなってしまいうという課題がある。里親とのネットワークを作りながら協力家庭を増やしていきたい。
- ひとり親家庭の増加に伴い、ネグレクト予防の観点から、夜間まで預かるトワイライトステイのニーズが高まっており、B&G財団等の子ども第三の居場所を活用した夜の居場所の整備を検討している。

## 7. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

市内に委託できる事業者がない場合でも、近隣自治体の施設や里親等、児童相談所を含めたネットワークの中で協力を仰いで行くことが重要。

## 1. 取り組みにおいて重要だと感じたこと

- 子どもサポートセンター（子ども家庭支援課）に所属する職員の一部（心理士2名、教育指導主事2名）に対し、教育委員会との併任辞令を出している。これにより、職員は小中学校と信頼関係を築きやすくなり、学校側からも困りごとが一元的に子どもサポートセンターに情報共有される仕組みが機能している。被虐待児童については学校内での聞き取りが効果的だった。なお、本取り組みは子どもサポートセンターの職員の提案から始まった。
- 保護者の悩みと、学校内での子ども自身の悩みを双方から聞くことができ、第三者の介入の必要性を双方が理解して相談が継続できている。
- 相談時に、子どもサポートセンターの相談ラインを登録してもらうことで、気軽に相談関係が築けており、ちょっとした困りごと等をキッカケに早期に対応できている。

## 2. 各家庭の状況に応じたサービスの組み合わせ

- 下記1~5のサービスを段階に応じて継続支援したことで、保護者と良い関係性を築き、家庭状況が改善していった事例があった。また、好事例をスタッフ間で共有し、支援の導入の仕方、支援の終了の仕方等について検討しやすい状況になっている。
- 1. 支援対象児童等見守り強化事業：朝食を食べられない子どもに対し、学校に朝食を届ける支援を実施した。また、定期的に家庭におむつやミルクを持参し、早期の状況把握と関係性の構築と維持に努めた。
- 2. 子育て世帯訪問支援事業：こどもが学校に安定して登校できるように、送り迎えの登校支援を実施した。
- 3. 子ども第三の居場所（B&G財団）：こどもに安心して食事や休息ができる場を提供し、こどもが本音を話せる関係性を築いた。
- 4. 子育て短期支援事業：支援者のいない保護者の入院のために上のこどもをショートステイで預かった。その頃には対象家庭と市町村の関係性も構築され、面談や相談もしやすい関係になっていた。
- 5. 一時預かり：保護者との面談を実施する時等に活用し、子育て支援センターの利用に繋げることができた。また、他の保護者やこどもの様子がわかり、相談することに対する敷居が下がり子育ての相談が気軽にできる場となった。

# きたかたし 喜多方市（福島県）

予算をかけずに直営で小さく始めて圏域連携する事業モデル・専門職等の担い手  
発掘による柔軟なサービス構築

喜多方市 保健福祉部社会福祉課 地域包括ケア推進室 子ども家庭総合支援班/こども家庭センター

## 自治体概要 [R7/10/1 時点]

- 人口規模（区分） 1 万人以上 10 万人未満
- こども家庭センター 設置数：1 箇所  
名称：子ども家庭総合支援班
- 0～18 歳未満児童数 5,612 人

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点事業	親子関係形成 支援事業	子育て短期 支援事業
R7 年現在の 事業実施	○	○	○	○
委託等の状況	委託	委託	直営	委託
実績（R6 年度）	32 世帯 279 人	1 箇所	保護者 14 人 支援者 12 人	里親：1 人・1 世帯 母子生活支援施 設：5 人・2 世帯
本事例集に 掲載した事例	○		○	

## A 子育て世帯訪問支援事業



## Key Word

- 個人の担い手
- 除雪作業補助
- グリーフケア

## 1. 事業の実施体制

## ■ 運営側

令和6年度は専門職やファミリーサポートセンターから推薦された個人等に委託していた。令和7年度より民間団体、子どもの居場所「れんが」へ委託。

## ■ 利用対象

本市と関わりがある家庭。オープンに周知せず、必要な家庭に個別に伝えている。要対協の家庭に対しては、優先的にサポートプランの中に入れている。

## ■ 利用料

無料

## 2. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

## 【検討開始：令和5年7月】

- 以前より実施していた養育支援訪問事業の一部を移行して実施することにした。（担い手については、「3.事業の担い手の確保」を参照）
- 事業メニューについては、一般的な家庭支援・育児支援の枠組みにとらわれず、現場のニーズからメニュー化している。例えば、心理士の家庭訪問によるグリーフケアや、豪雪時の除雪作業の補助等がある。

## 【事業開始：令和6年4月】

## 3. 事業の担い手の確保

- 事業の移行に際して、委託先を探すため高齢福祉の部会（ケアマネージャー・ヘルパー）や社会福祉協議会の集まりで説明を行った。しかし、本事業のメニューは介護保険等の対象ではなく、単価が高くなることや業務量が増えることから受託が難しく、なかなか委託先が見つからなかった。そこで養育支援訪問事業を担っている専門職の方やファミリーサポートセンターから推薦し

てもらった個人に声かけを行った。そこで手を挙げていただいた方々と、個別に委託契約を締結した。

- ヘルパー事業者の部会で話をする際は、「ヤングケアラー」をテーマにして、関心を引き出せるように工夫した。
- 令和7年度は、子どもの居場所「れんが」に委託することになったが、令和6年度に契約をしていた個人等については養育支援訪問事業のスタッフとして継続して契約をしている。
- 担い手が活動しやすいように、簡易的なチェックで済む形の記録様式を作成する等、手間がかからないように事前準備をしている。

## 4. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 庁内への説明

こども家庭センターとして必要性の高い事業である旨を上層部に事前に伝えていた。

### ■ 予算の確保

- 財政的に厳しかったが、養育支援訪問事業の補助金の枠をスライドさせる形で予算を確保したため、スムーズに導入することができた。令和7年度から委託先を変更した際には必要な金額が大きく変化したが、本事業だけでなく、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の予算を調整する等して、委託費を確保している。
- 要対協のケース数（前年度の実績）からニーズを推測し、委託費として十分かどうかを検討した。

### ■ 周知

- 保育士資格をもつ職員が作成したリーフレットを活用し説明している。

## 5. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

これまで介入が難しかった家庭から掃除と片付けの相談を受け、職員が訪問した。それがきっかけでフードパントリーを勧めたところ、利用することになり、ケースワークの中で信頼関係が構築された。児童育成支援拠点事業の利用にもつながり、ケースの終結が見えるほどになっている。

### ■ 課題

- 委託先は、小学生以上のこどもとの関わり方が得意な事業者である一方で、乳幼児期のこどもに対しては不慣れであるため、乳幼児がいる家庭は単価の高い養育支援訪問事業で対応している。予算の関係もあり、本市職員が対応したり、ホームスタートの事業を活用したりする場合もある。財政的に厳しいため、新たな担い手との委託契約等はハードルが高く感じている。
- 学校等との連携においては、ケース会議やスクールソーシャルワーカーを通じて課題の共有はある一方で、進捗状況が良い方向に向かっている等の肯定的な情報共有がないと感じている。

## 6. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 家事支援というヘルパーのイメージが強い傾向にあるが、サポーターのようなイメージで、やりたい人（本市の場合は、例えばスクールカウンセラーや臨床心理士の資格者等。他にも主任児童委員や民生委員等も候補になりえる）と接点を作り、顔つなぎをしていくことで担い手が見つかる。

- 本事業は、活用の自由度が高いことが良い点だと感じる。サポートプランを示す際に、様々な家庭の状況に対応できる事業が揃っており、利用者が選べることが重要だと感じているため、柔軟に運用している。
- 事業者への委託が難しい場合であっても、地域に存在する協力者を発掘することが重要。（「02 地域資源開拓」「2.取り組みにおいて重要だと感じたこと」を参照）

## B 親子関係形成支援事業



### Key Word

- 直営
- 短縮版ペアトレ
- 近隣自治体の資源活用

### 1. 事業実施の背景

担当職員には福島県精神保健福祉センターでの勤務経験があり、メンタルヘルス予防教育や自殺対策の必要性を感じていたが、すでに認知が固定化している大人（親）に、直接的な教育よりも自然な形でメンタルヘルスプログラムを提供できないか模索していた。その結果、最も近いプログラムがペアレント・トレーニングであると判断し、事業の検討を開始した。

### 2. 事業の実施体制

#### ■ 運営側

直営

#### ■ 利用対象

概ね3～10歳程度のこどもの保護者、学校・保育施設・関係機関等の支援者。こどもの年齢は限定していない。市民向けサービスとして限定せず、他市町村に居住する保護者や支援者（ファシリテーター養成）の参加を広く受け入れている。

#### ■ 利用料

無料

#### ■ 実施プログラム

短縮版 精研式ペアレント・トレーニング（6回実施）

（独自に児童虐待・認知行動療法・メンタルヘルス増進に向けた内容を含む）

#### ■ 開催形式

年間3クール（1クール3ヶ月）。多様なニーズに答えるため、各クールで開催曜日や時間（平日午前・午後）をずらしている。

※実施後、定期的にフォローアップセッションを開催。

### 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

#### 【検討開始：令和4年4月】

- プログラム選択理由：医療モデルとして、行動療法や行動変容理論の裏付けがある本プログラムを選択した。資格制を導入していないため、ライセンス取得や更新等に費用がかからず導入しやすい。また、本来10回で構成される精研式オリジナルプログラムが6回に短縮されることにより、参加・実施・運営のしやすさにも貢献する。
- 人材育成：事業立ち上げを前に、プログラム監修者によるファシリテーター養成研修（全6回のモニタリング、各回前後での解説、レポート提出や意見交換等の内容）を受講し実施に備えた。事業開始後は、将来的な人事異動等も考慮して、ファシリテートできる職員を複数人、育成している。

#### 【事業開始：令和5年4月】

### 4. 事業の担い手の確保

#### ■ 近隣市町村への展開

- 会津圏域で毎日ペアレント・トレーニングが実施され、圏域内の希望者がいつでも受講できることを目標とした「ペアレント・トレーニング会津モデル構想」を掲げている。会津児童相談所・会津保健福祉事務所・会津美里町主催の研修等に赴き、継続してその必要性を訴えてきた。
- 本市のプログラムに参加し、ファシリテーターの育成を進めた近隣自治体（会津美里町・会津坂下町、湯川村）で、開催に向けた動きがある。
- 令和7年度より、会津美里町では訪問看護ステーション「こころのあい あいづ」（会津美里町所在）が委託を受けて開講している。初回クール（全6回）では本市も現地で開催をサポートした。こういった協働活動から生まれた関係性により、平日に喜多方市で参加できない人が、週末の会津美里町開催クールに参加できるようになった。
- 会津圏域は自治体規模が小さいことから、児童相談所主催の市町村会議や保健福祉事務所主催の研修、担当者会議等、定期的な集まりにおいては、顔を合わせる人たちが同じである。自然と情報交換が行われ、お互いの得意分野を把握し合っている。

### 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

#### ■ 予算の確保

財政的に厳しいため、委託費を確保することは念頭になかった。

#### ■ 周知

- こどもの障害の有無にかかわらず興味がある人を対象に、ホームページ等で広報するほか、医療機関、学校・保育施設、近隣市町村に周知している。
- 近隣市町村に対して市長名で通知文を送付して、ペアレント・トレーニングの開催を周知している。他市町村のサポートプランに記載する資源として活用を推奨しているほか、他市町村からの見学も積極的に受け入れている。

### 6. 得られた成果や今後の課題

## ■ 成果

- GHQ（精神的健康尺度）と GSES（自己効力感尺度）の2つのスケールで効果測定を実施したところ、令和5年度・令和6年度ともに、開始時に精神的健康がハイリスク判定だった参加者がローリスク判定に改善し、それに伴い自己効力感も高まることが確認された。
- こどもの行動変容を目的に参加した保護者から「食事が美味しくなった、よく眠れるようになった」等の変化も聞かれ、結果的に保護者のストレスマネジメントに大きく貢献することを実感している。また、行動変容は子どもだけでなく保護者にも確認される。

## ■ 課題

- 会津圏域でまだペアレント・トレーニングを実施していない市町村の中には、住民限定での開催を望む自治体や、参加者が集まるか懸念している市町村もある。人口規模が少ないからこそ、お互いに融通し合い、流動的に動けるような体制を取れると、利用者にとってもメリットになると考えている。
- 本来は医療機関等でも実施されることが望ましいが、直営から委託にすることでかかる予算について、上層部から理解を得ることが難しいと感じている。

## 7. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 自分たちだけで事業を完結させようとするのではなく、圏域の他市町村と協力しながら必要な支援を受けられる仕組みを作ること。今後、途中までしか参加できなかった方が続きを別の市町村で受講する等、相互に“乗り入れ”が進むのが理想。
- 予算の面で事業者への委託が難しい場合でも、直営でスモールスタートして圏域の他市町村とリソースを共有すること。

## Key Word

- 地域資源との関係構築

### 1. 担い手となり得る団体の交流やネットワーク化の取り組み

- こども家庭センターについて知ってもらうため、民生委員の会議や校長会、保健所の研修会、ファミリーサポートセンターやホームスタートの担い手講習会等で、活動内容を説明し、どのようなサービスがあるといいかアイデアを収集した。その結果、何かあれば窓口としてこども家庭センターに連絡が来るようになり、情報が集約されることが増えてきた。
- 喜多方市生活支援支え合い連携会議という高齢部門中心の部会が各地区にあり、他機関で活用できる資源がないか職員がアンテナを張っている。

### 2. 取り組みにおいて重要だと感じたこと

- 「何か頼まれたら断らずにその場所に行く」ことをモットーとして、積極的に地域の集まり等に参加し、こども家庭センターのPRをして協力者を募っている。その際、課題や協力してほしいことだけを話すのではなく、ヤングケアラーや地域の見守り等、相手の関心に当てはまる切り口で、支援を必要とする人が地域にいると伝えるのがポイント。
- 協力を呼びかける際には、まずは何のためにこの事業をするのかビジョンを抱き、自分たちが目指したい夢を描くことが重要。そうすることで魅力が伝わり、「楽しそう」「一緒にやりたい」と感じてもらえる。

# ふじえだし 藤枝市（静岡県）

庁内外の関係機関ネットワークによる課題共有や他自治体の先進事例を活かしたボトムアップ型のサービス構築

藤枝市 健康福祉部 こども未来応援局 こども・若者支援課

## 自治体概要 [R7/3/31 時点]

- 人口規模（区分） 10万人以上 30万人未満
- こども家庭センター 設置数：1箇所（分離型で相談場所は2箇所）  
名称：藤枝市こども家庭センター（えだっこサポ）
- 0～18歳未満児童数 20,267人

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点事業	親子関係形成 支援事業	子育て短期 支援事業
R7年現在の 事業実施	○	○	○	○
委託等の状況	委託	委託	直営	委託
実績（R6年度）	2世帯 24回 43時間	214日開所 延べ802人 (実36人)	ペアトレ9人 ペアプロ 保護者7人 支援者5人	延べ15人 (実8人) 83日
本事例集に 掲載した事例	○	○		○

## A 子育て世帯訪問支援事業



## Key Word

- 他分野の委託先
- 複数の委託先

## 1. 事業実施の背景

市内にネグレクト等課題のある家庭が一定数存在し、市職員が部屋の掃除等を行う事例が何件かあった。国の補正予算で家庭支援事業として位置づけられ、数値目標が示された中、唯一実施していない事業であったこと、ヤングケアラーに関する支援策を検討していたため、市として取り組むこととした。

## 2. 事業の実施体制

## ■ 運営側

公益社団法人藤枝市シルバー人材センターと NPO 法人ワーカーズコープ夢コープに委託。

## ■ 利用対象

国の要綱に準拠。

## ■ 利用料

初年度は、生活保護世帯以外は若干徴収する事業設計だったが、費用を負担してまで第三者を自宅に入れることはしない傾向があったため、翌年度より生活保護世帯、住民税非課税世帯、市町村民税所得割課税額 77,101 円未満世帯は利用料を無料とし、それ以外の世帯や利用時間が基準を超えた場合は有料。

## ■ 委託費について

上記 2 団体に、補助基準額の単価で算出した費用に加え、10%程度を事務費・管理費として支払っている。事務費・管理費については、事業のスタート時には需要が予測できない部分もあり、国が提示している予算規模ほどにはならないだろうとの推測と、団体の他事業との兼ね合い等もあり、国の基準よりも低い金額とした。

## 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

【検討開始：令和 3 年】

国の補正予算の発表後に庁内で検討を開始した。すでに先行で実施していた浜松市から事業の運用方法や委託事業者に関する情報提供を受け、インターネット等を通じて全国の自治体が行う類似事業の料金設定等を調査する等の準備を経て、令和4年度前半に事業者を含めた調整を実施。

#### 【予算化に向けた調整：令和4年7月】

令和5年度から実施できるよう、市長はじめ市の上層部や財政担当等と協議した後、9月末の当初予算の編成に組み込んだ。

#### 【事業開始：令和5年4月】

## 4. 事業の担い手の確保

### ■ 委託先の検討

- 介護や障害のヘルパー派遣を行う事業者の中で、こども分野のヘルパー派遣等の実績がある事業者を選んだ。藤枝市シルバー人材センターは病児保育等のこども関係の他事業で委託実績があったこと、ワーカーズコープ夢コープは、浜松市の委託事業者でもあり、事業所の1つが市内にあったため選定した。
- 委託先へ事業展開の協力依頼をする際に、人材の確保が課題としてあるとのことだったが、市としても最初はそれほど多くの利用を見込んでいないと認識合わせをした。

### ■ 研修

事業目的や虐待の現状等については、他の事業関係者と合同で研修を行っている。蘇生方法等の専門的な内容については、すでに各団体が他の事業で研修を受けているため、重複しないように配慮している。

## 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 庁内の調整、予算確保

財政はじめ他の課に事業の必要性を伝えるため、地域の課題を整理し、国も進めている事業であることがわかるよう補助金等の資料を添付し、実際に事業を担える事業者がいるという情報も共有した。

### ■ 周知

介護等のケアマネージャーに事業紹介をし、対象家庭があった場合に本事業のチラシを配布し紹介してもらうようお願いしている。実際に利用する割合が少ないことが課題。

## 6. 都道府県による支援等

県も予算編成に際し県内の実施状況等を調査しており、その情報はもらえる。補助金関係等、事業実施に際し国に確認したい事項等は、県が国に確認し、必要事項は質問自治体以外にも情報提供してくれる。

## 7. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- 支援に入ることで家庭内の生活環境が改善した。

- 保護者が市にすぐに相談できるような関係性ができた。
- 家庭内に定期的に事業者が入ることで、市が電話や窓口での相談だけではわからない、普段の様子や潜在的な課題が市へフィードバックされるようになった。

#### ■ 課題

- 利用者が増えていない。
- 対象家庭が第三者を家の中に入れることに抵抗がある場合には、子育て短期支援事業や居場所事業の活用等で支援をしながら関係性を築いている。

### 8. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 県内で先行して実施していた自治体からの情報提供が有効であった。
- 国の補助金があることで、市として事業展開がしやすい。
- 庁内の調整において、担当者が現在の地域の課題及び資源を把握し、国の方針を踏まえ、上層部とも共有すること、理解してもらうことが事業実施に向けて重要。

## B 児童育成支援拠点事業



#### Key Word

- 官民連携
- 実証実験
- 民家の活用
- 個人の担い手
- NPO 立ち上げ
- 小学生
- 中学生

### 1. 事業実施の背景

市にはこども食堂等、誰でも行ける居場所はあるが、ネグレクトや不登校の家庭や学校で居場所を持ちにくいこどもに直接支援ができる第3の居場所が必要であるという認識が市と地域の関係者で共有され、検討が始まった。

### 2. 事業の実施体制

#### ■ 運営側

NPO 法人集いの場所サンライズに委託。

#### ■ 利用対象

要対協のケースになっている小中学生。定員は8名（実際には1日あたり4人から6人が利用している。）

### 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

【検討開始：平成29年4月】

市では虐待の世代間連鎖を防止するためのこどもへの直接支援に関する事業について検討する必要

があると考え、色々と情報を収集し事業の検討準備を進めており、地域の支援者や民生委員等が開催する定期的な勉強会へ市職員が講師として出向き、地域の状況や今後取り組んでいきたい事業等の話をしていた。一方、民生委員等の有志でこどもの学習支援が行われ、学習支援を実施する中でネグレクト等の家庭のこどもへ直接支援する仕組みが必要であるという認識がなされていた。また、個人が自費で事業を展開するのは費用面の課題があった。そこで、本市が平成30年4月に子ども育成支援事業検討会を立ち上げた際に、そのメンバーを含め、民生委員、こども食堂の運営者、スクールソーシャルワーカーや弁護士等の合計31名が参加した。(全8回開催)

#### 【準備：平成30年5月～】

- 検討会のメンバーで日光市や宇都宮市等のNPO（官民協働で居場所を運営）を視察。その後、モデル的にこども食堂の場所を借りて居場所事業の実証実験（毎月1回、計11回。学習支援や遊び、食事提供、送迎等）を行い、こどもや保護者へのアンケートを通じて評価を行った。また、実証実験から送迎の必要性も確認された。

#### 【事業開始：平成31年4月】

- 事業企画において、特に重要視したのは食事・入浴・学習等を、家庭的な環境下で提供していくことであった。
- 検討会のメンバーが事業のために団体を立ち上げ、NPO法人として認証を受けたのち、事業を開始した。
- 一般のこども食堂はオープンな共生食堂、本居場所は利用者が限定的でクローズなケア付き食堂のイメージで、正しい家庭モデルを示すという点で、民家での実施にこだわった。

## 4. 事業の担い手の確保

- 上記「3.事業のニーズ把握や事業内容の検討」を参照のこと。家庭的な環境下であることを大事にするコンセプトであるため、教員OBや市の職員OB、自治会役員等、地元の人々の集まりで運営している。市では、利用管理や定期的な連絡会での状況確認、事業運営上の課題整理等を行っている。また要対協でもこどもの支援状況は共有されているため、利用者の選定やケースの見立て等、市が運営面で連携している。
- 事業実施前にスタッフに対し、愛着や発達障害研修会を実施した。
- また毎年、要対協のアドバイザーによるスタッフへの研修会も実施している。

## 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 庁内外の説明

- こども食堂等の既存の居場所事業について、市の中での事業の位置づけや特徴を体系的に整理した資料や、類型を示した図表を参考にしながら、イメージする居場所を言語化し、上層部に説明を行った。また、教育委員会とも連携し、教育長に対しても同資料を用いて説明した。さらに、実証実験で得られた親子の評価も、重要な説明材料となった。
- 民家で事業実施するため、大家や自治会長をはじめとする地元住民への説明も行ったことで、活動に対する理解を広めることができた。

### ■ 予算の確保

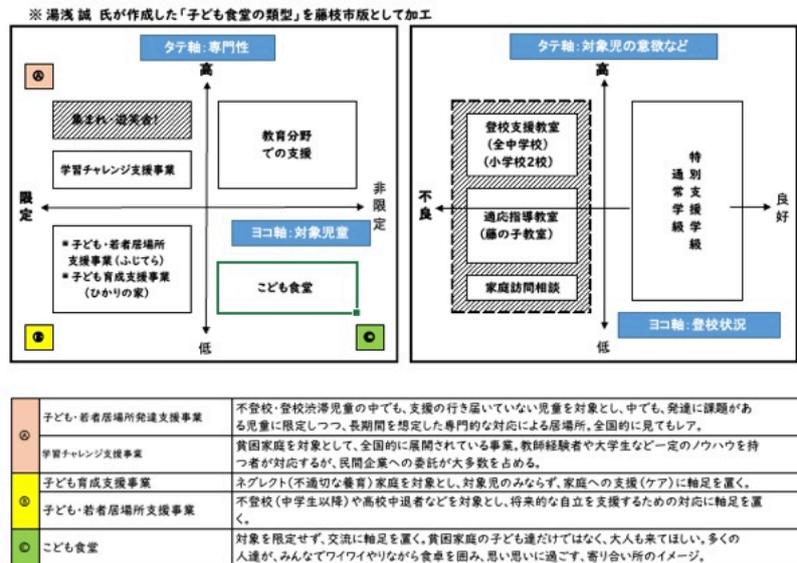
児童育成支援拠点事業になる以前は、ひとり親の支援と児童虐待防止の居場所の補助金を組み合わせて予算を確保していた。現在は児童育成支援拠点事業の補助金を活用し委託費を支払っている。ただし、委託費として捻出が難しい費用（床の張替え・駐車場の舗装等）やエアコン等の一部の備

品設置費用については、市民や企業、団体からの寄付で賄っている。

## ■ 周知

- こどもの居場所は多様化しているため、こども食堂を含めそれぞれの居場所の目的や対象者等が分かる資料を作成している。
- 市内小中学校へも市職員が説明に行き、事業周知及び連携をお願いしている。

参考：藤枝市説明資料(抜粋)こどもの居場所の多様化



(藤枝市提供)

## 6. 都道府県による支援等

補助金関係等、事業実施に際し国に確認したい事項等は、県が国に確認し、必要事項は質問自治体以外にも情報提供してくれる。

## 7. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- 「次いつ行けるの？」という感想を持つこどもが多い等、こどもたちの様子に明らかな良い変化が起きている。
- 市には言いづらい悩みごともしやすい雰囲気づくりができています。
- 保護者とのコミュニケーションもスムーズになった。
- 送迎のタイミングで保護者とコンタクトが取れる、様子を確認できる。

### ■ 課題

- 民家を使っているため、利用人数に限られる。
- 現在週4日開所しており、1日スタッフ4名で運営している。日数を増やすためにはスタッフの増員が必要であるが、団体自体の資金面も厳しい。圏域にある福祉大学と連携して、学生アルバイトが1名入っている。
- こども家庭庁が定める職員の資格要件が厳しく、事業展開できないという他の自治体も多いため、地域の実情にあわせて柔軟性を持てると良いと感じている。

## 8. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 地域の課題や資源を十分整理し、どのような事業展開をしたいか職員がイメージできること。その上で、国の実施要綱等に照らした結果適用できない場合でも、類似の事業として成り立つのであれば、地域資源や他の予算をうまく活用することで、地域に即した事業展開が可能になる。
- 予算確保についても、国の新年度予算から、国の方針を把握するよう、職員は意識を高く持っている。
- 先行事例の視察では、事業を進める上での課題をどのように改善しているのかを予め把握した。検討会のメンバーも一緒に視察に行くことで、立ち上げ後の運用イメージや市の考えを共有できた。

## C 子育て短期支援事業



### Key Word

- 里親ショート（里親支援センター活用）

### 1. 事業実施の背景

児童家庭支援センターのみでは受け入れ人数に限界があったため、里親登録が多い地域特性を活かし、利用体制の拡充を図った。静岡県では一時保護所が少なく、里親委託が多い地域風土も背景にある。

### 2. 事業の実施体制

#### ■ 運営側

里親支援センター（社会福祉法人 春風寮が運営）に委託。こどもとの相性や里親の経験を考慮してマッチングしている。

#### ■ 利用対象

国の要綱に準拠。要対協のケースの家庭が利用することが多く、レスパイト目的が増えている。

### 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

#### 【検討開始：平成 26 年】

志太榛原圏域の 4 市 2 町で、子育て短期支援事業のあり方について協議したことがきっかけ。圏域で一体的に児童家庭支援センターへ委託契約を行い事業展開することになった。

#### 【事業開始：平成 27 年 4 月】

- 平成 27 年度から事業が開始されたが、児童家庭支援センターでは、受け入れ人数には限界があった。
- そこで、里親登録が多く児童相談所から里親に一時保護委託するケースも多い地域の特性を活か

し、平成 29 年 10 月に里親へ委託することを可能にするよう、それぞれの市町村で要綱を改正した。(参考：圏域の里親 56 世帯中 38 世帯が本市在住)

- 令和 7 年度から、児童家庭支援センターが里親支援センターの要件を満たしたため、里親支援センターとして委託契約を結んでいる。

#### 4. 事業の担い手の確保

里親支援センターと市で利用世帯について情報共有を行っており、市職員が里親へ送迎する場合は里親と直接情報共有を行っている。

#### 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

##### ■ 庁内外の調整

先述の 4 市 2 町の自治体も里親支援センターへ委託しており、里親支援センターと各自治体の担当者が年数回の連絡会において情報交換や課題整理を行ってきた。

##### ■ 周知

市民に対しては、ホームページ上にこども家庭センターにおける支援メニュー一覧表を添付し、サポートプランの中でも明記している。要対協が関わるケースの利用も多く、障害部局やその他の関係課、子ども・若者総合サポート会議のネットワーク関係機関（「02 地域資源開拓」の内容を参照）からも利用をすすめている。

#### 6. 得られた成果や今後の課題

##### ■ 成果

保護者との信頼関係構築につながる。状況によっては利用できない場合もあるが、使えない理由や解決すべき課題等を共有することで、より一層関係づくりができています。

##### ■ 課題

要綱上は親子の預かりも可能としているが、対応できる里親が少ない。里親支援センターがある児童養護施設も空きがないため、親子での受け入れ実績はない。

#### 7. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

他の事業と同様に、地域の課題を整理し、国の事業方針を踏まえて、地域資源との連携をする中で事業が有効であることを庁内で説明している。上層部と共有すること、理解してもらうことが事業実施に向けて重要。

## Key Word

- 地域資源との関係構築
- ネットワークづくり
- 地域資源の把握・可視化

## 1. 地域資源の把握・視覚化

- 子育て家庭センターの保健師をジョブローテーションさせ、他部署での経験を活かして地域資源を広く把握している。
- 市と市社会福祉協議会とで職員人事交流があり、実際に人事交流をして地域課題や資源の整理にも携わった職員が子育て家庭センター内におり、その情報の活用も行っている。
- 地域福祉計画の中で、地区ごとに地域の課題や資源を整理している。
- 市民活動を支援する部署があり、ボランティア登録者や NPO 法人等の情報を確認している。

## 2. 担い手となり得る団体の交流やネットワーク化の取り組み

- 法律や制度、年齢で支援の切れ目ができないように、要対協と子ども・若者支援地域協議会を一体化した形で、令和4年度から「子ども・若者総合サポート会議」を運営し、ネットワークづくりをしている。代表者会議は年2～3回、実務者会議（児童虐待・DV 部会、児童生徒指導支援部会、発達支援部会、若者支援部会）は年4～11回で部会による。必要に応じて民間団体や民生委員も参加して意見交換が行われる。個別ケース会議もあり、それぞれの視点から支援方針を検討したり、アドバイザーとして専門家にも助言をもらうこともある。
- 新潟県の三条市が先進的に両協議会を一体化していたため、立ち上げ前には三条市の取り組みについてリモートでの勉強会を実施した経緯がある。
- 藤枝市説明資料：藤枝市子ども・若者サポート会議における支援フロー

## 3. 担い手の発掘・養成

事業の担い手の候補となる機関を、前述の実務者会議にゲストとして出席してもらい、次年度から正式な委員になってもらう等、毎年見直している。

## 4. 取り組みによって得られた成果や今後の課題

## ■ 成果

- 地域の助産師や理学療法士等が個人で実施していた取り組みを活用して市民ニーズに合わせた取り組みを事業化した。
- 前述の代表者会議では、市からの報告に対して民間団体から意見をもらう中でサービスのアイデアも生まれており、日頃から地域や部局を横断した連携がされている。
- 部会に出席した高等学校が、前述の部会に参加する前は自分たちで問題解決をしなければならず大変な状況だったが、会議で意見交換をする中で、市外から通う学生も多い状況に鑑み、県に対

応を働きかけることにつながった。

## 5. 取り組みにおいて重要だと感じたこと

職員の人材育成を行う中で、国や県の動向を注視し、市の施策を連動させ効果的に実施することを徹底している。また、普段の業務を通じて様々な関係者（ケースや地域の支援者等）とのコミュニケーションや他分野（介護・障害・地域福祉全体）の事業にも目を向けることからヒントを得るよう促している。

1. 対象家庭のニーズに対応するための取り組み

- サポートプランでは家庭の課題を整理しており、母子手帳交付時にセルフプランも兼ねて手交しているため、自己評価と課題整理に活用している。課題については市が提供できるサービスを周知して利用を促している。
- 市社会福祉協議会との連携については、社会福祉協議会も放課後等デイサービスや放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の事業を実施しており、利用につながるケースもある。また、社会福祉協議会が実施している他事業等で気になる家庭があった場合、情報共有及び支援方針について協議するケースもある。

2. 各家庭の状況に応じたサービスの組み合わせ

虐待のリスクが高い家庭のこどもに対して、定期的に複数の支援を入れたい場合には、児童育成支援拠点事業と子育て短期支援事業を組み合わせたり、こども食堂の宅食サービス等を活用したりしている。

3. 柔軟に活用するための工夫等

- 令和4年度から、18歳までのこどもだけでなく若者まで支援する組織体制を整備しており、こども未来応援局を構成する全ての課をこども家庭センターに位置付けている。それぞれの職員がこども家庭センターの職員であることを意識付けるような研修を毎年実施している。
- こども家庭センターの支援メニューをステージごとに可視化（妊娠期から39歳まで、対象年齢別に一覧表で整理）している。市民が必要なサービスを見つけやすくなるほか、何が足りないかを明確にし、庁内の調整にも役立てている。

令和7年度 藤枝市こども家庭センターにおける支援事業

好適期	0～2歳	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生	18歳～39歳	40歳以上
子育て支援	地域子育て相談機関（公設地域子育て支援センター）における相談支援 えだっこルーム（乳幼児健康相談） 地域子育て支援センター（地区交流センター併設は18歳まで利用可）						
	親のメンタルヘルスマネジメント支援事業（地域における子育て相談活動）						
	児童虐待防止支援事業（児童虐待防止相談） 一時預かり事業 放課後児童クラブ 病児・病後児保育 れんげがスマイルホール「キッズパーク」						
	地域子育て短期支援事業（子育て短期支援） 児童虐待防止支援事業（児童虐待防止相談） 児童虐待防止支援事業（児童虐待防止相談） 児童虐待防止支援事業（児童虐待防止相談）						
	子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援）						
	子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援）						
	子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援）						
	子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援）						
	子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援）						
	子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援） 子育て支援（子育て支援）						

藤枝市こども家庭センターにおける支援事業（藤枝市提供）



## つくば市（茨城県）

## 幅広い家庭を対象とする家庭支援事業の構築

つくば市 こども部こども未来センター

## 自治体概要 [R7/10/1 時点]

人口規模（区分）	10万人以上 30万人未満
こども家庭センター	設置数：1箇所 名称：つくば市こども未来センター
0～18歳未満児童数	47,447人

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点事業	親子関係形成 支援事業	子育て短期 支援事業
R7年現在の 事業実施	○	○	○	○
委託等の状況	委託	委託	直営	委託
実績（R6年度）	416回	1箇所 15人	合計16人 (うち個別7人 集団9人)	371日
本事例集に 掲載した事例	○		○	

## A 子育て世帯訪問支援事業



## Key Word

- ホームスタート

## 1. 事業の実施体制

## ■ 運営側

委託先：NPO 法人 kosodate はぐはぐ

## ■ 利用対象

広く家事や子育てに関して不安や負担を抱えている妊娠中の方や未就学児のいる家庭。

## ■ 利用料

世帯の収入等にかかわらず無料。

## ■ 運営体制

- 訪問回数について、1回2時間程度、合計4回程度を目安にしている。状況に応じて訪問を延長することも可能。
- kosodate はぐはぐが7日間程度の研修を実施し、研修を修了したボランティアがホームビジターとして家庭を訪問する。
- ボランティア登録者は約50人。研修については、参加者がアクセスしやすい場所で開催する等、参加のしやすさに配慮している。
- サービスの利用申し込みの対応や、家庭とホームビジターのマッチング等の調整業務は、kosodate はぐはぐのオーガナイザーが行う。
- 利用申し込みの後は、オーガナイザーが家庭から聞き取りを行い、その内容を踏まえて市が支援決定を行う。

## 2. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

## 【検討開始：令和元年頃】

- 市では、子育て世帯訪問支援事業が創設されるより以前から、子育て等に関して不安や孤立を感じている市民が一定数存在することを認識しており、アプローチの必要性を感じていた。
- そのため、平成26年から自主事業として家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）を実践して

きた kosodate はぐはぐに、令和2年度からホームスタート事業として市が委託することとした。（「3.事業の担い手の確保」を参照）

- 令和6年度からホームスタート事業を子育て世帯訪問支援事業に位置づけて実施している。

### 3. 事業の担い手の確保

- 委託先の検討にあたっては、市内でNPO法人ホームスタートジャパンから認定を受けている団体がkosodateはぐはぐのみであり、これまでの実績も十分だったことから、同団体を委託先として選定した。（kosodateはぐはぐでは、令和元年までは市の「アイラブつくばまちづくり補助金」を活用して自主事業として家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）を実施していた。）
- 訪問回数は、令和2年度にホームスタート事業として市が委託を開始した時点から大きく増加し、令和6年度には416回となっている。
- 電話での連絡や打ち合わせ等、委託先とは日常的にコミュニケーションを重ねている。

### 4. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

#### ■ 庁内外の説明

- ホームスタート事業を実施する以前から、妊娠や子育てに不安を持つ家庭へのケア等の重要性についても庁内で認識を有していたことから、事業の位置付けや実施がスムーズに進んだ。

#### ■ 周知

kosodateはぐはぐが作成したパンフレットを関係各課に設置するとともに、「あかちゃん訪問」時に各家庭へ配布している。また、民間団体が主催する子育て世帯向けのイベントにおいて、本事業の紹介も行っている。

### 5. 得られた成果や今後の課題

#### ■ 成果

利用後に「気持ちが楽になった」といった声が多く寄せられ、子育て世帯の悩みや不安の軽減につながっていると感じている。

#### ■ 課題

多様化するニーズに迅速に対応するため、継続的に人材育成を行うとともに、支援内容や連携体制、事業スキームの見直し・改善を都度行う必要がある。

### 6. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

市民にとって心理的に利用しやすい制度となるよう、周知の方法等を工夫したことが重要だったと感じている。

## B 親子関係形成支援事業



• 直営

• 短縮版ペアトレ

• 集団・個別併用

## 1. 事業実施の背景

土浦児童相談所がペアレント・トレーニングを実施していたことを受け、市町村でも同様のプログラムを実施することになった。本市としても令和3年からペアレント・トレーニング事業として開始した。

## 2. 事業の実施体制

### ■ 運営側

直営。つくば市こども未来センターに配置された4名の心理士が担当する。

### ■ 利用対象

概ね3歳から6歳のこどもの保護者としている。

### ■ 周知

市の広報紙とホームページを通じて広く行っているほか、つくば市こども未来センターでの相談の場面で参加を勧めることも多い。また児童相談所からの指導委託のケースでは、虐待の再発を防止する取り組みとして参加を提案する場合もある。

### ■ 実施プログラム

短縮版精研式とまめの木式のペアレント・トレーニングを組み合わせたプログラムを実施している。

### ■ 開催形式

- 集団プログラム：年間2クール（1クールあたり6回）、定員6名
- 個別プログラム：集団プログラムへの参加が難しい場合は、個別での対応を行っている。現状は個別のニーズが高く、実施回数が増えている。
- 会場は市役所の会議室を利用している。（託児なし）

## 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

### 【検討開始：令和2年】

- 令和2年度に、土浦児童相談所が実施するペアレント・トレーニングのリーダー研修に、職員が参加した。
- 市の障害福祉課ですでに実施していた奈良式のペアレント・トレーニングは発達障害のあることものいる家庭を対象としていたため、障害の有無や受容にかかわらず幅広く参加できるプログラムにすることで、棲み分けを意識した。
- 本来は全10回のプログラムだが、全回の参加が難しい家庭が多いため、短縮版のプログラムを採用している。
- 令和3年4月、新型コロナウイルス感染症の影響で集団での実施が難しかったことから、まずは

職員と参加者がロールプレイする形の個別プログラムとして導入した。

- 令和4年度に集団プログラムを開始。
- 令和6年度からは、本プログラムを親子関係形成支援事業として位置付けて実施している。

【事業開始：令和6年4月】

#### 4. 事業の担い手の確保

- 土日しか参加できない家庭には、近隣の子ども家庭支援センターと連携し、同センターが実施するプログラムを紹介している。
- 他に地域資源との連携として、市の子育て短期支援事業の受託者である児童養護施設つくば香風寮（社会福祉法人同仁会）との他事業での連携を検討中。

#### 5. 得られた成果や今後の課題

##### ■ 成果

- 集団プログラムでは、保護者が他の参加者との対話を通じてこどもの様子を一緒に考えるため、こどもを目の前にしたときにも頑張ろうと思える踏ん張りにつながっている。
- 個別プログラムでは、人前での自己開示が難しい保護者や精神疾患を抱える保護者に対して、その人のペースに合わせて柔軟に実施できている。

##### ■ 課題

- 1クールの中で、回数を重ねるごとに集団の雰囲気は良くなっていくのを実感しつつも、本来は全10回のプログラムであることから、本当はもう少し時間をかけて丁寧に実施したいと感じている。
- 個別プログラムの実施が重なると職員の負担が大きい。現状ではプログラムの開始の時期をずらす等の工夫で対応しているが、上記の通り参加者にとっても集団で受講するメリットは大きいと感じるため、今後は地域資源との連携を進めることで集団プログラムを受講しやすい環境を整えたい。

#### 6. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 直営の大きなメリットは、相談の中で職員が必要を感じたタイミングで、家庭にすぐに声をかけられる点である。職員と継続的に関わっている保護者からは、「この人が良いと言うならやってみようか」と前向きに参加してもらえることが多い。また、保護者に質問し、良いところを引き出していくという相談スキルを、プログラムにも生かすことができている。
- 普段の相談を通じて家庭の状況や保護者の特性を把握した上でプログラムを実施できるため、情報の連携がスムーズである。

### 1. 地域資源の把握・視覚化

令和7年度から始まった重層的支援体制整備事業を契機にして、本市の福祉部門が地域資源の情報収集をしている最中である。今後、福祉部門と情報共有を含めた連携を検討していく予定。

### 2. 担い手となり得る団体の交流やネットワーク化の取り組み

本市の子育て支援サービスの中核的な施設であるつくば市子育て総合支援センターでは、年1回市内の関係者が集うネットワーク会議を開催している。参加者は地域子育て支援拠点事業関係者及び利用者支援事業関係者、民生委員やその他民間の子育て支援団体等で毎年20名ほどが参加しており、参加者の事業紹介や事例検討等が主な内容となっている。

### 3. 担い手の発掘・養成

- 平成31年に創設された「つくばこどもの青い羽基金」を活用し、地域食堂や学習支援等、地域で活動する団体へ助成を行っている。
- 基金を活用し、経済的に困難を抱える世帯に対しての支援事業を増やすことができた。

### 4. 取り組みによって得られた成果や今後の課題

#### ■ 成果

ネットワーク会議に限ったことではないが、地域資源同士が繋がることで、それぞれの事業の中での悩みや相談したいことが話し合えたり、日常的な情報の共有をしたりできる関係性が生まれた。

#### ■ 課題

つくば市子ども未来センターでは、虐待通告や相談業務が日常的に多く、職員が地域資源開拓まで担うことは負担が大きいと感じている。現在は地域資源開拓コーディネーターを配置していないが、その必要性を感じている。

### 1. 対象家庭のニーズに対応するための取り組み

- 親子関係形成支援事業において、講座は受講したものの実際の生活で実践が難しくなってきたり、保護者の休息が必要になったりした場合には、子育て短期支援事業の利用を提案している。
- また、特定妊婦から18歳までの子どもを対象とする支援対象児童等見守り強化事業の外部委託を令和7年度から実施しており、訪問の中で家庭の状況を把握し、必要に応じて子育て短期支援事業の利用勧奨や学習会等の支援につなげている。

# とよなかし 豊中市 (大阪府)

切れ目のない支援を目指す「居場所の3層構造」における児童育成支援拠点の拡大と、担い手が一步を踏み出しやすい仕組みづくり

豊中市 こども支援課

## 自治体概要 [R7/10/31 時点]

- 人口規模（区分） 中核市・特別区
- こども家庭センター 設置数：3箇所（北部・中部・南部）  
名称：はぐくみセンター
- 0～18 歳未満児童数 64,486 人

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点事業	親子関係形成 支援事業	子育て短期 支援事業
R7 年現在の 事業実施	○	○	○	○
委託等の状況	委託	委託	直営 (講師派遣)	委託
実績 (R6 年度)	24 世帯 453 日	延べ 2,172 人 2 箇所	【トリプル P】 1クール 延べ 138 人 【安心感の輪】 47 回 延べ 608 人 【ペアレント・ト レーニング】 延べ 39 人 【ペアレント・プ ログラム】 延べ 18 人	37 世帯 42 人 440 人日
本事例集に 掲載した事例		○		

## A 児童育成支援拠点事業



## Key Word

- 実証実験
- 教育機関との連携

## 1. 事業実施の背景

- 本市では重点施策として、こども食堂や放課後にこどもが過ごせる地域の居場所等を小学校区に1箇所以上作ることを目標に、「こどもの居場所ネットワーク事業」を令和2年度から実施してきた。その中で、十分な食事や衣服を与えられていないこどもの存在が見えてきた。
- 一方で、運営側の課題としてボランティアで支えるには限界があることや、他の機関との連携における個人情報の共有が難しいといった課題も、本市に寄せられていた。そこで令和4年度、「子どもの居場所・相談支援拠点モデル事業」（以下、モデル事業）として、週5日開所のこども食堂と効果の検証を民間団体に委託して1年間実施したところ、一定の効果を確認でき、学校との連携手法も一定検討できたため、令和5年度から本格的に実施している。

## 2. 事業の実施体制

## ■ 運営側

委託先については、令和7年11月時点では5箇所となっている。本市は、介護保険制度における「日常生活圏域」の考え方に合わせて市内7箇所の設置を目指しており、今後2箇所についてプロポーザルを予定している。

- 南部：NPO 法人とよなか ESD ネットワーク  
(令和4年度からモデル事業として実施。事業者が民家を借り上げ実施。)
- 中東部：社会福祉法人愛和会  
(令和6年11月1日開所。運営する高齢福祉関連の施設内で実施)
- 北西部：社会福祉法人大阪府社会福祉事業団  
(令和7年4月1日開所。運営する障害福祉関連の施設内で実施。)
- 中部：一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会  
(令和7年4月1日開所。運営する人権教育の公共施設内で実施。)
- 北東部：株式会社キズキ  
(令和7年11月1日開所。事業者が民家を借り上げ実施。)
- 北中部：令和7年度中にプロポーザルを予定
- 中西部：令和8年度中にプロポーザルを予定

## ■ 利用対象

- 国のガイドライン通りとしている。
- 実際に利用しているこどものうち、要対協のケースが半数程度を占めている。

## ■ 周知

家庭児童相談を行うこども安心課や児童相談所等、あるいは学校に対しては、要対協ケース以外でも、学校生活・放課後・家庭内での過ごし方について気になるこどもがいた際には、連携を依頼している。

## ■ 運営体制

- 開所の頻度については、週4日以上となっている。
- 要対協ケースであっても他の支援が必要な場合や、要対協ケースではないものの支援が必要であるケースもある。そこで、まずこどもを児童育成支援拠点につなぎ、支援員等と関係性を作りつつ、家庭内での課題が見えた場合には、その他の必要な支援につなぐケースも多い。

## 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

### 【検討開始：平成30年10月】

平成30年度に「子どもの居場所づくりに関する地域資源調査・研究」を実施（とよなかESDネットワークに委託）。

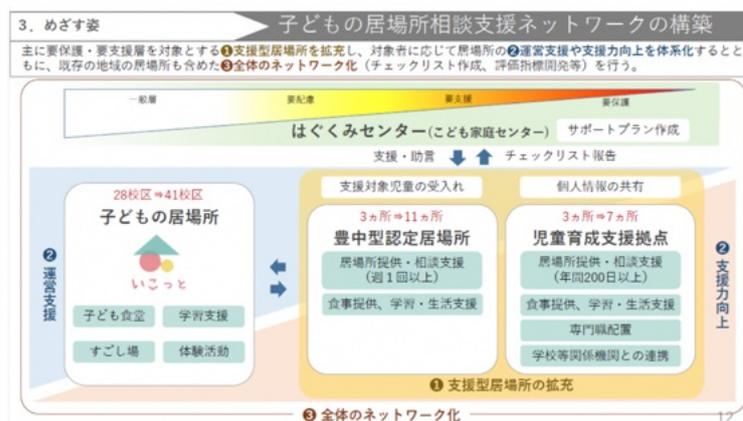
## ■ 民間機関との連携におけるポイント

- 市民公益活動の協働提案型公募として実施した。本市全体として地域活動や市民公益活動が充実しており、庁内で協働への意識が高まっていたことに加え、当時の担当課であるこども政策課職員が約半年間、委託事業者と毎週ミーティングを重ね、目指す活動の方向性を共有できたことが重要なポイントであったと感じている。
- こどもの貧困については、行政として対象世帯の発見・把握や支援へのつなぎに課題を感じていた。そのため、対象世帯を発見し、ケースによっては家庭との関係性を築きながら支援につなぐことが可能な居場所事業を行う民間団体と協働する意義が庁内で少しずつ広がっていた。

### 【事業開始：令和2年度】

- 令和2年度、こどもの居場所ネットワーク事業を開始。
- こども食堂や無料・低額の学習支援等の地域の多様なこどもの居場所や担い手の支援を行うことにより、こどもの居場所の発掘・充実と、学校を核としたセーフティネット体制の充実をめざすこととした。

参考：豊中市における居場所の考え方（対象や求められる支援に応じた3層構造）



令和6年度児童育成支援拠点事業自治体説明会資料（豊中市提供）

- 令和4年度、支援ニーズが顕在化していた南部でモデル事業を1年間実施。
- 令和5年度より同事業を本格実施。
- 令和6年度より児童育成支援拠点に位置付け。

## 4. 事業の担い手の確保

### ■ 委託先の検討

- 実施の可能性があるような事業所に対して本市から積極的に担い手開拓を行っている。特に年度途中からの開始になると事業者による実施が難しいため、事業概要や市の方針等を事前に伝えている。
- 現在の委託先5箇所のうち4箇所は、本市からのアプローチをきっかけにプロポーザルに応募している。
- アプローチ先としては、地元のNPO法人や高齢・障害分野の社会福祉関連の事業者、大阪府に支社がある他府県の福祉関連の法人、以前プロポーザルに応募した放課後子どもクラブ（放課後児童健全育成事業）の事業者等広く対象としている。これまで約20箇所の事業者に声をかけている。
- アプローチの際は、国のガイドラインや構想図、本市で実施する際の事業内容や予算、仕様書、委託料等を提示している。
- 事業者によっては場所の確保が難しい場合もあるため、プロポーザルの要綱に、民家や市営住宅等の情報提供ができる旨や、府営住宅の活用についての問い合わせ先を参考情報として記載している。（「6.都道府県による支援等」を参照）

### ■ 児童育成支援拠点等連絡協議会について

- 児童育成支援拠点（以下、拠点）や豊中型認定居場所（以下、認定居場所）等の運営者で構成される「児童育成支援拠点等連絡協議会」があり、研修の実施や情報の共有等を行っている。
- 研修については、集合型の研修だけでなく、Webで基礎的な内容を学ぶ研修資料も活用している。内容としては、こどもの権利、食生活、性教育等を扱っている。
- 本協議会の会長職は年度ごとの持ち回りで、会長となる事業者に1年間の研修の企画・運営を委託している。研修費用については、児童育成支援拠点事業の委託料に上乗せしている。
- 本協議会は要対協の構成団体にもなっており、会長職は要対協の会議等にも出席する。各拠点や認定居場所が要対協と連携するには、個人情報の壁という課題があったが、それを解決する仕組みとしても本協議会を活用している。

## 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 庁内外の説明

#### <学校への説明>

- 児童育成支援拠点の開所の際には、圏域の各小・中学校の校長等を訪問し、1時間程度で事業の説明を行っている。児童育成支援拠点事業は不登校支援や教育の代替機能ではなく、家庭生活の代替機能として捉えてほしい旨を本市として強調してきた。
- モデル事業の実施当初は事業への誤解もあった。例えば、「学校に行かないのなら拠点も利用しないように」とこどもに対して説明をしていたケースもあった。一方で、令和2年度より実施しているこどもの居場所ネットワーク事業等を通じて、広く様々な居場所を作る支援を進め、学校との連携を重ねてきたことが、学校からの理解を得る土台となったと感じている。

- また、拠点を利用するこどもが食事を安定的に食べられるようになる等、変化が生まれ、学校内で事業のメリットが共有され始めたことで意識が変わった。

#### ■ 予算の確保

- 支援対象児童等見守り強化事業の財源を活用しながらモデル事業の予算を確保した。週3日分を委託とし、残り2日分は既存の事業や、とよなかESDネットワークによる他の補助金を活用した事業と連動することで、こどもにとっては週5日開所している居場所となった。
- 本市の場合、国の補助金等が明確に示されている際には、事業の実施に向けた庁内調整は比較的スムーズに進む傾向にある。
- 令和5年度に本市が「子育てしやすさNO.1へ」というこども政策を打ち出し、5年間で100億円を投じて進めていくことや、18の中学校区に1つずつ拠点や認定居場所を作る方針が示されていたことも背景にあり、拠点を各圏域に1拠点ずつ増やしていくための予算も確保されている。

## 6. 都道府県による支援等

- 大阪府とは、府営住宅の空室の活用について調整を行っている。
- 大阪府でも数年前から府営住宅の空室を活用したいという意向があり、他の自治体でもこども食堂等で活用している事例があり、事例集も大阪府ホームページで公開されている。
- 本市からは、圏域内の府営住宅の空室の情報や、児童育成支援拠点事業として利用可能かについて事前に問い合わせを行ったり、プロポーザルに参考情報として府営住宅の活用に関する問い合わせ先等を記載したりしている。

## 7. 得られた成果や今後の課題

#### ■ 成果

- 保護者からだけでは把握が難しい家庭での生活の状況を、拠点の職員を通じて市が把握できることや、こどもにとっても保護者には相談しにくい進路の悩みを拠点の職員に相談できること等、市のケースワーカーや学校としても事業の意義を感じている。
- 開所の頻度が週4日以上で利用しやすいこともあり、現在では学校側からの利用の希望も多く、夕方に学校の教員が拠点に赴き、不登校のこどもから話を聞く等の連携も見られる。

#### ■ 課題

- 拠点から寄せられる多くの情報を、本市のケースワーカーが活かせるよう連携した支援の体制づくりが重要と感じている。
- 限られた委託費や職員数の中で全てに拠点で対応することが難しい。他の居場所と連携した相談支援体制づくりが必要だと考えている。

## 8. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 令和4年度のモデル事業の実施時には、拠点が孤立し、担い手側が疲弊してしまったことが課題であった。学校や関係機関から「こどもを拠点につなげれば全て対応してくれる」と期待されすぎてしまっていたことを鑑みると、認定居場所のような支援力の高い居場所が拠点の近くにあることも重要である。
- 本市には合計90箇所以上の居場所・認定居場所・拠点があり、それぞれが段階的にこどもを支援する仕組みとなっている。今後、居場所間での連携やネットワーク化をさらに図っていくこと

が重要だと感じている。

#### ■ 関係機関との連携

- 仕様書に、学校をはじめとした関係機関との連携や、年2回の運営推進会議を拠点ごとに開催することを盛り込んでいる。拠点と学校や地域が日常的に、あるいは公式にコミュニケーションを取れるように仕組み化することで、地域や学校の理解が深まるだけでなく、運営の質も上がっていくと考えている。
- 拠点を利用することにも関する関係機関との情報共有については、利用の申し込みの段階で保護者から同意を得ている。

## Key Word

- 官民連携
- 既存活動の再整理
- ネットワークづくり
- 地域資源の把握・可視化
- 個人の担い手の活性化

## A こどもの居場所ネットワーク事業と独自の補助金制度

## 1. 地域資源の把握・視覚化

## ■ こどもの居場所ネットワーク事業について

- 令和2年度より実施しているこどもの居場所ネットワーク事業を通じて、こどもの居場所の運営者が増加している。
- モデル事業当初は、こどもの居場所の運営に関心がある地域資源を把握することが難しかったが、平成30年度の「子どもの居場所づくりに関する地域資源調査・研究」で協力を得た学校等への訪問等、地道な活動を行ってきた。
- また、事業委託しているとよなかESDネットワークが市民公益活動支援センターの委託も受けているため、こどもの居場所に関心のある人をキャッチすることができ、同法人が事業立ち上げを支援する中で、運営者がさらに増えていった。

## ■ 「こどもの居場所づくりポータルサイト いこっと」について

- <https://toyonaka-ikotto.net/>
- こどもの居場所ネットワーク事業の一環で、市内90箇所の居場所を紹介する「いこっと」というポータルサイトを令和2年度より委託事業で運営している。本事業では、居場所の立ち上げに関する支援、ボランティアや寄付の受付も行っている。担い手のインタビュー記事も掲載しており、活動や想いを可視化・支援することで潜在的に興味のある方が新たに活動に加わるという良い循環が起きている。

## 2. 担い手となり得る団体の交流やネットワーク化の取り組み

## ■ こどもまんなか円卓会議について

- 市全域の会議として、こどもまんなか円卓会議を実施している。こどもの居場所を運営する参加者同士が、広報や関わるこどもの課題、運営面に関する意見交換を行っている。地域によっては、個人情報や伏せつつケース会議のような話し合いを行うこともある。
- また、公民協働として本市の職員も参加しており、庁内でこどもの居場所ネットワーク事業への関心を高める要因となっている。

## ■ こどもの居場所コーディネーターについて

- 豊中市では、こどもの居場所コーディネーターが14人おり、市域に3人、圏域に11人配置している。市域のコーディネーターは、こどもの居場所ネットワーク事業全体の企画運営を行い、

圏域のコーディネーターが各圏域のこどもの居場所支援を担当している。

- 圏域のコーディネーターは有償ボランティアとなっており、活動した日に応じて謝礼金を支払う形で運営している。
- 活動内容としては、居場所を立ち上げたい人がいた際に、コーディネーターが担当して支援を行う。その他、新しくボランティアをしたい人向けのボランティア講座、地域ごとの交流会やこどもまんなか円卓会議、各こどもの居場所を運営する団体向けの勉強会の企画・運営、寄付があった場合の必要な団体への紹介等を担っている。
- 会議以外の場でも、こどもの居場所コーディネーターが各居場所の実施日に訪問したり、運営者と直接話をする機会を設けたりすることで、こどもの居場所運営や支援の課題感等を共有している。
- 月1回、圏域のこどもの居場所コーディネーターと市域コーディネーターでミーティングを行い、その内容をとりまとめた上で、市域のコーディネーターと本市で会議を行い、月間の各団体の活動状況や新しく立ち上がったこどもの居場所の状況を共有している。

### 3. 自治体独自の補助金制度

- 豊中市こどもの居場所づくり推進事業補助金（令和3年度開始）：

こどもが無料又は低額で利用できる、こども食堂や学習支援等のこどもの居場所づくりを行う団体に対する補助金。令和7年時点では44団体から申請がある。

- 豊中型認定居場所事業補助金（令和6年度開始）：

週1回程度で定期的実施できる支援力の高い居場所に対する支援制度。補助金に加え、居場所を利用するこどもを市と連携して支援できるような仕組みにすることで、支援力が高い居場所の数を増やす工夫を行っている。

### 4. 取り組みによって得られた成果や今後の課題

#### ■ 成果

- 令和元年度にモデル事業を実施した時点では居場所の運営者は約20団体であったが、令和3年度には約40団体、令和7年度には96団体となっている。
- ケースワーカーにとっても、児童育成支援拠点を利用するまでではないが心配なこどもがいる場合に、認定居場所につなぐことで、そこで寄り添った支援が行われるようになっており、認定居場所を増やしてほしいという声も挙がっている。

#### ■ 課題

本市としては、認定居場所を運営する団体には、児童育成支援拠点事業の受託も期待しているが、運営者側からは、「拠点になると市が利用決定の通知を出す形になり、現在認定居場所を利用しているこどもが利用できなくなるのではないか」という懸念や、「利用するこどもとの相性」や「自由な活動がしづらくなるのではないか」といった不安が寄せられている。そのため、児童育成支援拠点事業の受託に至らない認定居場所も多い。

## B その他のネットワーク会議や庁内での地域資源開拓業務

## 1. 地域資源の把握・視覚化

### ■ 利用者支援事業連絡調整会議について

- 様々なケースに対応する中で不足している資源を把握する会議体として、令和7年度から、地域連携・資源開発について協議する利用者支援事業実務担当者会議を新たに設けている。母子保健分野のおやこ保健課、家庭児童相談を行うこども安心課、こども支援課が参加しており、既存のサービスの課題や対応策、今後必要な支援ニーズ、不足している支援について児童相談所も含めてアンケートを行った。
- 優先度が高い課題としては、0歳児の預かりのニーズの高さを既存の一時預かりの制度がカバーしきれていない点、子育て世帯訪問支援事業のサービス提供量の増加が望まれている点等が挙げられる。また、保護者にネグレクト傾向等が強い場合の送迎ニーズも高い。
- これらの課題を視覚化し、市の事業として対応するのか、民間への委託として対応するのか等について検討している。

## 2. 担い手となり得る団体の交流やネットワーク化の取り組み

### ■ 地域福祉ネットワーク会議について

- 本市と豊中市社会福祉協議会が共催する地域福祉ネットワーク会議があり、その中でこども部会が年1回、圏域ごとに開かれている。
- 参加者は、こどもの居場所や認定居場所、児童育成支援拠点事業を運営する団体、地域で子育てやこどもの支援を行っている団体、小学校区ごとにある福祉委員会の子育て活動を行う人や民生委員・主任児童委員、本市のこども分野に関わる職員等で、情報共有等が行われている。

## 3. 担い手の発掘・養成

### ■ 研修について

- 子育て世帯訪問支援事業については、受託時に事前研修を行っている。
- 地域住民に対しては、国の制度である子育て支援員研修を実施している。本市では、就学前施設において保育士のサポートを行う子育て支援員の研修を実施してきたが、さらにヘルパーを対象とする居宅訪問型コースを新設し、修了者に対しては、市が委託している事業者の求人情報を共有する等の取り組みを行っている。毎年40~50名程度が参加している。

### ■ 他分野の担い手から発掘する

家庭支援事業の担い手に関する地域資源の開拓については、はぐくみセンターの支援企画系の事務職が主に担っている。例えば、子育て世帯訪問支援事業の担い手を増やすために、介護保険や障害福祉分野の事業所や、介護保険事業所連絡会等の集まりに出向き、関心のある事業所がいればさらに詳細な説明に行く等している。

## 4. 取り組みにおいて重要だと感じたこと

### ■ 他分野の担い手から発掘する

高齢・障害分野の事業者にとっても、従来事業の中での人材確保が難しい中で、こども分野を入口に多様な対象への支援に関わる人材を育てることは経営において重要だと考える事業者もいるので、「営業」の際は事業者にとってのメリットも考えながらアプローチをするよう心がけている。

# せたがやく 世田谷区 (東京都)

多層的な官民連携の会議体による地域資源の発掘と、現場のフィードバックを活かしたサービス構築・改善

世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課, 児童相談支援課

## 自治体概要[R7/1/1 時点]

人口規模 (区分)	中核市・特別区
こども家庭センター	設置数：5 箇所 名称：子ども家庭支援センター
0～18 歳未満児童数	125,611 人

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点事業	親子関係形成 支援事業	子育て短期 支援事業
R7 年現在の 事業実施	○	○ *国の子どもの生 活・学習支援事 業、都の補助金 を活用	○	○
委託等の状況	委託	委託	直営 (講師派遣)	委託
実績 (R6 年度)	114 世帯		15 人	延べ 2,301 日 (内訳 赤ちゃん・子ども のショートステイ 事業 1,744 要支援家庭ショ ートステイ 489 トワイライトステ イ 36 母子一体型ショ ートケア事業 32)
本事例集に 掲載した事例	○	○		

## A 児童育成支援拠点事業



## Key Word

- 民家の活用
- 中学生

## 1. 事業実施の背景

平成30年度に実施した「子どもの生活実態調査」の結果、生活困難層のこどもの方がそうでないこどもに比べ、居場所の夜の利用意向が高い傾向にあるが、児童館（夜7時までの開所日もあり）や青少年交流センター（中学生は夜8時まで利用可能）は利用せず、夜間をひとりで過ごしていることがわかった。また、生活困難層のこどもほど自己肯定感が低い等の結果もあり、ハイリスクアプローチで丁寧な支援が必要だと判断して事業を始めた。

## 2. 事業の実施体制

## ■ 運営側

委託先：社会福祉法人福音寮

## ■ 利用対象

- 生活困窮世帯等の中学生（夜間に居場所がなく、学習生活習慣に課題がある。要対協ケースには限っていないが、8割程度は子ども家庭支援センターや児童相談所のケース。）
- 対象を中学生にしたのは、小学生よりも中学生のほうが利用意向が高く、夜間の実施かつ送迎も必要となると夜間学童との区別がつかなくなることや、中学を卒業するとこどもへのアプローチが難しくなるため中学生への支援の注力が必要であるとの判断から。

## ■ 計画上の位置付け

- 「生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習生活支援の拠点事業」という事業名で実施しており、対外的にはスティグマが生まれないように「子どもと家庭を支える学習生活支援の拠点事業」と表現している。
- 子どもの貧困対策計画上は、生活の安定に資するための支援のうち、こども・若者が選べる多様な居場所の充実におけるハイリスクアプローチ、またこども・保護者の双方への支援として位置付けている。

## ■ 実施内容

居場所提供、学習支援、生活支援、相談支援（保護者を含む）、地域連携

## ■ 運営の工夫

- 月、水、金、土、日曜日の16:00-21:00開所。月曜日は児童館が休みで、土日は区役所が休みであるため、困ったことがあった時に相談にのれるように月、土、日は必ず開くと最初に決めた。拠点の職員が勤務していない時間や曜日は所管課が調整する。例えば一時保護が必要な事案等は、所管課から児童相談所につなぐ等、間に入って調整をする。メール・電話等を使ってタイムラグができないようにしたり、kintone（委託費を活用して事業者が構築した）を使って事業での対応履歴を共有したりしている。
- 高校中退防止の観点から、事業を利用していた高校生世代のこどもに対するアフターケアの取り組みがある。保護者とこどもに電話連絡（年3-4回）をしたり、高校生世代だけが集まれる時間を設定したり、中学生のロールモデルとして調理ボランティアに参加してもらったりしながら、会話の中でSOSをキャッチできるようにしている。

### 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

#### 【ニーズの把握：平成30年度】

「子どもの生活実態調査」を実施。生活困難層のこどもが約1割いることがわかった。この結果から、子どもの貧困対策計画に、支援サービスの充実・支援につながる仕組みの強化を位置付けた（子どもの貧困対策計画は子ども・若者総合計画の中に内包されている）。

#### 【他自治体への視察：平成31年度】

- 江戸川区、足立区、関西圏で行政や民間団体が運営する複数の居場所や自治体に赴き、ヒアリングを踏まえて企画の大枠を作成した。
- 視察では、委託事業であっても人件費が足りずに団体の持ち出しで運営しているところもあり、継続性の課題が見えた。そのため、事業企画においては人件費を委託費としてきちんとつけることを意識して設計した。
- 事業企画は令和2年度から開始し、令和3年度の新規事業として北部拠点の企画が立ち上がった。
- 地理的には、当初、区の中心部に立ち上げようと考えていたが、区民から寄付をいただいた北部の一軒家を活用できることになったため、北部での事業開始となった。北部は母子生活支援施設や精神病院、こども食堂等もある地域で、地域資源にも恵まれた場所。

#### 【プロポーザル：令和2年】

「4.事業の担い手の確保」を参照

#### 【事業開始：令和3年8月】

※なお、拠点は2箇所あり（1箇所目：北部・2箇所目：南部）、2箇所目は令和6年6月から事業開始した。

### 4. 事業の担い手の確保

プロポーザルを実施し、事業者を決定した。本区は仕様書を細かく作っているのが特徴。プロポーザルをすると非営利組織や民間企業から複数の応募があるため、事業の質を担保する意図がある。

### 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

#### ■ 庁内の説明・調整

- 予算化の過程では、既存事業との差別化（支援できていないこどもがいること）や、本事業を新たに立ち上げる必要性をアンケート結果等のエビデンスと共に説明した。
- 立ち上げる事業について意見を聞きたい場合は、子ども家庭支援センターの係長会に打診し、実際に運用した時のイメージも含めてフィードバックをもらう。また、こどもの貧困対策等の事業では子ども家庭支援センターの職員と事業者の三者連携で進めることが多いため、そうした中でニーズ等を聞くようにしている。

#### ■ 予算の確保

他自治体の視察で得た事業の継続性の観点から、人件費をきちんと確保することを意識して調整した。常勤職員3名、ユーススタッフが4名/日、調理スタッフ、ボランティア等。ユーススタッフについては、無償ボランティアではなく必ず有償のアルバイトとしている。

#### ■ 周知

立ち上げた事業を最も利用するのは子ども家庭支援センターや児童相談所なので、事業をとにかく知ってもらうことが大事。逆に、こどもの最善の利益を考えた時に、事業として活用しづらい部分がある場合はフィードバックが欲しいと伝えている。

## 6. 得られた成果や今後の課題

#### ■ 成果

- 登録しているこどもの約半数に不登校の傾向や発達特性がある。これまでケアされて来なかったこどもにとって安全安心な居場所ができたことで、学習に向き合ったり、生活習慣を獲得できるようになったりした。
- 元々はこどもの貧困対策の位置付けで始めたが、世田谷区児童相談所もでき、その中でセーフティネットを強化する必要がある。在宅支援となるケースが多いことを考えると、親子が適切な距離を取れることにより地域で暮らしやすくなるという視点からも、本事業が家庭を支える役割を果たしている。

#### ■ 課題

- 今後同じような事業を始める場合、スキルセット（学習支援・ソーシャルワーク・こどもの権利の保障の推進等）の面で担い手となれる事業者が少ない。また、担い手を増やすためには行政側で委託費をきちんと確保し、事業者側ではキャリアプランを描いた上で雇用できるようにしなければならず、難しさを感じている。
- 委託費の8割弱が人件費。予算的に難しい自治体の場合は週3日にする等も考えられるが、委託先にとっては運営しづらくなる。本事業は学習と生活、こどもと家庭の両方を見られるという点が特徴だが、それを目指すのであれば週3日では厳しい。
- 高校生世代のこどものアフターケアをどのように充実させるかも課題。アプローチのひとつとして、高校生世代向けの学習支援事業を別途立ち上げており、そちらに繋げる場合もある。

## 7. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 事業を始める際、行政の関係機関だけでなく地域の資源を巻き込むことに注力した。住宅街に拠点をつくることに対して理解が得られるか懸念もあったが、町内会や児童館、こども食堂、子育て支援団体等にも挨拶に行き、連携できるよう意識してきた。
- 事業のフローにおいて区が役割を担うことも重要。事業者に丸投げではいけない。区の担当所管はケースワークの中でこども家庭センターや児童相談所と事業者の調整役も担っている。夜間の

居場所を必要とするこどもを、いかにこの拠点に繋げられるかは区の責任であると認識している。

- 保護者にとっての「こどもを預けられる場所」ではなく、こどもにとって「来たいと思える場所」にすることが大切。こどもの権利の保障、最善の利益を考えながら、当事者であるこどもの意見も踏まえ、多機関が意見を出し合い支援方針を決めている。こどもと職員がフラットな関係でいられるよう職員をニックネームで呼ぶ等の工夫もポイント。
- 市町村の役割として、事業の質を上げていくことも含まれているはずだが、現状はそれを評価する仕組み等はない。職員の異動等もある中で、担当者の思いだけに頼るのではなく、事業の質の向上や行政の関与がその自治体の評価として認められ補助金が増える等、国でのインセンティブ設計が必要だと感じる。

## Key Word

- 官民連携
- 自由な議論の場
- ボトムアップ
- 地域資源との関係構築
- 地域資源の把握・可視化

## A 複数の会議体によるネットワークづくり

## 1. 担い手となり得る団体の交流やネットワーク化の取り組み

こども子育て支援関係者が意見を交わすことのできる場が2ヶ月に1回程度あり、こども子育て支援を支える基盤になっている。具体的な取り組みは以下の通り。

## ■ 区民版子ども・若者・子育て会議

- 官民が平場で話せる会議体。区が主催する「子ども・若者・子育て会議」の区民版で、地域のこども子育て支援関係者（団体だけでなく区民や区職員も含む）が年3~4回ひとつのテーマについて話し合う。参加は100名程度、会場は区が準備している。
- 運営はNPO法人せたがや子育てネットが行っており、要望や要求の場ではないというグランドルールがある。テーマは計画策定や条例について等、毎回異なり、インプットをしてからグループディスカッションを行う。テーマはせたがや子育てネットと区の計画担当が話し合っていて決めているが、持ち込み・提案も可能。
- 本取り組みは、平成17年より子ども計画（第1期）と合わせて地域別懇談会を実施していたせたがや子育てネットが平成26年に区に提案したことから始まった。「参加と協働のまち」という区の姿勢が反映された取り組みであると感じる。
- 区が設置する「子ども・若者・子育て会議」には、せたがや子育てネットが区民版子ども・若者・子育て会議の代表として参加しており、それぞれの意見をつなぐ相互の循環が生まれている。

## ■ 児童館職員による有志の勉強会

児童館・新BOP（学童保育と放課後子供教室を統合した区の独自事業）職員の有志が主催する私的な勉強会。児童館と関連する領域とが共に学び合い、つながる時間として、毎回テーマを設定して実施。区の子ども関連の職員のほか、民間の方の参加も増え、官民を超えた地域連携強化につながっている。

## ■ 若者と咲かせる ネットワーク・せたがや

- 若者支援活動をしている団体や個人の横のつながりをつくるネットワークづくりを行っている
- 世田谷区が若者のHOMEとなることをミッションとして、若者が自分らしくいられる居場所に出会い、若者に関わる大人同士がつながるように交流会や見学ツアー・若者の声を拾うプロジェクト・若者支援シンポジウム等を実施している。

## ■ 地域懇談会

- 区内に公設公営の児童館が25箇所あり、館ごとに年に2回以上地域懇談会を開催している。周辺の小中学校職員や民生委員、居場所を運営している団体、おでかけひろばの職員、地域子育て支援コーディネーター等が参加し、話し合う場。区の計画においても、児童館が地域の見守りネットワークのハブを担う位置付けにしている。本ネットワークには乳幼児期以降若者世代までを対象にした地域資源が含まれる。
- 児童館の活動報告や情報共有がメインではあるが、参加者もお互いがしていることを話して知り合う場。こども家庭センターの職員もテーマにより参加する。
- 児童館が5地域に分かれており、各地域に「中高生支援館」及び「子育て拠点館」がある。年1回程度、それぞれが主体となって中高生及び子育て世帯の支援者懇談会を実施している。

## 2. 取り組みによって得られた成果

### ■ 共通

- NPOが何か新しい事業をしたいと相談してきた場合は、まずは「この会議に出た方がよい」とアドバイスしている。さまざまなリソースとつながり、必然的に地域資源が開拓できる。
- どんな担い手がどの分野に詳しいか、把握できるようになる。

### ■ 区民版子ども・若者・子育て会議

- 区が新規事業を始めた時に、情報を届ける格好の機会となる。また、事業ニーズを探りたい時にも、同じ分野の方との対話の中で、多様な視点を取り入れた企画アイデアが出てくる。何かを決めるといふより、「この課題はそちらの現場ではどうなっているか」「この事業ならこういう方向性がいいのでは」等、自由に意見を出し合える。区にとっても、考えている事業の企画が地域のニーズと合っているのかをすり合わせることができる。
- 顔が見える関係を作れることも重要で、「この人に聞いてみよう」「この人に繋げられるかもしれない」「この事業を活用しよう」等、お互いの引き出しを増やす場にもなっている。

## B 地域子育て支援コーディネーターによる地域資源開拓

### 1. 担い手となり得る団体の交流やネットワーク化の取り組み

- 地域子育て支援コーディネーターは、各地域で子育て等の相談に乗りながら（メール、電話、対面）、必要な支援に繋ぐ役割を担う。相談の対象は、「区内在住もしくは世田谷区に引越し予定で、妊娠中及び子ども（主に乳幼児）の保護者等」と幅広い。また、例えば児童館や母子生活支援施設等、地域の様々な機関に顔を出して関係性を作ったり、必要な人に情報を届けに行ったりしてアウトリーチを行うほか、地域資源のない場所に新たな資源をつくる活動も行っている。区内に6拠点あり、うち5拠点は「おでかけひろば」に複数人ずつ配置されている。
- 世田谷版ネウボラにおけるネウボラ・チーム（保健師、母子保健コーディネーター、子育て応援相談員）の一員として、個別ケースでの連携だけでなく、ネウボラ・チーム連携会議等、日頃から顔が見えるネットワークづくりにも取り組む。
- こども家庭センター（区での呼称は「子ども家庭支援センター」）の設置に伴い、変わったこと（変えたこと）は特にない。従前より、子ども家庭支援センターは要対協の調整機関としての役

割を担い、地域におけるこども・家庭支援の中核機関として位置付けている。

- 要対協の枠組みの中で、年に一回開催する「全区協議会」や地域ごと（5地域）に開催する「地域協議会」により、関係機関との顔の見える関係づくりに継続的に取り組み、個別の支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議が必要な場合は、適宜「個別ケース検討会議」を開催（令和6年は全地域で205回開催）し対応している。
- また、要対協への参画を促す取り組み（児童虐待対応に係る周知・啓発等）についても日常的に行っており、令和6年度は82機関が新たに要対協に加わっている。（全体では令和6年度末で761機関）

C

## 子育て世帯訪問支援事業の担い手育成



### 1. 担い手の発掘・養成

- ホームヘルパーの委託先は、14事業者。事業者によって特徴が異なる（介護系、ベビーシッター系、こども支援系）。児童虐待予防への意識が高い事業者が多い。
  - 令和7年度はこどもの安全確保と事業の質向上に向けた取り組みを進めており、その一環として、各事業者へ所属するヘルパーの保有資格や研修等受講歴についての調査を実施した。
  - 小規模の事業者（登録ヘルパーが20名以下）が半数以上を占めている中で、事業者がヘルパー向けに自前で研修を実施することは難しいという現状が分かった。また、担当者が実務（ヘルパーとしての活動）とマネジメント（事務作業）を兼務する等、多忙であることも多いことも分かった。一方で、大規模な事業者の場合は実務、マネジメント、マッチングをする担当者が分かれているが、人材の流動性が高く、ヘルパーの経験年数も浅い傾向にあった。
  - 小規模事業者がすぐに組織体力をつけることは難しく、他の事業者のノウハウを共有する等で事業運営のロールモデルを示せるとよいという方向性が見えてきた。
  - そこで、これまでも年1回実施している、事業者の連絡会の場を活用し、より連携を意識したやり方に変えようと考えている。会議に参加している事業者の間で、顔が見える関係をつくってきたい。
  - 令和7年度から、ヘルパーが一定の要件を満たしている家庭（※）で活動する際に、保育に係る専門的な知見をもつ区職員が家庭を訪問し、ヘルパーの活動状況の確認やヒアリングを行う等で活動を支援する取り組みを始めた。訪問の中で確認した事項を良かった点、悪かった点も含めて事業者にフィードバックしつつ、他の事業者を含め、区と契約する全ての事業者に共有いただきたい事項があれば、個人が特定できない形にして情報共有をしていく予定。困りごとがあった時に区や事業者間で事例を共有する等、相談しやすい関係性をつくりたい。
- ※家庭内に未就学児があり、且つヘルパー訪問時間中に未就学児とヘルパーだけの時間帯が発生する家庭

### 2. 今後の課題

昨今、民間のベビーシッター事業も活況であり、どの自治体でもヘルパーのニーズが高い。区内の事業者だけでなく、区外からの担い手の呼び込みも検討している。

### 3. 取り組みにおいて重要だと感じたこと

- 行政の役割として、事業者に「世田谷区と契約をしてよかった」と思ってもらえるようにすることが大切。事業者にメリットを感じてもらうことが、相互の信頼関係の構築と、ひいては事業の質の向上につながると考えている。
- 事業全体を管理している区として、事業者を孤立させない仕組み、フィードバックや横のつながりを作っていくことが重要。

## D 地域資源を可視化したツール



### 1. 地域資源の把握・視覚化

地域資源の可視化については行政内に留める目的のものではなく、支援関係者へ配布したり、区民の目に触れやすい場所へ配架したりしている。具体的なツールは以下の通り。

#### ■ 世田谷区子ども食堂情報

<https://www.setagayashakyo.or.jp/service/children-cafe>

こども食堂を可視化したマップを制作（発行元：世田谷区社会福祉協議会）。

#### ■ 子どもと家族の生活応援ガイドブック

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/1301.html>

こどもの貧困対策として使える資源は縦割りでさまざまな部署が関わっているため、支援サービスを漫画でまとめたガイドブックを制作。毎年更新している。QRコードを掲載しているのもポイント。世田谷区は支援サービスがたくさんあると評価いただくが、使われなければ意味がないと考えており、そのためにできるだけ「当事者の視点にたったわかりやすさ」「支援サービスを利用した際の利点」を訴求するようにしている。9000部を、支援関係者に配布。別途、ひとり親の方や、これから離婚を考えている方へ、お役に立てる制度や施設等を紹介する冊子もある。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/1313.html>

#### ■ Cheer!わかものライフガイド

<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2111/zen~cheer~.pdf>

主に中高生から39歳までの若者が利用できる施設の紹介や役に立つ支援情報をまとめた冊子。

# ふくおかし 福岡市（福岡県）

社会的養護の資源を在宅支援に活かし、事業単体ではなく市政全体の最適解に沿った事業構築

福岡市 こども家庭課

## 自治体概要 [R7/10/31 時点]

人口規模（区分）	指定都市
こども家庭センター	設置数：7 箇所 名称：各区こども家庭センター
0～18 歳未満児童数	254,080 人
子育て支援サイト	ふくおか子ども情報 <a href="https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/">https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/</a>

	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点事業	親子関係形成 支援事業	子育て短期 支援事業
R7 年現在の 事業実施	○	○	○	○
委託等の状況	登録事業者	委託	直営・委託	委託
実績（R6 年度）	22 世帯	登録児童数 12 人 2 箇所 ※R6.11 月末開始 のため 4 ヶ月間の 実績	【通所型】 10 世帯/12 日 【宿泊型】 30 世帯/203 日 【訪問型】 39 世帯/322 日 ※宿泊型・訪問型 は国の他の補助金 等を活用して実施	延べ 9,790 人日
本事例集に 掲載した事例			○	○

## A 子育て短期支援事業



## Key Word

- 里親ショート
- 里親支援センター活用
- 複数の委託先
- 社会的養護の資源活用

## 1. 事業実施の背景

平成 17 年頃から民間と協働で里親制度の推進に取り組み始め、養育里親登録数が徐々に増加。平成 28 年度からは、こどもの施設入所が長期化した状況を改善するため、児童相談所が中心となって家庭復帰や親族養育、里親養育への移行を推進した。これらの結果、乳児院・児童養護施設において生じた施設の空きスペースやマンパワーを短期養育や在宅支援を担う多機能化の一環としてショートステイに機能転換をした。

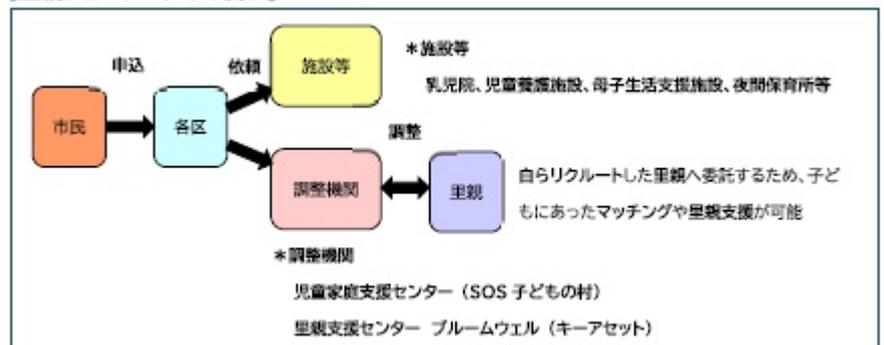
## 2. 事業の実施体制

## ■ 運営側

以下の合計 9 箇所に委託。

- 乳児院：2 箇所（社会福祉法人福岡県社会事業団 福岡乳児院、社会福祉法人仏心会 福岡子供の家みずほ乳児院）
- 児童養護施設：3 箇所（社会福祉法人福岡県社会事業団 和白青松園、社会福祉法人福岡育児院 福岡育児院、社会福祉法人仏心会 福岡子供の家）
- NPO：2 箇所（認定 NPO 法人 SOS 子どもの村 JAPAN、NPO 法人キアセット ※前者は児童家庭支援センター、後者は里親支援センター）
- 夜間保育園：1 箇所（社会福祉法人四季の会 どんこの陽だまり）
- 母子生活支援施設：1 箇所（社会福祉法人福岡県母子福祉協会 百道寮）  
\*百道寮では親子ショートステイのみの受入れ

【里親ショートステイの流れ】



福岡市提供

## ■ 利用対象

- 国の要綱に準じて 0 歳から 18 歳まで。要対協ケースに限定していない。実際には育児疲れによ

る利用が約半数あり、要対協ケースも含まれる。

- 区子ども家庭センター職員等からの勧奨による利用や、一般利用として仕事等の理由による利用がある。繰り返し利用する方も多い。
- 約35%が里親、約65%が施設でのショートステイとなっている。

### 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

【事業拡充：平成28年～令和4年】

#### ■ 施設におけるショートステイ

平成28年度に施設における入所期間が長期化しているこどもの家庭復帰・家庭移行を推進した。平成31年度頃より家庭復帰・家庭移行支援の結果、市内にある乳児院2施設、児童養護施設3施設で生じた施設内の空きスペースやマンパワーを多機能化の一環としてショートステイに機能転換をした。

#### ■ 里親におけるショートステイ

- 平成26年度から、西区がSOS子どもの村JAPANと協力し、「みんなで里親プロジェクト」として、校区里親の開拓と里親ショートステイをモデル事業として開始。
- 令和4年度からは、ショートステイの需要増加やこどもの権利保障のため、市内全域に拡大し、キアセット（当時はフォスタリング機関）にも委託を開始した。

#### ■ ショートステイ全体

- 平成31年度に子ども家庭総合支援拠点を設置検討した際、ケースマネジメントの現場で支援メニューの充実を求める意見があり、ショートステイを起点に支援メニューを拡充していった背景がある。
- 令和3年度に日本財団と連携協定を結び、家庭養育推進自治体モデル事業として母子生活支援施設や夜間保育園等の多様な受け皿の確保を進めた。

### 4. 事業の担い手の確保

#### ■ 施設

乳児院や児童養護施設については、多機能化メニューの一つとして実施。その他は、供給量のバランスを見ながら拡充してきた。

#### ■ 里親

- 西区におけるモデル事業でショートステイを開始した際には、民間と行政が、一時的に家庭から分離が必要となった場合でも、こどもの生活環境の変化を最低限に止めるため、「校区里親（小学校区内に対応可能な里親）がいることが重要」という共通意識を持ち、区のネットワークを活かして実行委員会（区や児童相談所、SOS子どもの村JAPANのほか、社会福祉協議会、民生委員、里親会等が参加）を立ち上げ、推進した。
- その結果、子育て中でも「社会貢献したい」と登録する里親が増加し、長期の委託は難しいが短期なら協力できるという里親のニーズが確認された。一方で里親へ委託する場合、打診の調整や送迎、緊急対応等のマンパワーが必要であったため、調整機関としてNPO（SOS子どもの村JAPAN、キアセット）に委託している。NPOでは、里親の特性やこどもを受け入れられる状況かどうか等を把握し、適切なマッチングを行うように努めている。
- キアセット（里親支援センター）がリクルート、研修実施した里親は、ショートステイのコー

ディネートも含めてキーアセットで支援する。児童相談所で登録した里親で、ショートステイに対応できる里親は、SOS子どもの村 JAPAN で短期養育に特化した研修を受け、ショートステイのコーディネートを含めて SOS子どもの村 JAPAN で支援する（※SOS こどもの村 JAPAN は児童家庭支援センターであり、ショートステイ里親の広報・啓発を行っている）。

## 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 庁内への説明

- 庁内に向けてはイメージを具体的に伝えるのが重要。区の職員からのヒアリングをもとに、虐待予防も本事業の重要な目的であることを中心に、サービスによって支援がうまくいった事例を説明したり、供給量が足りずサービスが届かないことで起こりうるリスクを伝えたりした。
- 社会的養育推進計画や福岡市子ども総合計画に目標値や施策を書き込むことで、それが市の目標になり、議会の承認を得ることにもつながる。承認を得るためには、過去の実績や課題事例、不足していること等を洗い出し、目標値を実現するための具体的な担い手を明確にすることもポイント。

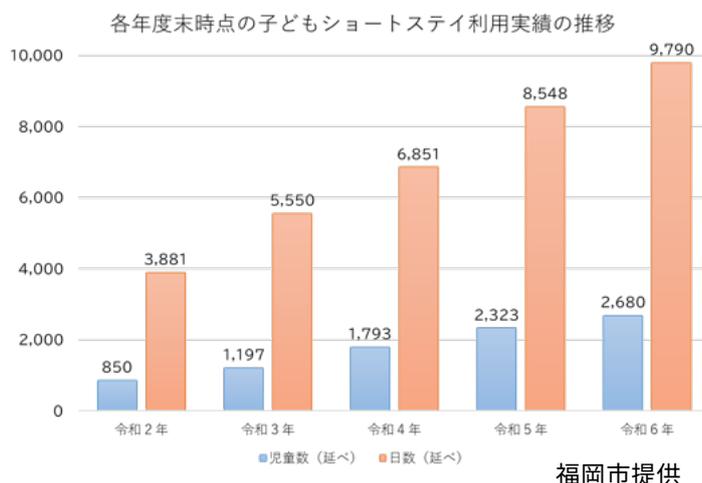
### ■ 予算の確保

福祉分野は根拠が定性的になりやすいが、庁内の説明では、定量的に示すことを求められる。市の地図に、実施施設の場所や対象年齢を整理し、事業のニーズがある場所や空白エリアを視覚的に提示している（空白エリアには、里親ショートステイの活用をアピール）。施設等の担い手ありきで、その地域の需要があるかを考える方法もあるが、それとは逆の考え方をしている。

## 6. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- 平成 27 年頃にピークだった措置児童数が減少している要因のひとつに、虐待予防、分離予防としての本事業が貢献していると感じている。
- 多様な在宅支援メニューにより、区のケースマネジメントの幅が広がった。それにより、より住民の暮らしに近い立場で丁寧な支援ができるようになり、家庭生活維持支援につながっている。
- 本事業は、こどもの家庭養育のために必要な支援であるとともに、里親の育成・スキル向上にもつながると考えている。さらに、児童相談所や里親支援センター、児童家庭支援センターにとって里親をアセスメントする機会にもなるという副次的な影響をもたらしている。



### ■ 課題

- 里親におけるショートステイの受入れにあたって、里親との調整や送迎等、コーディネートの調整機関のマンパワーが必要であるため、その確保に課題を感じている。
- 施設におけるショートステイでは専用棟を設けることで受け入れ枠を確保できるが、専従職員 1 名では足りない場合もあるため、人手の確保が課題であると感じている。施設機能強化加算等、

様々な措置費のメニューを駆使しているが、今後はさらに人件費を確保する方策が必要。現在は人員の調整を施設の自助努力に頼っている状態。

- 措置となったケースの中には、在宅支援を利用していた家庭も少なくない。措置開始年齢が高年齢化すると家庭復帰が困難になるリスクもあることは課題である。

## 7. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 社会的養護の専門性やマンパワーといった資源を在宅の支援に活かすことで事業をスムーズに進めることができた。
- 在宅支援を行う NPO との協働事業や財政支援等を提供し、その活動を大切にしてきた。逆に、市からも「ショートステイの受け皿が足りない」「在宅支援を拡充する必要がある」等、行政課題を正直に伝えることで課題を共有できている。そうした関係性を、さまざまな社会的養育の取り組みの中で育んだからこそ、今の在宅支援体制につながっている。
- 財政面の調整については、本事業単体ではなく、こどものパーマネンシー保障やこどもと保護者のウェルビーイング向上という全体の目的から考えている。在宅支援を強化することは虐待予防・分離予防につながり、結果、措置児童が減少することで措置にかかる費用も減少するので、むしろ予防的な事業に予算を割くことがこどもの権利擁護だけでなく、財政面でもメリットがある等、バランスと効果を見せていく必要がある。

## B 親子関係形成支援に資する事業



### Key Word

- 複数の委託先
- 社会的養護施設の多機能化
- PCIT
- CARE
- セーフケア
- 宿泊型
- 訪問型

## 1. 事業実施の背景

出産後に保護者が養育できるか評価が難しい事例では、訪問支援等の在宅支援をしながらアセスメントするか、親子を分離して家庭環境や親子交流の支援を進めるかという難しい判断になるが、前者はリスクもあり、後者は交流という限られた時間での支援に限界があった。そこで、親子宿泊による養育の支援を一定期間提供しながらアセスメントするようなサービスが必要とされていた。また、行政区(市町村)が支援している在宅家庭にとっても、保護者の家事支援やこどものショートステイだけでなく、こどもに関わっている場面で保護者を効果的に支援する「親子支援」のニーズがあった。同時に、長年の里親推進や平成 28 年度からの家庭復帰・親族養育等の推進により、乳児院・児童養護施設といった施設側にとっても、短期養育や在宅支援を担っていく多機能化・機能転換のニーズが高まりつつあった。

## 2. 事業の実施体制

### ■ 運営側

- 集合型：各行政区にて心理職(心理担当支援員)が中心となって定期開催

- 通所型：乳児院 1 室（社会福祉法人仏心会 福岡子供の家みずほ乳児院に委託）
- 宿泊型：乳児院 1 室（社会福祉法人仏心会 福岡子供の家みずほ乳児院に委託）
- 訪問型：児童養護施設 2 箇所（社会福祉法人福岡県社会事業団 和白青松園、社会福祉法人仏心会 福岡子供の家に委託）

#### ■ 利用対象

- 要対協ケース（基本的には未就学児）で区が必要と認めた世帯。  
※集合型は市民に広く募集するが、要対協ケースには個別に声かけを実施
- 利用料は無料。
- 家庭環境や親子関係の調整が必要な家庭や通所型等の継続が難しい家庭には訪問型、産後すぐで養育に心配のある家庭（生まれてすぐのほか、離乳食が始まるタイミング等）には宿泊型等、各家庭の状況に応じたサービス利用を勧奨している。

#### ■ 実施内容

- 集合型：Nobody's Perfect 等、行政区によって異なるプログラムや連続講座（グループ）。主に心理職(心理担当支援員)が企画・実施。
- 通所型：心理療法担当職員による PCIT（個別）、CARE（グループ）
- 宿泊型：宿泊を通じ、乳児養育の手技や愛着形成、乳幼児親子の関わり方を教えるとともに、区と連携して在宅支援を相談・調整（個別）
- 訪問型：SafeCare（個別）により、「親子の相互交流」と「家庭内の安全」の 2 科目を実施（1 科目あたり 6 回程度）

#### ■ 利用回数・期間

家庭の状況やニーズに合わせて調整しており、家庭によって異なる。

- 集合型：4～8 回等行政区によって異なる。
- 通所型：12～20 回（毎週 1 回）、3～6 か月
- 宿泊型：数日～最大 1 ヶ月間
- 訪問型：3～4 ヶ月間（各家庭の習得度合いにより調整する。不要な項目を飛ばす場合や、未習得の項目を複数回繰り返す場合がある。）

#### ■ 運営の工夫

訪問型は、2 施設のコーディネーター（全体管理、スーパーバイザーとの調整による訪問員への研修やグループスーパービジョンの調整、行政区との連絡調整、各家庭と訪問員のマッチング、訪問員の事務環境整備等）、行政区と児童相談所、外部のスーパーバイザー、本庁の事業所管課が参加する連絡会を年間 2～3 回開催し、課題や成果を確認することにより、行政や訪問員との調整方法（対象者選定や導入の流れ、実施中の連携、実施完了後の支援調整等）や事業内容の改善につなげている。

### 3. 事業のニーズ把握や事業内容の検討

#### 【事業内容の検討：令和元年頃】

- 行政側からは、児童相談所の施設担当(家庭移行支援係)が、こどもや家庭のニーズ（親子分離予防や家庭復帰支援にあたり不足している支援サービス）の観点から施設に宿泊型等の親子支援メニューの必要性を説明・相談するとともに、本庁の施設所管課(こども家庭課)が、今後の施設整備計画や社会的養育推進計画に基づく多機能化・機能転換の方向性について協議を進めた。（「4. 事業の担い手の確保」を参照）

- 在宅支援サービスの種類や提供量を増やして養育困難や虐待による親子分離を予防する目的において、宿泊型では特定のプログラムを適用せず、保護者の状況に応じた柔軟な相談や職員による養育指導の場として検討された。
- 通所型では、さまざまな状況の保護者にとって、指示的な PCIT が有効だと考えられた。宿泊型も同じ乳児院で実施するため、宿泊型に従事する職員にも心理療法担当職員が SV 的に関わり、PCIT の理論に基づく働きかけを活用することとなった。
- 通所型と宿泊型の実施に必要な施設の整備は、国の次世代育成支援対策施設整備交付金、及び日本財団助成金を利用した。
  - 事業（宿泊型・通所型）開始は令和 5 年 6 月
- 訪問型は、行政区職員や養育支援訪問事業の訪問員に調査したところ、これまでの養育支援訪問事業が担ってきた柔軟な相談よりも踏み込んだ具体的な支援を提供できる訪問事業も必要だと考えられたため、安全環境や親子関係の構築支援にエビデンスがある SafeCare を導入することとした。
  - SafeCare の研究者を招いた検討会に、行政区と訪問員の代表者に入ってもらい、日本(福岡市)に合ったプログラムの内容や対象家庭のイメージ、導入の流れ等の検討を進めた。
  - 事業（訪問型）開始は令和 5 年 4 月
  - 毎年度、訪問員を追加で養成して体制強化し、受け入れ家庭数を拡大
- （参考）  
乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設が多機能化を検討する中、福岡市は日本財団と協定を締結し、在宅支援のサービスに必要な施設整備等に対する助成と、検証を受け入れることとした。その中で、SafeCare の導入にかかるイニシャルコスト（訪問員への報酬等）は助成を活用したが、市の事業として定着させるため、令和 6 年度からは市の予算（後述する国の実証モデル事業を活用）により事業を実施している。

## 4. 事業の担い手の確保

### ■ 宿泊型・通所型

里親委託推進のみの文脈では、乳児院の役割が失われる（乳児院の専門性が重視されていないこと）への懸念や行政・施設間の意見の相違も一部あったが、在宅支援や親子支援の文脈では、乳児院が培ってきたこどもの発達理解に基づく保護者への支援的な関わりが活かされる方向性であり、在宅支援の充実のための多機能化の協議は進みやすかった。また、平成 28 年の児童福祉法改正や平成 29 年の「新しい社会的養育ビジョン」が施設の多機能化や在宅支援の充実を打ち出し、関連する国の補助事業の充実も見込まれたことから、市として施設に予算を伴う将来像を見据えて働きかけることができ、呼応した施設との協議を進めた。ただ、令和 4 年改正児童福祉法を受けた国の支援事業（安心子ども基金→令和 6 年からの家庭支援事業）の内容とマッチしない事業内容が含まれていたため、人件費は、措置費（施設機能強化加算(親子支援)）や乳児院等多機能化推進事業（育児指導機能強化事業）や、家庭支援専門相談員の複数名配置等、施設が地域支援を行う場合に認められるメニューの活用を市として検討し、施設側に提案した。乳児院の心理療法担当職員の高い専門性を活かした PCIT 等の習得や院内の施設職員への教育・SV を通じて、親への教育・助言を丁寧に専門的に組織として進める支援体制を構築できた。

### ■ 訪問型

- 親子支援の専門性が必要であることから、宿泊型・通所型を行うみずほ乳児院を運営する法人の児童養護施設（福岡子供の家）と協議し、別の児童養護施設（和白青松園）とともに多機能化の一環として担っていただくこととなった。

- 行政区が対象とする在宅家庭を広く訪問する体制を施設職員で築くことはできないため、訪問員は、養育支援訪問事業に登録している訪問員（約 80 名）に声をかけ、関心のある訪問員の方に研修を受講いただいて養成することとし、施設職員は事業全体のコーディネーター役を担うこととした。
- SafeCare の研究者（S V）、施設のコーディネーター、行政区（児童福祉機能）職員、訪問員それぞれの役割や事業の進め方を協議するワーキンググループを発足させた。

### 【ワーキンググループメンバー】

- SafeCare の研究代表者（S V） 1 名、共同研究者 1 名
  - 施設のコーディネーター（それぞれの施設から 1～2 名）
  - 行政区（児童福祉機能）職員の代表 2 名
  - 訪問員（養育支援訪問事業の訪問経験あり）の代表 2 名
  - 児童相談所職員 1 名（児相ケースも対象とするため）
  - 市の本庁の事業所管課（社会的養育担当、訪問事業担当）
- ※市の本庁の事業所管課は、当初は研究者と施設の顔合わせや施設目標の提示、体制や役割分担を示し、その後は伴走者として施設や研究者及び行政区全体での調整役を担った。

## 5. 庁内外の説明・調整・周知・予算確保のポイント

### ■ 庁内の説明

- 在宅支援サービスを充実させるための大きな方向性として、里親や施設に措置した場合にこどもにかかる負担や、児童 1 人あたりの費用（年間約 500～1,000 万円）と比べ、例えば宿泊型の親子支援は職員 3 人分の人件費（年間 2,000 万円未満）により何組もの親子の支援が可能であり、こどもや家族にとっての負担の少なさという面でも財政面でも中長期的に効果的であるとの説明を、通所型や訪問型の新設、既存のサービスの拡充も絡めて、具体的な数字を示して体系的に幹部や財政部門に説明した。
- 「市として虐待予防の施策を打っている」という打ち出しによって対外的な説明責任を果たす重要性や「全国初の取り組みポイント」（類似事業があったとしても初めて取り組む内容的なポイントを含む）を提示した資料を作成して事業を市として実施する意義を説明した。
- このサービスがなければ、どのような親子の状態が改善されないままになってしまっただけでこどもがどうなるのか、また、サービスがあることで、それがどのように改善するのか等、サービスを必要としているこどもや親子のイメージやサービス構築後の解決イメージについて、具体的な事例を示しながら説明することで、予算をかける意義を理解してもらった。



### ■ 予算の確保

親子関係形成支援事業だけでなく、複数の事業を組み合わせ活用している。

- 集合型：親子関係形成支援事業
- 通所型（PCIT）：親子再統合支援事業（安心こども基金）
- 通所型（CARE）：親子関係形成支援事業
- 宿泊型：乳児院等多機能化推進事業〔育児指導機能強化事業〕（児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金）、施設機能強化推進費〔親子支援事業〕（児童入所施設措置費等国庫負担金）
- 訪問型：児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金）

## 6. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- 訪問型（SafeCare）は、施設がコーディネート業務として各家庭と訪問員のマッチングや計画作成等を行ってくれるため、行政区職員の事務負担が少なく、職員として導入のハードルが低い。また、わかりやすい具体的な科目があることで、これまで「相談に応じてくれるだけの訪問なら利用しない」と養育支援訪問（傾聴的支援）に興味を示さなかった保護者が興味を示す場合もあり、訪問型親子支援の利用が広がり、全ての行政区で利用されている。
- その結果、利用家庭と施設職員・訪問員との頻回なやりとりの中で信頼感が増して行政区職員との関係も構築されていくといった事例がみられる。

### ■ 課題

- 通所型は、自ら施設まで通うハードルがあり、利用が少ない。一方、訪問型ではなく通所型のPCITによる支援が適切な家庭もあるため、円滑な利用のための方策を市と乳児院で模索している。
- 出産前後の支援を中心に、行政区からは、宿泊型の受け皿の拡充を求める声があるが、乳児院1室では利用時期が重複するケースに対応できないため、妊産婦等生活援助事業（4室）を運営している母子生活支援施設とも連携しながら、どのように体制を整備していくかが課題になっている。
- 訪問型については、行政区の利用ニーズが年々伸びており、訪問員の養成が追い付いていないため、さらなる担い手の募集・養成が必要となっている。
- 訪問型の予算は国のモデル事業を活用しているため、今後安定した国の補助事業がなければ市としての継続実施が困難となるため、国に対して成果等を示しながら引き続き働きかけを行っていく必要がある。
- 宿泊型の場合、乳児院が主に女性職員しか従事しておらず、施設側で父子が利用するための準備が整っていないことがある。

## 7. 事業構築のプロセスで重要だと感じたこと

- 親子関係の形成や再構築という専門的な支援のために、一定の専門的人材やハード面を有する施設の多機能化・機能転換という手法をとり、関連予算を活用して通所型・宿泊型・訪問型という複数のタイプを整備してきたことが円滑な整備につながった要因だと考えている。
- 親子のための支援サービスは、国の要綱ではなく、民間の団体や法人、行政区、児童相談所等の現場のニーズに基づき、担い手（実行者）と協働して事業を企画するべきである。国の要綱の型どおりに事業者を募集するのではなく、市としては大枠を示し、担い手側からできることを複数提案してもらい、それに対して国の要綱を解釈して事業を組み立てて補助事業を活用していくような流れで進めることで、現場ニーズに合った、かつ、担い手の強みを活かした持続的な事業として根付いていくものだと感じている。例えば、訪問型親子支援では、市として最初は「SafeCareによる訪問支援を行う」方針のみを示して施設の提案を促した結果、施設スタッフが、訪問員の事務環境の整備（タブレットや通信網の活用）や日々の相談に応じる等のバックアップ、研修コーディネート等を積極的に提案してもらえたため、それらに必要な予算や実施要綱を検討しながら、より充実した支援体制のもとで、行政区職員にとっても負担のない訪問支援として利用が広がっている。
- 海外発のプログラムは、日本やその地域の特色に応じたカスタマイズが可能な場合もある。カス

タマイズしながら、結果を検証することが重要である。

- 今後は、社会的養護資源ではない一般的な地域資源において担えるサービスや役割との棲み分けや相互の拡大等、全体最適な支援体制の整備を計画的に進めて行く必要がある。

## Key Word

- 地域資源コーディネーター
- ネットワークづくり
- 地域資源の把握・可視化
- 地域資源との関係構築

## 1. 地域資源の把握・視覚化

- 令和6年度から国の補助金を活用し、地域資源コーディネーターの配置を福岡市社会福祉協議会に委託している。行政で把握しきれない地域の資源や強み、民間独自の取り組みを、現場に足を運んで情報収集してリスト化している（学習支援、居場所、食堂等、約30箇所）。当てはまる行政のサービスがないか相談があったときに、情報提供できるよう、内部向け資料として作成している。
- こども家庭センターを立ち上げた際に、子育て支援課の中にこども連携係を新設し、係長級として統括支援員を配置している。そのメイン業務の1つとして地域資源開拓業務を位置づけ、地域資源との連携を図るために統括支援員が地域に顔を出してつながりを作り、必要に応じて地域と連携している。

## 2. 担い手となり得る団体の交流やネットワーク化の取り組み

ジャンルを問わず地域資源の活動を行っている民間団体等のネットワーク会議を年に2回程度行政区ごとに開催している。内容は各区の自由設定としている（例：学習支援、居場所等）が、前半は講師の講演、後半は参加者でディスカッションや交流することが中心となっている。

## 3. 取り組みによって得られた成果や今後の課題

## ■ 成果

地域資源コーディネーターによる地域資源のリスト化やネットワーク会議を通じて、情報交換や、それぞれの強みを活かした横のつながりが生まれており、地域内で助け合う関係性の構築につながっていると考える。

## ■ 課題

- 現在、ネットワーク会議は、行政主体で実施しているが、理想としては民間団体等にネットワークの強化（横のつながり）の意義を感じてもらい、主体的に開催してもらうことが望ましいと考える。

## 大分県

## 県独自の財政支援と全市町村への訪問・事例共有による横展開

大分県 福祉保健部 こども・家庭支援課

## 自治体概要 [時点は項目内に記載]

| 児童相談所 設置数：2 箇所 R7/9/29 時点

| こども家庭センター 設置数：18 箇所（16 市町村） R7/9/29 時点

各事業の実施市町村数*	子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業	子育て短期支援事業
※R7 年中実施見込 (R7/8/1 時点)	11/18	5/18	3/18	17/18

母数は都道府県内の全市町村数

- 県独自の財政支援（嵩上げ補助）
- 全市町村への訪問による事業実施促進
- 県内の先行事例の横展開
- 支援対象児童等見守り強化事業

## 01 市町村による家庭支援事業等の実施にかかる支援事例

### A 支援対象児童等見守り強化事業



#### 1. 事業の検討・調整にかかる支援

- （事業実施の背景）市町村のニーズとしては、要対協の見守り対象ケースで月1回の訪問がなかなかできないという事情があった。本事業が始まった時期がコロナ禍だったため、対面での訪問が難しく、どのように安全確認をするべきかという課題があった。
- 令和3年頃、県が18市町村を訪問し、事業の必要性や県の意向を直接伝える根回しを行って事業の実施を呼びかけた。また、担い手として、県内5箇所の児童家庭支援センターだけでなく、こども食堂等の地域に存在する他の資源も活用できることを紹介した。
- 県独自の補助金の設計も行い、財政支援を実施した。（「3.事業に関する財政支援」を参照）

#### 2. 事業に関する情報提供

- 各市町村への訪問時には、担い手のイメージを共有するため、児童家庭支援センターやフードバンクの取り組み等県内の先行事例を紹介した。
- 県の要対協の会議（年に1回全市町村が集まる場）で、先行実施している自治体に事例発表をしてもらい、情報共有を行った。

#### 3. 事業に関する財政支援

- 令和4、5、6年度の3ヶ年で利用できる県独自の補助金を設計し、国による3分の2の補助に加え、6分の1の上乗せ補助を実施した。
- 予算要求当時はコロナ禍であったこともあり、県として地域によるこどもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることに危機感を持っていた。また県内で先行実施していた自治体の取り組み状況から、当事業の県内展開を図ることで潜在化する児童虐待等を早期に発見し、必要な支援につなげられることが見込まれたため、市町村のニーズ等も確認した上で、財政支援を行った。
- 財政当局にも、上記の危機感や、先行事例における事業の有効性を丁寧に説明し、予算化につな

がった。

#### 4. 市町村が家庭支援事業を構築する上で、都道府県の役割として重要な点

- 事例共有にとどまらず、県の担当職員が全市町村を直接訪問し、事業の必要性を丁寧に説明した。
- 先行事例の収集・分析を行い、その情報を県内の市町村に横展開した。
- 令和7年度に財政支援がなくなった後も、18市町村中16市町村が事業を継続していることから、最初の導入のハードルを下げるのが大切である。なお、市町村によっては、事業は継続するが予算額を落とす等、財政事情によって工夫しながら調整しているようである。

#### 5. 得られた成果

県独自の財政支援により、18市町村中17市町村が事業を開始することになり事業普及に貢献した。

## B 妊産婦等生活援助事業



#### 1. 事業概要

- 県内の母子生活支援施設1箇所委託している。
- 市町村が支援したい特定妊婦がいる場合、年齢に応じて女性相談支援センター（女性相談所）または児童相談所に相談し、相談を受けた機関が受託施設に一時保護委託を行う。本県では受け入れられる部屋が1部屋しかないことから、本当に支援が必要な方が利用できるように、受け入れは一時保護委託のスキームを採用している。
- 国の補助金は、スタッフ（助産師等）の配置や、生活費等に使われており、事務にかかる費用等は一時保護委託費で計上されている。この組み合わせであれば、母子生活支援施設としても経費を十分賄うことができ、受託が可能となった。

#### 2. 今後の課題

- 1部屋しかないため、年間受け入れ件数は3~4件にとどまっている。
- 現在、受託施設と一緒に市町村や関係する機関に対して事業の改めでの周知と、支援が必要な方の掘り起こしをお願いしている最中である。また、市町村等にこうしたサービスの認知が進むことで、件数が増える伸び代もあると考えている。

### 1. 家庭支援事業等の担い手について

日本財団の助成金で子ども第三の居場所を実施している中津市と日田市に関しては、令和8年度から児童育成支援拠点事業に移行する予定で調整をしている。その他の市町村で、現在は地域こどもの生活支援強化事業等を活用しているところから移行を検討している自治体もある。

### 2. 家庭支援事業等の構築における特徴について

- 児童相談所が現場のニーズから必要性を感じて本庁に働きかけ、事業が始まることも少なくない（例えば親子再統合支援事業等）。予算に関しては、児童相談所から相談を受け、本庁が予算策定に向けた資料を作成する。児童相談所にはその資料作成の一部を担ってもらい、「現場が必要としている」というエビデンスとして使用したり、本庁側では把握できないデータを載せたりすることで、より具体性が高まり、本庁内での説明の説得力につながっている。
- 大分県では、ケースワーカーの多くが行政職であるため児童相談所の職員が本庁に人事異動になる可能性もある。その経験が、事業を構築していく際の政策的な視点や、現場経験に裏打ちされた説得力として活かされることもある。

### 3. 所管施設の多機能化や支援機能強化への働きかけについて

- 今年度は、児童相談所が主導し、施設に対して施設機能強化推進費加算を活用して地域支援を行うよう働きかけを行った（児童相談所職員と本庁職員が同席するファミリーソーシャルワーカーの連絡会を通じて）。今年度はほぼ全ての施設で活用されることになっている。なお、児童相談所では、施設担当の措置班が中心となり市町村支援の強化を目指している背景がある。
- 県からの働きかけというよりは、各事業の推進に積極的な県内の施設が市町村を巻き込んでいる側面も大きい。

### 4. 今後の家庭支援事業等の推進について

- 児童育成支援拠点事業については、市町村側で広域実施が可能であることや、他の市町村で実施している事業者にも委託することが可能という認識がないのかもしれない。その場合、県庁からその情報を市町村に情報提供していくことも今後考えられる。
- 社会的養育推進計画の通り、家庭支援事業を伸ばしていくための働きかけをしていく予定。年2回開催する市町村との事例共有や協議の場等で課題の整理を行う。

## 岐阜県

## 市町村と児童家庭支援センターの連携促進及び児童養護施設等に対する家庭支援事業への参入支援

岐阜県 子ども・女性部 子ども家庭課、子育て支援課、中央子ども相談センター（児童相談所）※

※ヒアリングには社会福祉法人樹心会（児童家庭支援センター、里親支援センターを運営）もご同席

## 自治体概要 [R7/10/27時点]

- 児童相談所 設置数：5箇所
- こども家庭センター 設置数：40箇所（40市町村）

各事業の実施市町村数※	子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業	子育て短期支援事業
※準備中含む	21/42	1/42	9/42	40/42

母数は都道府県内の全市町村数

- 社会的養護施設への家庭支援事業参入促進
- 県内の先行事例の横展開
- 児童相談所も参画した取り組み検討
- 子育て短期支援事業
- 里親ショート
- 地域資源の広域活用の推進
- 児童家庭支援センターと市町村の連携による事業化推進

## 01 市町村による家庭支援事業等の実施にかかる支援事例

### A 子育て短期支援事業



#### 1. 事業の検討・調整にかかる支援

##### ■ 背景

- 子育て短期支援事業は、県内の多くの児童養護施設や乳児院で積極的に市町村からの委託を受けしており、延べ契約数としては75程度となっている。
- 予防保全・家庭支援の観点やショートステイのニーズが増加する一方、施設の小規模化により受け入れ枠が減少している実態を受け、里親の活用を進めている。こどもを遠方の児童養護施設等に預けるよりも、近くの里親に依頼できた方がよいという考えに基づいている。
- 児童家庭支援センターが窓口となり、同じ法人内の児童養護施設でショートステイを受け入れる従来の手法に加えて、令和3年度からは、児童家庭支援センターや里親支援センターが管轄地域の里親ショートステイのコーディネート窓口を務める手法も行っている。
- 県としては、里親登録をしたものの委託には至っていない「未委託里親」の活躍を課題としており、令和7年3月に策定した「岐阜県社会的養育推進行動計画」において、「里親活躍率」という独自の指標を設定した。長期委託に加え、ショートステイやレスパイト・ケア等での里親の貢献を数値化し、より多くの里親が活躍できる環境を整えている。

##### ■ 県による市町村と児童家庭支援センターの関係構築

- 年1回、県内5圏域で児童福祉担当課長との会議を開催しており、県から里親ショートステイや里親保険（「3.事業に関する財政支援」を参照）等について周知することで、市町村がショートステイに取り組みやすくなるよう工夫している。会議には児童家庭支援センターも参加しており、市町村との関係構築を図っている。
- 県では、児童家庭支援センターが全市町村の要対協実務者会議に参画できていないことを課題と考え、まずは関係性の構築こそが重要と考えている。そこで、児童家庭支援センターの補助制度を活用し、市町村が児童家庭支援センターに指導を依頼する指導促進事業を推進し、市町村がこの事業を活用する場合には、必ず児童家庭支援センターを要対協実務者会議に参画させるよう県から要請している。令和7年度は2つの圏域で予算を確保しており、令和8年度には全5圏域に

拡充したいと考えている。

## ■ 県によるこども家庭センターへのヒアリング

- 今年度、県内5つの圏域ごとに実態把握のためのヒアリングを実施し、統括支援員の課題や家庭支援事業の課題等の報告を受けた。この場合は、市町村の担当者が顔を合わせる機会にもなり、各地域が抱える課題の共有を進めることができた。ヒアリングには、ほかに児童相談所、保健所も参加した。
- その際、課題のひとつとして、児童養護施設等においてショートステイの受入れ枠が少なく、事業実施が困難であるという課題が挙げられた。ショートステイの受け皿拡大のために国の制度を活用して専従職員を配置することは可能であるが、予算的に単独の市町村での配置は難しいという意見が聞かれたため、県では複数の市町村が協定を結び、共同で配置する方法を提案している。一方で、市町村側は手続きの煩雑さを懸念しており、より簡便な制度にできないかという意見が出た。
- その他家庭支援事業については、小規模な市町村では単独での委託先の確保が難しい等、地域の社会的資源の格差が話題に挙げられた。今後の統括支援員研修等においても、こうした課題を共有していく予定である。

## ■ 児童養護施設・乳児院による家庭支援事業への参入促進とマッチング支援

- 市町村において、社会福祉法人への信頼性は高いことから、社会的資源としての児童養護施設や乳児院の専門性の活用が進むよう、岐阜県児童福祉協議会に働きかけている。具体的には、県職員が同協議会の会議に出向き、現在のこども家庭センターの課題や市町村こども計画に記載されているニーズ、家庭支援事業の必要性等について、行政説明を行っている。その中では、家庭支援事業を受託することによる施設価値の向上や経営の安定化、職員のキャリア形成に繋がるといったメリットを提示する等、法人内での意思決定に繋がる情報を提供している。各施設にはアンケートを行い、現在の参入意向を確認し、それらを施設シーズとして取りまとめたところである。現時点では、すでにショートステイに取り組んでいる施設が多いが、新規3事業についてもそれぞれ6~7件程度の参入意向が示されている。県はこれらの施設シーズを一覧表にまとめて市町村に提供したほか、市町村こども計画に記載のニーズ一覧を施設に提供する等、マッチングを図る支援をしている。なお、施設に対しては、市町村から施設へ直接連絡が来るのを待つだけでなく、施設側からも積極的にアプローチするよう促している。

### 家庭支援事業 市町村ニーズに基づく圏域別委託額の試算①

・圏域別の市町村ニーズを「1つの施設」で受けた場合の委託料の試算額  
 ・R8概算要求における国基準額は、R7比で5~15%程度の増額

事業名	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域
① 子育て世帯訪問支援事業	6市町 1,479世帯 (R7:5市町)	15市町 1,479世帯 (R7:15市町)	10市町 1,479世帯 (R7:10市町)
② 児童育成支援拠点事業	2市町 43人 (R7:2市町)	2市町 43人 (R7:2市町)	2市町 43人 (R7:2市町)
③ 親子関係形成支援事業	4市町 81世帯 (R7:4市町)	4市町 81世帯 (R7:4市町)	4市町 81世帯 (R7:4市町)
④ 子育て短期支援事業	9市町 313人 (R7:9市町)	9市町 313人 (R7:9市町)	9市町 313人 (R7:9市町)
⑤ 一時預かり事業	9市町 647,626人 (R7:9市町)	11市町 53,197人 (R7:10市町)	13市町村 86,096人 (R7:11市町村)
⑥ 養育支援訪問事業	9市町 938世帯 (R7:9市町)	10市町 373世帯 (R7:10市町)	10市町村 379世帯 (R7:9市町村)

※1:一時預かり事業、養育支援訪問事業は、施設等への要約が想定されたため、試算を行わない  
 ※2:子育て短期支援事業は半数を2歳未満児と仮定、トワイライトステイは計算に含めていない

11

### 家庭支援事業の受託による施設側のメリット

まとめ

市町村ニーズ

- 家庭支援事業を早急に整備したい
- アウトリーチ機能を強化したい

施設の強み

- 福祉職、心理職を中心に高い専門性
- 24時間対応可能な体制

家庭支援事業の受託

施設にとってのメリット

- 経営の安定化: 家庭支援事業の受託による、新たな収入源が確保できる
- 職員のキャリア形成: 職員の多様な支援経験の場を確保する
- 施設の社会的価値の向上: 専門性を地域に還元し、施設の価値を向上させる

★早期参入の重要性

早期参入による、地域における優位性(=長期的な受託機会)の確保

13

参考: 県による説明資料(抜粋)(岐阜県提供)

## 2. 事業に関する情報提供

## ■ 児童家庭支援センター主催の市町村向け学習会

- 令和3年度より、里親と市町村が直接ショートステイを契約できるようになったことを受け、児童家庭支援センターが主催する形で市町村向けの学習会を開始した。学習会（年2回）では、制度の概要のほか、ショートステイが児童虐待の予防につながることを説明している。当初、参加市町村は西濃地域の半数にとどまっていたが、今では全ての市町村が参加しており、2つの自治体が里親とのショートステイ契約を取り交わした。
- この学習会を実施した児童家庭支援センターが、他の児童家庭支援センターに取り組み状況を情報提供したことにより、他の児童家庭支援センターでも学習会を開催したいとの意見が聞かれた。そこで、先行して学習会を実施した児童家庭支援センターは、すでに里親ショートステイを実施している市町村担当者と学習会の開催を希望する児童家庭支援センターとのマッチングを行い、他の児童家庭支援センターが学習会を開催する基盤を整えた。その後、他の圏域においても学習会が開催される運びとなった。
- 児童家庭支援センター同士では、年に3～4回、センター長が集まる会議の場で情報交換を行っている。同会議には県担当者も参加し、たびたび課題として挙がる、市町村における里親制度の認知度の低さや活用方法を知らないという現状を共有している。それを受け、県担当者は、様々な市町村との会議の場を活用して、里親制度の仕組みや社会的養護を必要とするこどもの現状等を丁寧に伝えている。なお、令和7年度より、県内5箇所の児童家庭支援センターを運営する法人のうち4箇所が里親支援センターを開設し、より専門性の高い活動を行っている。

## ■ 児童相談所による事例共有

- 児童相談所連携支援課（市町村支援児童福祉司）が年間を通じて全ての市町村を巡回し、市町村支援を行っているが、その中で家庭支援事業の課題等を聞き取っている。また、統括支援員の実務者研修を兼ねた研修会を開催し、事例等の共有を行っている。年度初めには各市町村に対し、家庭支援事業の実施状況に関するアンケート調査を行い、その結果を市町村間で共有しながら、訪問時には他自治体の取り組みを参考に助言している。
- 年2回開催する「県内市町村先駆的児童相談ケース対応発表・研修会」では、家庭支援事業を先行して取り組んでいる自治体等に事例発表してもらうことに加え、グループ交流を通じて市町村や関係機関同士が交流できる場を設けている。最近では特定妊婦への支援として、子育て世帯訪問支援事業等を組み込んだサポートプランの事例報告も行われた。

## 3. 事業に関する財政支援

以前は全国里親会の保険を利用していたが、里親会への加入率の低下等を受け、令和6年度から民間による里親保険を採用することとし、県が保険料を支払っている。この保険では、ショートステイも補償対象に含めるよう調整し、保険が適用されるようにした。運用面では、保険の加入・脱会手続きを管内の里親支援センター経由で行うルールを設けており、通常の委託や一時保護等に影響のない運用を可能としている。

## 4. 市町村が家庭支援事業を構築する上で、都道府県の役割として重要な点

- 行政職員には異動がつきものであるため、県では、「県内市町村先駆的児童相談ケース対応発表・研修会」等を継続的に開催し、情報提供やノウハウの共有を行う場を設けている。また、市町村へのヒアリングを通じて、家庭支援事業等の課題を県が直接把握し、必要な政策検討に活かしている。
- 県が児童養護施設や乳児院側に対し、単に家庭支援事業の必要性を説くだけでなく、市町村こ

も計画に記載のニーズを活用した具体的な事業収入の試算を作成し提示していることに加え、家庭支援事業の受託が施設価値の向上や経営の安定化、職員のキャリア形成に寄与する等のメリットを示す等、参入へのハードルを下げる積極的なアプローチが重要である。

- 児童家庭支援センターの指導促進事業に係る補助金等、国の補助金制度を有効に活用し、市町村と児童家庭支援センターとの関係構築を支援している。

## 5. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- 県の登録里親であれば、里親ショートステイでも県の里親保険を適用できる仕組みを構築したことで、市町村が独自に保険の予算を確保する必要がなくなり、里親ショートステイ導入検討を始める自治体も出てきている。
- 「県内市町村先駆的児童相談ケース対応発表・研修会」や児童家庭支援センター主催の学習会を通じて、先行し自治体の事例が共有されたことで、近隣の市町村にも徐々に横展開が進んでいる。

### ■ 課題

- 里親ショートステイの委託先を決定するまでに時間がかかることが課題である。市町村には里親に関する詳細な情報がないため、児童家庭支援センターがコーディネーター役として介在しているが、特に経験が浅い里親への委託には、マッチングに慎重にならざるを得ない。また、緊急時には、少ない情報から適切なマッチングに導く難しさに加えて、児童家庭支援センターの迅速な情報収集と判断に依存するため、さらに委託の困難さが増すことも、各市町村が導入を足踏みする要因となっている。
- 県に対し、市町村からは、家庭支援事業の委託先の情報提供や財政的支援、広域調整への要望が寄せられている。一方、施設側からは人員配置への配慮や、制度を分かりやすく解説してほしいという声、県が市町村と施設の間で契約内容を調整してほしいという要望も出ている。
- 一般的に、市町村の児童福祉部門の職員は定期的な異動があるため、母子保健部門の保健師のように専門的な知識や経験を積み上げることが難しい。前述の研修会等を通じて継続的に学ぶ機会を設けているが、十分とは言い難い。県としては、情報提供や人材育成等の支援を継続しながら、少しずつ取り組みを広げていきたいと考えている。

## 1. 家庭支援事業等の担い手について

### ■ 児童養護施設等

- 子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成事業に参入意向を示す施設があるほか、施設の多機能化に向けた動きとして、乳児院で補助金を活用した産前・産後母子支援事業や妊産婦等生活援助事業に取り組んでいる。また、日頃から母子保健の研修会や保健師との繋がりの中で市町村のニーズを把握している。
- 近年、補助メニュー自体は増加しているが、ショートステイ等の単価が安いいため、受ければ受けるとの赤字になるとの声も上がっており、施設の多機能化を踏みとどまらせる要因となっている。

### ■ 児童家庭支援センター

既に子育て世帯訪問支援事業や親子関係形成支援事業を実施している児童家庭支援センターでは、圏域内全ての要対協に参加し、情報共有を重ねることで関係性構築が進んでおり、家庭支援事業委託もスムーズに行われている。要対協や各種事業において児童家庭支援センターが求められる理由として、心理士等の専門的な視点や、遊戯療法等の実施が求められていることが挙げられる。このように、児童家庭支援センターは、児童相談所の補完機関としてだけでなく、非常に多くの業務を担っているため、人材不足が深刻な問題となっている。人材確保のための安定的な財源を求める児童家庭支援センターに対し、県は、運営補助金に加え、令和8年度からは、地域連携担当職員加算の予算を確保した。また、国に対して、児童家庭支援センターの経営の安定に資する措置費化の要望を行っている。

### ■ 子育て世帯訪問支援事業の担い手育成

- 子育て世帯訪問支援事業を担当する人材の育成が課題となっている。受講者対象者が少ない市町村では、研修を近隣市町村と合同開催することで効率的に支援者向け研修を実施している。
- 研修には、市町村職員に加え、実際に業務を担う事業者のスタッフや訪問員も参加している。研修費用は、開催市町村が予算から支出するが、他市町村も一部負担するスキームとなっている。

## 長野県

説明会による理念浸透から地域懇談会・個別フォローまで、市町村に対する段階的なアプローチ

長野県 県民文化部 こども若者局 こども・家庭課

## 自治体概要 [R7/4/1時点]

- | 児童相談所 設置数：5箇所
- | こども家庭センター 設置数：49箇所（49市町村）

各事業等の実施 市町村数	子育て世帯 訪問支援事業	児童育成 支援拠点事業	親子関係形成 支援事業	子育て短期 支援事業
	37/77	7/77	16/77	58/77 (ショートステイ 58/77 トワイライトス テイ 19/77)

母数は都道府県内の全市町村数

- 地域資源の広域活用の推進
- 児童相談所も参画した取り組み検討
- 複数市町村の情報交換や事業検討の推進（エリア別懇談会）
- 県内の先行事例の横展開

## 01

## 家庭支援事業等のサービスの広域実施にかかる調整・支援

### A 地域懇談会を活用した家庭支援事業構築の支援

#### 1. 事業の検討・調整にかかる支援

##### ■ 「地域懇談会」の開催

###### 【背景】

- 長野県では社会的養育推進計画（後期計画）の策定にあたり、令和6年度に地域の実情や取り組みの方向性について県内10圏域で市町村、施設、里親、児童相談所等に対しヒアリングを実施してきた。令和7年度以降もこの枠組みを「地域懇談会」という形で継続することにした。地域懇談会では、こども家庭センターの設置、家庭支援事業の実施、里親等委託の推進、施設の多機能化等をテーマに意見交換を行っている。
- また、令和7年度こども家庭庁「こども家庭センター設置・機能強化促進（伴走相談支援）業務」（以下、伴走相談支援事業）の枠組みの中にも地域懇談会を組み込み、家庭支援事業等の構築・活用を含むこども家庭センターの機能の充実等に努めてきた。

###### 【基本的な考え方】

- 長野県は山地が多く、盆地や谷底平野等で地域が地理的に分かれており、小規模な市町村も多い。地域で切れ目なく支援を進めるためには、児童家庭支援センターや里親支援センター等、地域のハブとなる支援機関が一定数存在することが重要であった。この際、施設が培った経験やノウハウを里親等委託の推進、市町村のバックアップ等に活かし、こどもが身近な地域で支援を受けられることが望ましいという考えのもと、地域ごとに支援体制をつくる枠組みとして地域懇談会を位置付けている。
- 社会的養育推進計画(後期計画)ではパーマネンシー保障を掲げ、長野県の市町村数・施設数が多いという特色を踏まえ、身近な地域で必要な支援ができる体制を、地域ごとに整備する方針を大きく打ち出している。

###### 【開催の頻度】

- 計画上は、最低年2回開催する旨を記載している。
- 令和7年度は伴走相談支援事業を活用して、年4回（7,10,12,1月）実施している地域も3箇所ある。

### 【参加者】

- 参加対象は地域の社会的養育関係者を基本としているが、今後は協議の目的等に応じて柔軟に参加者の調整を行うことを検討。例として、行政間の調整が主眼となるテーマでは、参加者を市町村職員のみ限定することも考えられる。
- また、今後は家庭支援事業を受託する可能性がある各種の事業者等にも声かけを行うことを検討している。

### 【地域のニーズに応じたテーマ設定】

- 地域懇談会のテーマは地域によって大きく異なっている。例えば、小規模の圏域では、参加者の困りごとをざっくりばらんに共有し、これまで自治体で十分に対応できなかったケースの悩み等を丁寧に把握している。また人口規模の大きな圏域では、各市町村の家庭支援事業やこども家庭センター設置の取り組みや課題を共有している。
- 里親ショートステイ等、課題や取り組みの方向性が定まっている地域懇談会においては、施設や里親支援センター等が担える役割を具体的に検討する場となっている。
- 県は地域懇談会では主に司会の役割を担うが、これまでの経緯や里親・施設等の地域状況を踏まえ、参加者から自発的に「こんなことができるのではないか」等の声が挙がっている。

### 【伴走相談支援事業による市町村ワークショップ】

- 長野県の77市町村のうち、伴走相談支援事業に参加した市町村は全体で50箇所程度ある。こども家庭センター設置（テーマA）、サポートプラン作成（テーマB）、地域資源開拓と家庭支援事業の事業化（テーマC）という3種類について、それぞれ課題を抱えている市町村をグループに分けてワークショップを実施している。
- 計画初年度において、こども家庭センターの設置や機能強化を全県的に推進するためテーマ別に参加市町村を募った一方、地域懇談会での議論が進みつつあった地域は、別途、地域全体でテーマCに取り組んでいただいた。

## 2. 事業に関する情報提供

- 令和6年度の地域懇談会では、家庭支援事業の実施がテーマになった際、特に子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業の3事業を中心に意見交換してきた。令和7年度も引き続き、この3事業を意識的に議論している。
- また、こども家庭センターの設置や3事業の実施箇所を示した地図を作成している。資料をもとに、市町村から実施の状況等が共有されることにより、他の市町村にとって事業を実施する意識付けにつながっている。
- 今後は先進的な事例の共有を通じて、民間の施設等が中心のネットワークから事業が生み出される形や、児童相談所の市町村担当職員が引き継いで地域の支援体制づくりを推進する形等、地域の状況に応じて複数の進め方を設計する方向も、令和8年度以降に検討している。

## 3. 児童家庭支援センター等、所管施設の多機能化や支援機能強化への働きかけ

- 特に、児童家庭支援センターは支援体制をつくる上でハブとなり得る存在であり、地域のニーズ



- 加えて、どのように仕組みを作るかという行政的な仕事を担う行政職と、実際どのように支援を行うかという現場感を理解する福祉職が連携し、制度の使い方や具体的な支援のアイデアまで市町村へ伝えられることが重要だと捉えている。
- 長野県では令和7年度から、社会的養育推進計画の推進にあたり、取り組みの推進に関わる本庁及び児童相談所職員の取り組みを促すため、年度当初に社会的養育推進担当やパーマネンシー保障担当等として業務の割り振りを行っており、各職員が専任でなくとも、市町村への支援が自分の業務であるという認識を持ちやすい体制となっている。

## 5. 得られた成果や今後の課題

### ■ 成果

- 地域懇談会の開催を通じて、地域ごとの課題の把握が進み、多くの市町村においてこども家庭センター設置や家庭支援事業の開始等の成果として、成果が出始めるとともに、地域ごとに今後の取り組みが明確になってきているところもある。例えば、家庭支援事業の議論が具体化し、来年度から里親ショートステイを実施する自治体が生まれる等前進が見られる。一方で、サポートプランについては、市町村がどこまで行うべきか迷うケースもあることがわかってきた。
- 特定の家庭支援事業のテーマに絞って複数市町村が議論する機会を設けたことで、互いの自治体内の資源を知って他自治体の資源への委託等による実施や、複数市町村で連携した実施等の創意工夫を生んでいる。例えば、子育て世帯訪問支援事業では、子育て短期支援事業と組み合わせて検討する市町村があり、複数の市町村合同で研修を実施する等、共同実施や効率化の工夫も見られ始めている。

### ■ 課題

- 地域懇談会を通じて、市町村が施設等の資源を活用しながら家庭支援事業を展開できることが理想であるが、年2回の開催だけでは十分とは言えず、自治体への個別フォローも必要となっている。
- また、事業化を進める上では旗振り役が重要だが、人員や時間が不足しているという課題が挙げられている。現状は本庁職員を中心に、児童相談所の市町村担当職員と協力して進めているが、将来的には施設等の事業者側が旗振り役となることを期待している。
- 事業者側からは、子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業はまとまった事業量が見込めなければ、経営面・人材面から本格的な実施が難しいという声が挙げられている。
- 長野県では、地域ごとに市町村の規模感や施設の有無等が大きく異なり、同一圏域内でも課題が分かれることがある。そのため、現状の10圏域での開催をさらに細分化し、同様のニーズを持つ地域のまとまりごとに議論できる形への移行を模索している。

### 1. 児童相談所による支援

- 各児童相談所には、地域の体制づくりを進める社会的養育推進担当職員がおり、県庁職員と連携して地域の仕組みづくりを検討・実施している。
- 例として、ショートステイの受け皿が不足している地域では、複数の市町村が協力し、施設での研修を受けた協力家庭にショートステイを依頼する仕組みづくりが進んでいる。小規模な市町村においては、こういった里親や協力家庭の育成も重要だと感じている。
- この仕組みは、もともと当該地域の1市で実施されていた取り組みが基盤となっている。以前の補助事業では、要保護・要支援対象のこどもを無料で預かる仕組みがあり、市がNPO 法人と協力して里親を含めた協力家庭を募り、こどもを預ける運用を行っていた。令和6年度に当補助事業は終了したが、その枠組みをショートステイに活用し、地域全体の取り組みとして再構築しようとしている。



---

令和7（2025）年度こども家庭庁  
子ども・子育て支援調査研究事業

こども家庭センター等における支援事業の構築及び活用の効果的方策に関する調査研究  
成果物

令和8（2026）年3月

株式会社 HITOTOWA  
HITOTOWA こども総研

---